

平成 25 年(ワ)第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号
福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第2陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2023(令和5)年5月24日

最終準備書面・第1分冊 (総論)

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺 利孝

同

広田 次男

同

米倉 勉

同

佐藤 美由紀

同

平松 真二郎

同

丸山 幸司

同

山田 大輔

同

鳥飼 康二

ほか

目次

第1部 はじめに.....	3
第2部 責任論および被告の責任加重事由(損害算定における増額事由)	3
第1章 原子力事業者に課されている安全確保義務	3
第1 原賠法の目的	3

第2 被告には高度の安全確保義務が課されていること	9
第2章 本件で考慮すべき被告の責任加重事由	19
第1 本件で考慮すべき被告の責任加重事由の概要	19
第2 被告の加害行為の悪質性その1(安全確保義務違反及び安全対策阻害行為)	22
第3 被告の加害行為の悪質性その2(意図的に安全神話を作り上げたこと)	32
第4 被告の加害行為の悪質性その3(データ改竄・事故の隠蔽)	36
第5 被告の加害行為の悪質性その4(本件事故後の被告の態度行動)	37
第6 この章のまとめ	50
第3章 山木屋判決が妥当性を欠くこと	50
第1 はじめに	50
第2 被告の予見義務に関する山木屋判決の認定の誤り	50
第3 長期評価の見解を取り入れた対策をすべきであったことについて	55
第4 令和4年最高裁判決に基づく主張(被告の準備書面(408))への反論	63
第3部 損害総論	74
第1章 賠償請求する損害の内容	74
第1 損害の費目	74
第2 2つの損害(避難慰謝料と故郷剥奪損害)の本質	74
第3 請求方式について	75
第2章 避難慰謝料	78
第1 はじめに	78
第2 中間指針における避難慰謝料水準の不十分さ	78
第3 避難に伴う精神的苦痛の重大性	84
第4 被告の悪質性などを増額要素として考慮すべきこと	88
第5 避難慰謝料の算定	88

第6 慰謝料算定の終期について	91
第3章 故郷剥奪損害	97
第1 「故郷(ふるさと)」の本質	97
第2 二陣相双原告の故郷剥奪被害について	109
第3 故郷剥奪損害の損害額	123
第4章 被告の「弁済の抗弁」の主張について	123
第1 被告の主張	123
第2 原告らの反論	125
第3 結語	132
第4部 終わりに	132

第1部 はじめに

原発被害に関する集団訴訟は、わが国が経験したことがない未曾有の被害に対する訴訟であって、責任論、損害論ともに試行錯誤の中で進められてきた。

そして、本2陣相双訴訟は、訴訟法上、いわゆる1陣訴訟、いわゆる山木屋訴訟から分離されたものであるから、それぞれの訴訟における主張立証を引き継いでいる。

そこで、本最終書面では、上記先行訴訟を引き継いでいることを前提として、主張立証を補充すべき点、請求や主張を修正する点を中心に論じる。

第2部 責任論および被告の責任加重事由(損害算定における増額事由)

第1章 原子力事業者に課されている安全確保義務

本章では、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求について、同法の趣旨目的について論じ、原子力事業者に課されている安全確保義務について論じる。

第1 原賠法の目的

1 原賠法1条「原賠法の目的」

原賠法1条は、「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」と定める。

原子力損害賠償の目的は、事後的に損害を填補することにより、原子力損害を受けた被害者の権利を救済することにある。

この点、本件訴訟と分離され、先に判決がなされた御府令和3年2月9日判決（山木屋訴訟判決、以下「山木屋判決」という）では、「被害者の保護」が「原子力事業の健全な発達」を阻害する要因となりうると捉えて、「被害者の保護」のために「原子力事業の健全な発達」が抑制されなければならないという考え方に基づき、「被害者の保護」よりも「原子力事業の健全な発達」を優先させるような法解釈をしているが、これは妥当ではない。そのような考え方は、法解釈の根本において、原賠法1条そのものの解釈を誤っているばかりか、人権意識の欠落した看過しがたい重大な誤りを犯していると言わざるを得ないのである。

2 原賠法1条の解釈

しかしながら、この問題が具体的に顕在化するのは、原子力損害賠償請求権の成立要件の解釈において、原子力事業の健全な発達をも目的とすることを理由として、原子力事業者の責任を縮減する場合があり得るかであるが、原賠法においては、原子力事業者を直接保護する規定は存在せず、原子力事業者の保護は、国の援助等を通して、制度として実現されるものであり、個別の損害賠償請求権の成立に影響しない構造となっている。被害者の保護に対する原子力事業者の責任を縮減することは原賠法自体が想定していない。

したがって、原子力損害賠償の目的は被害者の権利保護・救済であると考えるべきである。

この点について、豊永晋輔「原子力損害賠償法」（2014年10月13日信山社出版株式会社発行）5頁（甲A1059号証）は、以下のように述べている。

「原子力損害賠償の目的は、事後的に損害を填補することにより、原子力損害を受けた被害者の権利を救済することにある。」「原賠法は、被害者の保護とともに、原子

力事業の健全な発達を目的として掲げる(原賠法1条)。このことから、原子力事業の健全な発達が、原子力損害賠償の目的であるとも考えられる。しかしながら、『原子力損害賠償制度』の目的と『原子力損害賠償』の目的を区別することができる。したがって、ほかの損害賠償と同様に、原子力損害賠償は被害者の権利救済・保護を目的とすると考える。この問題が具体的に顕在化するのは、原子力損害賠償請求権の成立要件の解釈において、原子力事業の健全な発達をも目的とすることを理由として、原子力事業者の責任を減縮する場合があり得るかである。しかしながら、ここで、原賠法において、原子力事業者を直接保護する規定は存在しない。すなわち、第1に、責任集中制度(原賠法3条1項、4条1項)については、原子力関連事業者の保護にとどまり、原子力事業者の保護にはならない(むしろ責任が加重されている。第6章参照)。そのほか、原子力事業者の責任については、原子力損害賠償制度が存在しない場合と比較して軽減する制度は存在しない。また、第2に、原子力事業者の保護は、①国の援助(原子力損害賠償責任が成立する場合。原賠法18条1項)、②被災者の救助及び被害の拡大の防止のために必要な措置(不可抗力免責が成立する場合。原賠法18条2項)を通して、制度として実現されるものであり、個別の損害賠償請求権の成立に影響しない構造となっている。そうだとすれば、(原子力損害賠償制度と完全に切り離されないとはいえ)原子力損害賠償の目的は被害者の権利保護・救済であると考えられ、原子力事業者の責任を縮減することは想定されていないと考えられる。」

以上のとおり、原賠法は、ほかの損害賠償と同様に、権利救済・保護を目的とすると考えるべきである。

3 原賠法の政府提案理由からみた原賠法1条の目的と3条の無過失責任

原賠法の法律案は、1960(昭和35)年5月17日開催の衆議院科学技術振興対策特別委員会において審議に付され、中曾根康弘国務大臣(科学技術庁長官)が本法律案の提案理由を説明した。

議事録(第34回国会 衆議院科学技術振興対策特別委員会 第12号 昭和35年5月17日)(甲A1060号証)には以下のとおり記載されている。

＜中曾根国務大臣の提案理由＞

「第一に、この法律の目的は、原子炉の運転、核燃料物質の加工、使用及び再処理等の行為を行うことによって、万々一放射能等、原子力による被害を第三者に与えました場合、その損害の賠償に関する基本的制度を定めて、被害者の保護に遺憾なきを期することにより住民の不安を除去し、同時に、原子力事業者に損害賠償措置を講じさせることにより原子力事業経営の基盤を安定化し、原子力事業の健全な発達に寄与しようとするものであります。

第二に、原子力事業者の賠償責任につきましては、民法の不法行為責任の特例として無過失責任とし、かつ、原子力事業者に責任を集中することとしたのであります。無過失責任といたしましたのは、原子力の分野においては、未知の要素が含まれるという実情にかんがみ、原子力損害の発生について故意、過失の存在しない場合も考えられ、また、かりにこれらの要件が存在するといたましても、その立証は事実上不可能と認められるからであり、一方、近代科学の所産である危険を内包する事業を営む者は、よって生ずる損害については故意、過失の有無を問わず責任を負うべしとして無過失責任を課している各国の例に徴しても妥当であると考えられるからであります。また、原子力事業が広範な産業の頂点に立つ総合産業でありますだけに、損害発生時における責任の帰属が不明確になる場合が予想されるのであります。それでは被害者の保護に欠けるばかりでなく、原子力事業に対する資材、役務等の供給が円滑を欠き、事業そのものの発達が阻害されることとなるおそれが強い点もあわせ考慮して責任の集中を行ったのであります。従ってまた、損害の発生が資材、役務の供給に原因するような場合にありますても、原子力事業者の求償権は原則としてこれらの者に故意がある場合に限って行使できるものとしたのであります。ただし、異常に巨大な天災地変等によって損害が生じた場合まで、原子力事業者に賠償責任を負わせることは公平を失すこととなりますので、このような不可抗力性の特に強い特別の場合に限り、事業者を免責することとしたのであります。

第三に、損害賠償のための一定の措置を講じない限り、原子炉の運転等を行わせないこととし、損害賠償責任を担保するための措置を原子力事業者に強制することとしたのであります。(以下略)」

以上の政府の腹ばい法の提案理由から明らかなように、腹ばい法1条の目的は「損害の賠償に関する基本的制度を定めて、被害者の保護に遺憾なきを期することにより住民の不安を除去」することである。「原子力事業者に損害賠償措置を講じさせること」により、「原子力事業経営の基盤を安定化し、原子力事業の健全な発達に寄与しようとするもの」であるから、「被害者の保護」が主たる目的であって、「原子力事業者に損害賠償措置を講じさせること」の結果として「原子力事業の健全な発達に寄与」しようとするものである。

さらに、原賠法3条の無過失責任については、危険責任原理により正当化されることを明らかにしている。原子炉の運転等が高度性・制御不可能性を伴う特別の危険を内包するため、注意・行為義務を尽くしても、相当の頻度で生じる操業上の事故について、原子力事業者に引き受けさせることが正当化され、特別の危険が実現したことを根拠に一種の保証責任として原子力事業者に帰責するものである。

したがって、政府の提案理由からみても、原賠法の目的は、被害者の保護にあるとうことができる。

4 被告の責任加重事由(原賠法の損害賠償請求において考慮すべき増額事由)

(1)原賠法3条1項に基づく損害賠償請求においても、一般不法行為同様、衡平の観点から被害者の保護がなされるよう、加害行為の悪質性などが慰謝料増額要素として考慮されるべきである。

この点、裁判実務において、慰謝料算定に当たって裁判所が斟酌すべき事情については、何らの制限がなく(大判大5・5・11刑録22・72、大判大9・5・20民録26・710)、当事者の身分・資力・生活の程度・被害の態様その他諸般の状況(大阪地判明35・10・16新聞114・11)、被害者の員数・年齢・加害行為の動機(大判明44・4・13刑録17・569)等のように、きわめて広範囲の要素が含まれるとされている(斎藤修「総論」『慰謝料算定の理論』26頁、株式会社ぎょうせい、平成22年)。

(2)加えて、原賠法に基づく損害賠償請求においては、原賠法の目的が、「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」とされていることに照らせば、損害の算定にあたっては、「被害者の保護」を図るため、衡平の観点から、加害行為の悪質性等

を損害算定の増額事由として考慮することは当然としても、それだけでなく、「原子力事業の健全な発達」を図るため、再発防止の観点からも、加害者の責任加重事由として損害算定における増額が認められるべきである。

すなわち、加害行為が原子力事業者に課された安全確保義務を怠る悪質なものであるときは、原子力事業の「健全」な発達が阻害されていることにほかならないから、これを放置しないために、損害算定において制裁的加算をすべきであり、原賠法の趣旨・目的はこれを予定していると解すべきである。

なぜなら、原子力事業者に課される賠償責任の負担が、安全確保義務を怠る「不健全」な事業遂行によって得られる利益より軽ければ、原子力事業者は損害賠償金を支払ってでも「不健全」な事業を続けたほうが経済的利潤を追求できることになり、住民の生命・生活・人生を奪うことを何ら厭わず、引き続き安全確保義務を怠り、同じ過ちを繰り返すことになりかねず、かかる事態は原子力事業の「健全」な発達という原賠法の法目的に根本的に反するからである。

したがって、原賠法に基づく損害賠償の賠償額算定にあたっては、被害者保護の観点に加え、再発防止の観点から、原子力事業者が同じ過ちを繰り返さない動機付けとなるよう制裁的増額がされるべきである。

5 小括

以上述べたとおり、原子力損害賠償法の目的が被害者の権利保護・救済にあることは明らかである。

民法学者が「不法行為法は、個人の権利を起点とし、その保護を目的とした体系（権利保障の体系）として把握されるべきである。その際、憲法により保障された個人の権利が何かを起点として、民法709条にいう「権利」（ないし法律上保護される利益）としての保護の内包と外延を決定していくべきである。」（潮見佳男「不法行為法I」（第2版）26頁）と述べているとおり、憲法により保障された個人の権利が何かを起点として原陪法の目的である「被害者の保護」の内包と外延が決定されなければならない。

人間の尊厳を普遍的価値に置く憲法原理である人権保障の観点に立つならば、

原子力事業の発達のために被害者保護が抑制されではならず、「被害者の保護」を十全に図ることが最優先されなければならない。また、それなくして原子力事業の健全な発達はあり得ない。

加えて、原賠法は、原子力事業の「健全な」発達を目的に置いているから、これに反するような加害行為に対しては、再発防止の観点から、制裁的増額をも想定したものと解すべきである。

第2 被告には高度の安全確保義務が課されていること

1 はじめに

被告の責任加重事由を考慮する前提として、原子力事業者には原子力利用において極めて高度の安全性を確保しこれを維持する義務が要求されていることを正しく把握する必要がある。

原子力事業は極めて危険な技術を用いるものであり、ひとたび原子力事故により環境に放射性物質が拡散すれば、人間の健康、安全、生活及び人間社会が根こそぎ奪われることから、絶対に事故を起こしてはならないという極めて高度の義務(以下これを「安全確保義務」という。)が課されているのである。

最高裁令和4年3月2日上告棄却及び上告不受理決定によって確定した、いわゆる「生業訴訟」の令和2年9月30日仙台高裁判決も、次のように判示し、同様の義務を認めている。

「上記(1)の各法令は、原子力発電所の有する上記(2)のような危険性等を踏まえ、原子力発電所が引き起こすおそれのある重大な事故及びそれによる深刻な災害を万が一にも起こさないようにするためのものであると解されることなどからすれば、原子力事業者である被告東電は、福島第一原発を設置、稼働するに当たり、少なくとも、同原発周辺に居住しその事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民との間で、原子力発電所による重大な事故及びそれによる深刻な災害を起こして、当該住民の生命・身体、財産、平穏に生活する権利等を侵害しないようにするべく、原子力発電所の安全性を維持する義務を負っていたというべきである。(最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号11

74頁[伊方原発訴訟]、最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷・民集46巻6号571号[もんじゅH4訴訟])】

(なお、上記高裁判決では安全性を「維持」する義務としているが、「維持」には一旦確保した安全を維持するというニュアンスがあるところ、被告は原発設置当初から安全性を確保することを怠っていたから、本稿では「安全確保義務」という言葉を用いる。)

以下、原子力規制法令から導かれる原子力事業者の安全確保義務について論じたうえで(2項及び3項)、原子力技術の特性から科学的専門的知見と科学的専門的倫理に基づく高度の注意義務が要求されることについて論じる(4項)。

2 原子力規制法令が示す原子力事業者の安全確保義務

(1)原子力基本法

原子力基本法は、原子力利用において安全の確保を旨とすることを定めている。1955(昭和30)年制定時、第1条の「目的」に「人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与する」との文言があり、原子力利用はあくまでも人間の福利のための手段として位置付けられていた。

1974(昭和49)年の原子力船むつの放射線漏れ事故を受け、1978(昭和53)年の法改正で、第2条の「基本方針」に「安全の確保を旨として」の文言が追加された。本件事故後の2012(平成24)年改正で第2条2項に「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保全、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」との規定が追加された。

このような「目的」「基本方針」の規定の改正経過に照らせば、原子力基本法は、その制定当初から、原子力発電所の事故により国民生活に甚大な被害をもたらすような事態を回避することが当然の前提とされていたのであり、数次の改正によって、安全確保には万全の対策を取る必要があることが一層明確にされてきたものといえる。

(2)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」)

ア 目的規定

炉規法は、公共の安全を図るため、原子力事業者等に厳しい規制を課している。同法は、1957(昭和32)年制定当時から、原子力基本法の精神に則り「これら(注:核原料物質、核燃料物質及び原子炉)による災害を防止して公共の安全を図るために」必要な規制を行うことを目的としていた(1条)。

数次の改正を経たが、本件事故前においても、目的規定の趣旨は変わらない。

本件事故後、2012(平成24)年改正では「もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と明記された。このように、炉規法の目的は、制定当時より一貫して、原子力基本法の精神に則り、原子炉による災害を防止し、及び核燃料を防護して、公共の安全を図るため、原子炉の設置及び運転等に関し、必要な規制を行うというものであった。

イ 事業主の責任規定

平成24年法律27号の改正により、同法は「原子力事業者等の責務」を設け、原子力事業者等の責務を明記した。かかる規定は、本件事故後の改正によるものであるが、炉規法の趣旨目的に照らし、原子力事業者等の法的責任を確認的に明文化したものである。

つまり、原子力事業者等は、原子力利用における最新の知見を踏まえつつ、原子炉による災害防止等に関し、原子力施設等の安全性の向上又は特定核燃料物質の防護の強化に資する設備又は機器の設置、原子力施設等についての検査の適正かつ確実な実施、保安教育の充実その他の必要な措置を講ずる法的義務があることが、法文上も明確にされた。

(3) 電気事業法

本件事故前、電気事業の用に供する原子力発電所の運転については、電気事業法の適用があり、原子力事業者は、同法の定めるところにより安全確保義務を負っていた。

すなわち、電気事業の用に供する原子力発電所の運転については、炉規法(平成25年法律第82号による改正前のもの)73条により同法27条から29条まで(設計及び工事の方法の認可、施設検査、性能検査)の適用が除外され、電気事業法(平成24年法律第47号による改正前の昭和39年法律第170号)が適用されていた。同

法は、「公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る」(1条)ため、原子力事業者に厳しい規制を課していた。

本件事故後、平成25年法律第82号による改正により、炉規法73条(適用除外規定)が削除され、同法に発電用原子炉の設置、運転等に関する規制に係る規定が新設され(第四章第二節)、従前電気事業法によって定められていた上記規制は、概ね同様に炉規法に引き継がれた。

したがって、福島第一原発のような発電用原子炉については、本件事故の前後(平成25年法律第82号による炉規法改正の前後)を通じて、原子力基本法や炉規法が目的として掲げる国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、経済産業大臣(上記改正後は原子力規制委員会)に対し大きな権限を与えて、国民の生命、健康及び財産に対し危害が及ぶことなどがないように厳重に規制するという法的システムが構築されていた。

このように、国による厳しい規制システムが構築されていたことは、裏を返せば、原子力事業者に対し、原子炉の利用において、万が一にも事故を起こさないようにするための極めて厳格な安全対策を取るべき高度の安全確保義務が課されていたことを意味する。

(4) 電気事業法に基づく省令62号

電気事業法を受け、発電用原子炉について適用されるべき技術基準は、津波による損傷を防止する措置を講じるべきことが省令で定められており、原子力事業者はかかる技術基準に適合した対策を取る安全確保義務を負っていた。

すなわち、本件事故前、電気事業法39条1項による委任に基づき、昭和40年通商産業省令第62号「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(以下「省令62号」という。)4条1項は、技術基準として、発電用原子炉を含む事業用電気工作物について、津波等による損傷によって安全性を損なうことがない技術基準を設定していた。(地震に対する規定は5条で別途定めていた。)

本件事故後、平成23年経済産業省令第53号による改正により、同省令5条の2に「津波による損傷の防止」として、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安

全性を損なわぬよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。」及び「津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるよう、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。」との基準が追加されるなどし、さらに、2013(平成25)年6月8日には、津波による損傷の防止のための基準も含んだ技術基準規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」)が制定され 前記の平成25年法律第82号による炉規法改正により、以後は、発電用原子炉に適用すべき技術基準の内容は同規則に引き継がれることとなった。

したがって、本件事故の前後を通じて 発電用原子炉について適用されるべき技術基準は、供用中も含めて、津波による損傷を防止する措置を講じるべきことを定めていた。

こうした技術基準が示すとおり、原子力事業者には、原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備の維持管理において、津波により原子炉の安全性を損なうことのないよう、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない義務が課されていた。

(5)原子力規制法規は原子力事業者に極めて高度の安全確保義務を要求していること

以上のような原子力規制法令の規定に照らせば、原子力事業者には、原子力災害を万が一にも起こさないよう、最新の知見を踏まえた安全対策を施し安全を確保する法的義務があることは明らかである。

原子力事業者には、国の指導や規制に従って安全対策を実施する義務があることは当然であるが、国の指導や規制に従えば足りるというものではない。それにとどまらず、自ら、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上や特定核燃料物質の防護の強化に資する設備又は機器の設置、原子力施設等についての検査の適正かつ確実な実施、保安教育の充実その他の必要な措置を講じ安全を確保する義

務がある。

なぜなら、苛酷な原子力事故を現実に防止することができるは原子力事業者をおいてほかにいないからである。

3 原子炉の安全確保に関する判例・裁判例

(1) はじめに

本件事故が発生する以前は、原子力発電所をめぐる訴訟は、原子炉設置許可に関する取消訴訟、許可無効確認訴訟ないし差止訴訟を中心であり、本訴訟のように住民が原子力事業者に対し損害賠償請求を求める事案はほとんどなかった。

しかしながら、請求の趣旨を異にしているとはいえ、過去の裁判例や判例において示された原子力規制法令の解釈は、原子力事業者の安全確保義務を考えるうえで参考にすべきである。

(2) 伊方原子力発電所最高裁判決

2002(平成4)年10月29日最高裁判所第一小法廷判決は、伊方原発1号機の設置許可取消しを求めた住民等の請求を退けた判決であるが、炉規法24条1項3号4号の解釈について、次のように述べる。

「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないとときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするために、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにある」

「右の技術的能力を含めた原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設

そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。」

このように、伊方原発最高裁判決は、炉規法の定める設置許可基準が、原子力災害が「万が一にも起こらないようにするため」にあるとしており、同基準に基づく審査は、事故時の影響等を、自然条件や社会的条件及び原子炉設置者の技術的能力との関連において検討し、将来の予測も審査対象とし、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断をすべきものと判示している。裏を返せば、設置許可を受ける原子力事業者には、原子力災害が万が一にも起こらないようにする高度の安全確保義務が課されており、かかる安全確保義務は多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものでなければならぬことを示している。

(3) その他の裁判例・判例

本件事故以前において、かつ伊方最高裁判決以前の下級審においても、原子炉の安全確保に関し、いくつかの裁判例が判示している。

東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求事件(水戸地方裁判所昭和60年6月25日判決)は、炉規法24条1項4号につき、「右のような規制法二四条一項四号の解釈からすれば、原子炉施設の安全性の確保は、原子炉施設の有する潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の環境への放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の可能性をいかなる場合においても社会観念上無視しうる程度に小さく保つことにあるということができる。」とする。

炉規法24条1項4号の解釈として、「放射性物質の環境への放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の可能性をいかなる場合においても社会観念上無視しうる

程度に小さく保つ」ことを法が原子力事業者に要請していることを明示したものである。

志賀原発2号機建設差止請求事件(金沢地方裁判所平成18年3月24日判決)は、次のように判示する。

「ア ウラン235の原子核の核分裂反応により、クリプトン85、ストロンチウム90、ヨウ素131、セシウム137、ネプツニウム239、プルトニウム239、プルトニウム240などの放射性物質が発生する。その量は、100万キロワットの原子炉の場合、1年で1トンに達するところ、これは広島に投下された原爆の千発分に相当するといわれているほど膨大なものである。」

「そこで、我が国においては、原子力発電所の設置者は、原子力発電所の運転に伴って環境へ放出せざるを得ない放射性物質の量を抑える対策を講じるとともに、多重防護の考え方方に立って、原子炉出力、原子炉圧力及び原子炉水位をいずれも安定して制御し、放射性物質の環境への放出につながるような事象の発生を未然に防止する異常発生防止対策を講じ、異常が発生した場合にも、「止める、冷やす、閉じこめる。」の標語のもと、その拡大を防止する異常拡大防止対策を講じ、異常が拡大した場合にも放射性物質の環境への大量放出という事態を防止する放射性物質異常放出防止対策を講じている(原子炉等規制法24条1項4号)。」

このように、同判決も、炉規法24条1項4号につき、原子力事業者が、異常が発生した場合にも「異常拡大防止対策」を講じ、さらに異常が拡大した場合にも「放射性物質異常放出防止対策」を講じるなど多重防護の思想から安全対策をとるべきことを明らかにしている。

4 原子力技術の特性から高度の安全確保義務が要求されること

原子力規制法令が原子力事業者に高度の安全確保義務を課すのは、原子力技術の特性からの帰結である。

原子力規制法令が原子力事業者に要求する安全確保義務は、判例が判示するおり、原子力技術の特性を踏まえた多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものでなければならず、こうした知見は科学的専門的倫理に

裏打ちされたものでなければならない。

原子力技術の特性として次の点が挙げられる。

(1)他の科学技術に比して原発は異質であること

科学技術の利用とそれによって生じる危険とをどのように律するかが問題となる場面は、我が国においても数多く存在する。火力発電所、ダム、産業廃棄物処理施設などがその典型である。

この点、我が国における危険施設の中でも異質な危険を有する施設が、原発である。原子力科学技術には他の科学技術とは質的に異なる危険があり、原発事故被害にも他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる危険が存在しているのである。

そこで本項では、本件訴訟における審理判断の前提として、原発技術及び原発事故被害の特異性について改めて確認する。

(2)原子力は一たび事故が起これば制御不能な高エネルギーであること

原発は発出されるエネルギーが膨大である。

原発は、核分裂反応によって生じるエネルギーを利用して発電を行う。

100万kwの発電所を1年間運転するのに必要な核燃料の重量は約21トンとされており、同規模の石油火力に換算すると必要な石油の量は155万トンとなる。重量比にすると約7万4千倍である。原発で発出されるエネルギーは、他のエネルギー・システムその他の科学技術において利用されるエネルギーとは比較にならない程に高密度なものなのである。

そして、原発ではこのような高密度なエネルギーの出力を制御しながら利用しているため、ひとたびその制御に失敗すると、想像を絶する膨大なエネルギーが放出されることになる。こうして放出されたエネルギーの出力は、材料強度に対して無限大、現実世界における材料の強度としては耐えるものがないほどものであって、例えば核燃料が高温になって溶解した場合には、厚さ約15cm鉄鋼製の原子炉圧力容器さえも短時間で溶融貫通してしまうほどである。

一般的な科学技術の利用に伴う事故の場合、運転を停止することによってそれ以上の被害の発生を食い止められる。これに対して、原発事故の場合、上述のような膨

大なエネルギーを発出させており、燃料集合体の間に制御棒を挿入することで核分裂反応を止めることができたとしても(いわゆる「止める」機能)、その後も原子炉の核燃料は、熱エネルギーを出し続け、異常事態が発生している中で冷却及び閉じ込めを続けなければ、炉心溶融(メルトダウン)などの大事故に至る危険を除去できない。これは、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる原子力科学技術の特異性といえる。

この熱エネルギー(以下「崩壊熱」という。)は、停止直後で5%から7%、停止1分後で3.6%、1時間後で1.3%、1日後で0.5%と徐々に減衰していくが、その減衰幅は時間が経つに従って緩やかになるため、停止から1年後でも約0.2%は残る。たとえ0.2%の崩壊熱であっても、原子炉のそもそもその熱出力が非常に大きいため、冷却ができなくなれば燃料棒の温度が高温になって溶融する危険がある。

(3)「止める」だけでなく「冷やす」「閉じ込める」ことも必要であること

前述したように、原発で発出されるエネルギーが膨大で、しかも直ちにその発生を停止することができないために、事故発生時においては、核分裂反応を「止める」だけでなく、核燃料を「冷やす」ことも重要となる。また、有害な放射性物質が原発内から外部に放出された場合には極めて深刻な被害を起こすことから、事故発生時には放射性物質を「閉じ込める」ことも重要となる。

そのため原発では、核分裂反応を「止める」、核燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」という安全上重要な機能を有する装置(安全装置)を用いて事故防止に係る安全確保対策を講ずることにより、事故発生時においても放射性物質を原発内に閉じ込め、放射性物質を環境へ大量に放出する事態を防止することが予定されている。

しかし、この安全装置が同時に機能を失うなどして安全確保対策が失敗し、核分裂反応の停止又は核燃料の冷却ができず、かつ、放射性物質の閉じ込めにも失敗した場合には、大量の放射性物質が外部に放出されることになる。それによる被害の深刻さは、甚大である。

(4)科学的専門的知見に支えられた安全確保義務を果たすべきこと

そこで、事故発生時においても各安全装置が機能を失わずに作動し続けること

が、原発の安全を確保するうえでは最も重要なこととなるのだが、安全確保対策の要であるはずの上記安全装置は、事業者の想定を超えた事象に対しては極めて脆弱である。そのような事象が原発を襲った場合には、複数あるいは全ての安全装置が同時に損傷し、最終的には大量の放射性物質が原発の外部に大量に放出される危険があるため、原子力事業者としては、予測困難な自然災害にも対処しうる安全対策を講じるよう努力しなければならない。

こうした安全対策は、上述したとおり、原子力規制法令及び判例・裁判例が示すように、常に安全側に立脚して果たされるべきものであり、それは科学的専門的倫理に裏打ちされた科学的専門的知見によって支えられていなければならない。

5 小括

以上のとおり、原子力事業者には、各種の原子力規制法令、判例・裁判例、科学的専門的倫理に基づく知見に照らし、原子力事故を起こさないための高度の安全確保義務が課されている。

かかる安全確保義務を果たさずに本件事故を起こした被告の加害責任は重大であり、損害賠償額の算定にあたっては、衡平の観点から、何ら落ち度のない被害者に対する加害行為の悪質性が増額事由として考慮されるべきであるとともに、原子力事業の「健全な」発達という原賠法の目的に照らし、再発防止の観点から、制裁的増額が認められるべきである。

第2章 本件で考慮すべき被告の責任加重事由

第1 本件で考慮すべき被告の責任加重事由の概要

損害賠償の算定にあたって増額事由として考慮すべき被告の責任加重事由の概要は次のとおりである。

これら被告の責任加重事由は、衡平の観点及び再発防止の観点から、損害算定の増額事由として考慮されるべきである。

1 被告による津波対策の懈怠及び安全対策阻害行為（「第2」にて詳論）

本件事故は、2011(平成23)年3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖で発生

したM9. 0(Mt9. 1)の連動型巨大地震が発生し、これに伴い発生した津波が、福島第一原子力発電所の1号機から4号機の主要建屋敷地高さ(O. P. + 10m[O. P. とは「Onahama Peil」すなわち小名浜港公示基準面のこと。以下、小名浜港公示基準面からの高さを示す場合、O. P. + 10mなどと記載する。])を超えて遡上し、1～4号機海側エリア及び主要建屋設置エリアがほぼ全域浸水し、これにより1～4号機において全電源喪失し、炉心損傷が生じ、建屋内に蓄積された水素が爆発して各建屋が破壊され大量の放射性物質が気中に放出されるに至ったものである。

したがって、本件事故による原告らを含む事故被害者の被害を生ぜしめた被告の加害行為のうち最も問題視すべきは、津波対策を怠ったことである。

加えて、被告は、津波対策を懈怠したのみならず、策を弄して津波対策に係る安全基準を引き下げ、安全対策の実施を先送りにするなど津波対策を阻害する行為を重ねてきた。

原賠法の趣旨に照らし、衡平の観点だけでなく再発防止の観点からも、かかる被告の加害行為の悪質性を損害算定増額事由として考慮することは不可欠である。

また、被告は、津波対策を怠っただけでなく、およそシビアアクシデント対策を怠ってきた。その結果、津波対策の懈怠と相まって、止める・冷やす・封じ込めるというシビアアクシデント対策がいずれも不十分なまま津波の襲来を受け、原発事故の被害を拡大させるに至った。この点も増額事由として考慮すべきである。

2 被告が意図的に安全神話を作り上げたこと（「第3」にて詳論）

被告は、自ら積極的に、立地自治体のみならず我が国全体に安全神話を拡大し、よもや過酷事故など起こりえないかのような幻想をふりまいた。被告は、そのようにして意図的に作り上げた安全神話を盾に、津波対策を怠り、深層防護の第4層（シビアアクシデント対策）、第5層（防災対策）の対策を全く怠った。莫大な広告宣伝費をかけて日本社会における安全神話を形成する反面、自らは安全対策を怠り、周辺自治体にも過酷事故の際の放射線防護、住民保護の対策等を疎かにさせ、その結果、本件事故による混乱と被害を拡大した罪は重大であり、この点も慰謝料増額事由として考慮されなければならない。

3 被告による事故の隠蔽及びデータ改竄（「第4」にて詳論）

被告は、津波対策及びシビアアクシデント対策を怠ってきただけでなく、平常時から、経済優先・企業利益優先のため、安全対策を怠り、原子炉に生じた事故を隠蔽しデータを改竄し、住民及び国民を欺いてきた。

こうした隠蔽・改竄を行う被告の姿勢・体質は、原子力事業を不健全に推進するものであり、津波対策やシビアアクシデント対策を懈怠してきた元凶でもある。この点も増額事由として考慮すべきである。

4 本件事故後における被告の態度行動の悪質性（「第5」にて詳論）

本件事故以降も、被告は、原子炉の危険性に関する情報を開示せず、むしろ情報を隠蔽するという事態が生じている。

本件事故の原因を踏まえた「重大事故対策」や「特定重大事故対策」を未だ果たしておらず、この間の原子力規制委員会の審査の中で、セキュリティシステムやテロ対策等を含め、被告の安全対策の杜撰さが明らかになっている。

原発事故被害者らへの損害賠償において、被告は、表面上は「お詫びする」と繰り返すが、真の意味での謝罪をすることを拒否しつづけている。そればかりか、遂には、被告の提案に対し原発事故被害者である原告らがやむなく応じ受け取った損害賠償金についてすら、「弁済の抗弁」という屁理屈を弄し、過払いを主張するという許しがたい言動をとるようになった。

かかる被告の言動は、いわば、苦しみながら生きている被害者の心にその原因を作った加害者がナイフを突き刺すに等しく、被害者らに二次被害を加える行為であつて、極めて悪質というほかなく、増額事由として考慮されるべきである。

5 小括

これら増額事由とすべき事情の詳細は第2ないし第5で論述する。
いずれの事情も、被告の責任を加重すべき事由であり、原賠法の趣旨に則り、衡平の理念及び再発防止の観点から、損害額の増額事由として考慮されなければならぬ

い。

第2 被告の加害行為の悪質性その1(安全確保義務違反及び安全対策阻害行為)

1 福島原子力発電所設置時の津波対策の懈怠

被告は、1966(昭和41)年に福島第1原子力発電所1号機の設置許可申請を行い、1971(昭和46)年より1号機の営業運転を開始した。

被告は、福島第一原発の設置許可申請で「現地においては、継続的な潮位観測を行っていないので、小名浜港における検潮記録を準用する」とし、既往最大津波として、1960(昭和35)年のチリ津波で観測されたO. P. +3. 122メートルを取り上げている。

これは福島第1原発から55キロ離れた測定地点(小名浜測定所)における1951(昭和26)年から1963(昭和38)年のわずか12年間の測定津波高を考慮するだけで、その最高値O. P. +3. 122を参考に、ポンプの敷地高さを4m、原子炉高さを10mで足りるとしたものである。

本件事故後、被告の常務であった姉川尚史氏はインタビューで「甘い見方、よく審査通ったな。」と述べている(2014/3/29 朝日新聞記事)。

同じ時代、東北電力は、1970(昭和45)年女川原発の設置許可申請にあたり、安全側に立ち、明治三陸、昭和三陸、貞觀、慶長などの過去の津波も考慮して、敷地高さを14. 8mとした。

この時代において、地震や津波に関する科学的知見は限られており、過去の大地震による津波と同程度の津波が起こらないこと、起こっても原子炉に影響を与えないで済むことを示す科学的知見は存在しなかった。(現在でも、これらの点について確立した知見があるとはいえない。)

したがって、原子力規制法令の趣旨を具体化すべき科学的専門的倫理に基づくならば、被告もまた、安全側に立ち、明治三陸、昭和三陸、貞觀、慶長などの過去の大津波も想定して、万が一にも同程度の津波が襲ってきても原子炉と冷却装置の安全を確保しシビアアクシデントを起こさせないような敷地高さを設定すべきであったが、これをしなかった。

福島第一原子力発電所は、設置当初から既に安全確保義務に反する安全設計であったのである。

この後、1970年代から2000年代にかけて、福島第一原子力発電所を含む原子炉で数多くの事故が発生したが、被告はこれを隠蔽したうえ、膨大な数の検査データを改竄していたことが2002(平成14)年以降に発覚する。この点は後述(第4)するが、被告の安全確保に関する規範意識がいかに欠如しているかを表している。

2 1991(平成3)年の重大事故～非常電源水没事故による1号機運転停止

1991(平成3)年10月30日、福島第一原子力発電所1号機において、タービン建屋地下階南側に海水が流入し、非常用電源が水没して機能喪失し、原子炉を手動停止させるという重大な事故が発生した。この事故により1号機は2ヶ月間運転停止となった。

この重大事故により、被告は、非常用電源が水没する危険の重大性を認識したにもかかわらず、十分な安全対策を取らなかつた。

3 1992(平成4)年原子力安全委員会決定によるシビアアクシデント対策の要請

原子力安全委員会は、1987(昭和62)年7月原子炉安全基準専門部会に共通問題懇談会を設置し、シビアアクシデント対策について検討してきた。同懇談会は、1992(平成4)年「シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントに関する検討報告書－格納容器対策を中心として－」(以下「報告書」という。)を提出した。これを受け、原子力安全委員会は、同年5月28日、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」という決定文書を発表した。

これは、スリーマイル島原発とチェルノブイリ原発が過酷事故を起こしたことを受け国際原子力機関(IAEA)が1988(昭和63)年に出した「原子力発電所のための基本安全原則」の勧告を受けてのことであった。

同決定は、原子炉施設のシビアアクシデント対策について、原子力事業者に対し、自主的にシビアアクシデント対策を整備することを要請するものである。これは国

による規制強化をせず原子力事業者の自主性に委ねる点で不十分であるとの説りを免れないが、少なくとも、原子力事業者に原子炉のシビアアクシデント対策を整備すべき義務があることを明らかにしている。

同決定は、前提とする上記報告書について「近年、シビアアクシデントへの拡大防止対策及びシビアアクシデントに至った場合の影響緩和対策(以下、「アクシデントマネージメント」という)が発電用軽水型原子炉施設(以下、「原子炉施設」という)の安全性の一層の向上を図る上で重要であると認識されていること、また、アクシデントマネージメントの一部として海外諸国において格納容器対策が採択され始めていることを踏まえ、我が国が採るべき考え方について検討を行ったもの」だとし、原子力事業者に対し、同報告書を参考にシビアアクシデント対策(アクシデントマネージメント)を行うことを求めている。

同報告書は、「アクシデントマネージメントとは、設計基準事象を超え、炉心が大きく損傷する恐れがある事態が万一発生したとしても、現在の設計に含まれる安全余裕や安全設計上想定した本来の機能以外にも期待し得る機能またはそうした事態に備えて新規に設置した機器等を有効に活用することによって、それがシビアアクシデントに拡大するのを防止するため、もしくはシビアアクシデントに拡大した場合にもその影響を緩和するために採られる措置をいう。」とし、設定基準事象を超える事態に備えるため、安全余裕や安全設計上の想定以上に対策を取ることを求めている。そして、シビアアクシデント拡大防止対策について、「フェーズⅠのアクシデントマネージメントは、何らかの原因で喪失した炉心冷却等の安全機能を回復させるための様々な操作から構成される。これらの操作が的確に行われるためには、施設の状態が事象の全段階を通して把握しやすいように配慮された測定・表示・記録設備を整備するとともに、起因となる事象が容易に識別できないような複雑な事象の発生に際しても、プラント状態の表示内容に基づき、プラントを安全な状態に復帰させるために適切な操作を行えるように配慮された手順書等を整備すること、さらにアクシデントマネージメントの実施に携わる者の教育・訓練を実施することが重要である。」とし、具体的な整備についてBWRプラントの場合、「全交流電源喪失事象に対して、外部電源の復旧又はディーゼル発電機の修復」を筆頭においている。

こうした指摘を受けて、科学的専門的倫理に照らして真摯に対応していれば、全電源喪失という事態を回避し本件事故の発生を回避できたはずである。

4 エネルギー庁指示に対する被告の1994(平成6)年報告における想定津波の過小評価

1993(平成5)年7月12日、北海道南西沖地震(M7.8)が発生し、奥尻島中心に高さ30m超の津波が遡上。死者不明者200人余りに上った。この大津波の経験が、津波想定の見直しにつながった。

この北海道南西沖地震をうけて、エネルギー庁は、被告に津波想定の再検討(バックチェック)を指示した。

これを受け、被告は28年ぶりに津波を再評価するも、1994(平成6)年に被告がエネルギー庁に提出したバックチェック報告書は、津波を過小評価し、想定津波を3.5mと回答し、冷却ポンプや原子炉に影響がないと結論づけた。かかる報告は安全側に立った再評価とは到底いえないものだった。しかも、報告書の作成経過は未だ非公開である。

5 4省庁報告書及び7省庁手引きへの抵抗

1997(平成9)年、4省庁が「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」(4省庁報告書)を策定し、後に7省庁による津波想定方法(7省庁手引)に発展した。

4省庁報告書は、1993年北海道南西沖地震で奥尻島では津波が既往最大を4m超えたことを踏まえ、常に安全側の発想から想定しうる最大津波を検討すべきとした。

これによれば、福島第一原子力発電所では想定津波高13.6mとなり、ポンプ高さを超える。被告は、4省庁報告書において想定しうる最大津波を考慮すべきとされたことを危惧し、電事連を通じて建設省へ圧力をかけた。

その結果、公表された7省庁手引では、原案に記載されていた津波高の具体的な数値が消されていた。また、7省庁手引の原案では「近年の地震観測研究結果等により

津波を伴う地震の発生の可能性が指摘されているような沿岸地域については、別途現在の知見により想定しうる最大規模の地震津波を検討し、既往最大津波との比較検討を行った上で、常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波と設定するものとする。」と記述されていたものが、電事連による根回しにより、公表時には「常に安全側の発想から対象津波を選定することが望ましい。」と表現が弱められていた。

6 1997(平成9)年通産省からの見直し指示に対する懈怠

1997(平成9)年6月、通産省は、専門家(首藤伸夫・東北大教授、阿部勝征・東大教授)の意見を踏まえ、電事連総合部会において、津波想定方法について「二倍誤差」を想定するよう指示した。

誤差の想定を1. 2倍、1. 5倍、2. 0倍として試算したところ、福島第一原子力発電所の冷却ポンプは、1. 2倍誤差の試算においてすら、水没することが判明した。電事連がまとめた「津波に関するプラント概略影響評価」によれば、全国18カ所の原子力発電所のうち、1. 2倍誤差の試算で想定水位を超えるのは、福島第一原子力発電所と島根原子力発電所だけであった。

にもかかわらず、被告は、何ら対策を取らなかった。

7 土木学会手法による想定津波高過小評価の策動

被告は、7省庁手引きの津波想定方法では「多くの原子力発電所で津波高がポンプ高を超える」ことから、想定津波高がポンプ高を超えないような算定手法にすべく、通産省顧問へ根回しをするとともに、土木学会津波評価部会によってオーソライズすることを画策した。

1999(平成11)年、土木学会に津波評価部会が設置され、2002(平成14)年津波評価技術の策定へ向けて動き出した。

被告は、土木学会に多額の資金と人材を提供し、深く関与していた。被告は、津波評価技術の算定手法を承認させるべく、通産省の専門委員でありかつ土木学会津波評価部会のメンバーでもあった首藤氏及び阿部氏に根回しを行い、想定津波

波源や誤差を考慮した安全率について、想定水位上昇による対策を取らなくて済むよう働きかけた。

かくして、土木学会による2002(平成14)年津波評価技術では、福島沖の津波地震が発生することを検討せず、想定する地震を既往最大にとどめた。また、安全率は1倍にとどめた。

こうした条件設定により、想定津波高は7省庁手引に比べ低い数値となった。すなわち、福島第一原発の想定津波高は5.7mとされた。7省庁手引による算定値(3.5～18.2m、平均8.6m)に比べ、明らかに想定津波高を過小評価するもので、安全性を著しく後退させるものだった。

しかも、被告が自らの試算結果に基づき行った対策は、福島原子力発電所の6号機非常用海水ポンプをわずか20cm嵩上げしたというだけであった。この嵩上げ幅は、被告の算定した想定津波高5.7mを僅か3cm上回るものに過ぎず、被告の安全確保に対する規範意識の鈍麻を如実に物語っている。

8 2002(平成14)年長期評価に基づく再計算の懈怠と妨害

2002(平成14)年8月、地震調査研究推進本部は「三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでもM8.2級の地震が発生する可能性がある」との見解を公表した。

これを受けて、保安院は、被告に対し、「三陸沖津波を考慮しているプラントが大丈夫かどうか」と問い合わせ、「福島～茨城沖も津波地震を計算するべきだ」と要求したが、被告側は「論文を説明するなどして、40分くらい抵抗し」、結果的に計算することに応じず、逃げ切った(甲A996・4～7頁・資料①～②、甲A997・7頁・資料2)。

想定津波の計算を拒否したことから、被告は安全対策もとらなかった。

9 2004(平成16)年スマトラ島沖津波によるマドラス原発事故の教訓を活かさず

2004(平成16)年12月26日、スマトラ沖地震(M9.1)が発生し、1300キロ離れたインドのマドラス原発で津波(10.56m)の襲来により冷却ポンプが停止し、原子炉が緊急停止するという重大な事故が発生した。マドラス原発は、既往最大の津波を元に設計していたが、それを超える大津波が襲ったのである。

このことは、既往最大の津波を元に設計するだけでは、原子炉の安全確保ができないことを、世界中に知らしめた。

しかしながら、被告は、原子力発電所に対する津波対策を何ら施さなかった。

10 溢水勉強会での津波による全電源喪失危険についての対策懈怠

マドラス原発事故を受け、2006(平成18)年、原子力安全基盤機構(JNES)は「溢水勉強会」を立ち上げ、電事連、被告はじめ各電力会社にオブザバーとして参加を要請した。この第3回会議で、被告は、福島第一原子力発電所10mを超える津波が来ると大物搬入口や非常用ディーゼル発電機などの給気口など複数個所から海水が浸入して全電源を失う危険性があることを示した。溢水勉強会のメンバーは同年6月9日に第一原発の現地を視察している(甲A999・10~12頁・資料5)。

溢水勉強会において、被告は、福島第一原子力発電所が浸水に対して極めて脆弱であり、津波の襲来により過酷事故が起こりうることを自ら報告したにもかかわらず、津波対策を取らなかった(甲A998・16~23頁・資料9、甲A999・8~10頁・資料3)。

11 2006(平成18)年新指針に基づくバックチェックの引き延ばし

2006(平成18)年9月19日、耐震設計審査指針が28年ぶりに全面改訂された。この改訂をうけ、保安院は、同月20日、被告を含む原子力事業者らに対し、既設の発電用原子炉施設について、新指針に照らした耐震安全性評価や津波安全性評価を実施し(耐震バックチェック)、その結果を報告することを求めた(甲A1000)。

その後、旧指針に基づいて作られた原発についても改めて基準地震動SSを策定して原発の耐震安全性を確認する作業(耐震バックチェック)が開始された。

他の電力会社は2006(平成18)年よりバックチェック対策を進めた。2008(平成20)~2010(平成22)年、東海第二原子力発電所は運転しながら対策をとった。

被告は第一原子力発電所の代表として5号機のバックチェック中間報告を2008(平成20)年3月に提出したが、津波の再検討も含めた最終報告書の提出については、2016(平成28)年まで引き延ばそうとし(原告ら準備書面(605)13~15頁)、こ

れを公表しないまま2011(平成23)年3月11日本件事故を起こした。

被告は、自社の原子力発電所のバックチェックを速やかに報告しなかったのみならず、東北電力のバックチェック報告書を、被告の都合に合わせて書き直させるということまで行った(甲A1004・21~24頁・指定弁護士資料151~153、甲A1008・103~105頁、甲A1009・指定弁護士資料93~94)。

12 2008(平成20)年バックチェック報告に対する対策懈怠と最終報告の引き延ばし

(1) 2008(平成20)年3月、被告は、津波評価技術を用いて明治三陸地震の規模の地震が福島沖で発生した場合の想定津波高を試算した。その結果、2号機で9.3m、5号機で10.2m、敷地南部で15.7mの津波となることが判明した(甲A1003・69~72頁、甲A1004・指定弁護士資料75~79)。この試算結果は、2002(平成14)年8月に保安院が計算を要請し、被告担当者(高尾氏)が、40分間抵抗して計算を拒んでいたものであった。

被告は、この試算結果を保安院に報告しなかった。報告したのは3年後の2011(平成23)年3月7日、本件事故発生の4日前であった。

(2) 本来、原子力事業者各社は2006(平成18)年から3年以内にバックチェックを行い報告することになっていたところ、被告が報告を先延ばしにしたのは、被告の武藤副本部長が引き延ばしと根回しを指示したことによる。

2008(平成20)年3月31日、武藤氏は、土木調査グループに対し、2006(平成18)年バックチェック試算結果に基づく津波対策を先送りするため、時間稼ぎとして土木学会に検討を依頼する方針を指示した。

武藤氏の指示は、「津波対策の進行をストップ。土木学会で時間をかけて審議してもらう。4年時間が稼げる。耐震バックチェックは2002年土木学会手法で実施し、波源の見直しは土木学会の審議を終えてから改めてやる。その方針を耐震バックチェック審議をしている専門家に了承してもらうよう根回しする。」という極めて悪質なものであった(原告ら準備書面(605)27頁)。

(3) 2009(平成21)年、被告は、耐震バックチェックWGにおいて、貞觀津波で想定

していないことを指摘されたが、対応を取らなかつた。

(4) 2011(平成23)年3月、被告は、長期評価第二版を書き換えさせた(甲A1010・資料「文部科学省日本海溝長期評価情報交換会」、甲A1004・65頁・指定弁護士資料181)。

13 市民団体や福島県による度重なる要請にも対応せず

(1) 2005(平成17)年市民団体による津波対策の要請

市民団体「原発の安全性を求める福島連絡会」は、かねてより被告と安全対策について定期的な話し合いをしていたところ、チリ級津波(1960(昭和35)年に南米チリの沖合で発生し日本の太平洋沿岸にも被害をもたらした巨大地震)が仮に再来したらどうなるかについての資料を開示するよう被告に求め、2005(平成17)年2月16日、被告より「最新の評価手法による津波評価について」と題する書面を受領した。

これによると、第一原発1号機において、水位下降側(引き潮)で非常用渦流吸い込みレベルは最高O. P. -2. 3mであり、「評価値」であるO. P. -3. 5mより高くなつており、海水をくみ上げることができなくなることを示していた。一方、水位上昇側(高潮)をみると、第一原発1号機の電動機の添え付けレベルはO. P. +5. 6mとされ、「評価値」のO. P. +5. 4mと比べるとわずか20cmしかないことがわかつた。

同市民団体は、被告の資料から、引き潮時には「原子炉補機冷却用」「非常用ディーゼル発電機」「格納容器冷却用」などの各海水ポンプが使用不能となること、高潮時には水没の可能性があることを把握し、被告に安全対策を求めた。

これに対し、被告は、高潮時に海水ポンプが水没することは認めつつも、抜本的対策は必要ないと回答した。

事の重大性から、同市民団体は同年5月10日、被告の本社へ赴き勝俣社長(当時)あての「チリ津波級の引き潮、高潮時に堪えられない東電福島原発の抜本的対策を求める申し入れ書」を提出し回答を求めた。この申入書には、チリ津波級(津波高5. 7m)であっても海水ポンプが水没し、5. 7mを超える津波に襲われば、過酷事故発生につながることを警告していた。まさに本件事故はそのとおりに事態が進んだ。

これに対し、当時、被告は回答することなく、そればかりか、社長あての本申し入れ書は、経営上層部にすら届いていなかったことが本件事故後に判明した。

このように、2005(平成17)年の時点ですでに福島第一原発がチリ津波級の津波にすら耐えられないことが客観的にわかつており、同市民団体がデータに基づく科学的根拠を示して警告したにもかかわらず、被告はこれを無視し、何ら津波対策を取らなかつた。

(2) 2007(平成19)年新潟県中越沖地震を踏まえた福島県や市民団体からの要請を無視

2007(平成19)年7月16日、新潟県中越沖地震(M6.8)が発生し、柏崎刈羽原子力発電所で想定の約4倍の揺れが生じたことを受けて、福島県は、同19日に被告に対し、耐震安全性の確保・向上の取組みなどを要請した。

同年12月、市民団体「原発の安全性を求める福島連絡会」は、2005(平成17)年に続き、被告に「福島原発10基の耐震安全性の総点検等を求める申し入れ」を行つた。その内容は、「福島原発はチリ級津波が発生した際には機器冷却海水の取水が出来なくなることが、すでに明らかになっている。原子炉は、停止されても炉心に蓄積された核分裂生成物質による崩壊熱を除去する必要があり、この危機冷却系が動かなければ、最悪の場合、冷却材喪失による過酷事故に至る危険がある。そのため私たちは、その対策を講じるように求めてきたが、東電はこれを拒否して來た。会話崎刈羽原発での深刻な事態から真摯に教訓を引き出し、津波による冷却水取水問題の抜本的対策をとる強く求める」というものであつた。

被告は、こうした福島県や市民団体の要請を無視し、何ら対策を取らなかつた。

(以上、甲A138、甲A139、甲A803の1~3参照)

14 小括

以上のとおり、被告は、福島原子力発電所の設置当初から本件事故発生までの約40年間にわたり、何度も津波対策を行うべき機会がありながら、何ら有効な対策を取らなかつたばかりか、安全対策を取らなくて済むよう想定津波高を低く算出するため様々画策して、国や原子力発電業界の安全対策を阻害する行為を重ね、地元の

自治体や市民団体からの安全対策要請を無視してきたものである。

こうした被告の対応について、国会事故調査委員会は、次のように指摘する(ダイジェスト版5頁)。

「本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、市場原理が働かない中で、情報の優位性を武器に電事連等を通じて歴代の規制当局に規制の先送りあるいは基準の軟化等に向け強く圧力をかけてきた。この圧力の源泉は、電力事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密接な関係であり、経産省の一部である保安院との関係はその大きな枠組みの中で位置付けられていた。規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する「既設炉の稼働の維持」「訴訟対応で求められる無謬性」を後押しすることになった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、規制する立場とされる立場の「逆転関係」が起き、規制当局は電力事業者の「虜(とりこ)」となっていた。その結果、原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる。」

被告は、国と共同して原子炉の安全確保を怠ってきただけでなく、国の機関を「虜」にして規制権限を行使させず安全確保を阻害してきたのであるから、国が規制権限不行使による賠償責任を負うのは当然であるが、被告の加害行為は国の加害行為より長期・広範に及び、国の加害行為以上に違法性・帰責性が高い。

こうした被告の態度行動は、安全確保義務を疎かにしたというレベルではなく、故意に安全確保を妨害し「原子力事業の健全な発達」を阻害してきたというべきであり、極めて悪質な加害行為である。

かかる被告の一連の加害行為は、原賠法の目的に照らし、衡平の観点のみならず再発防止の観点からも、損害額の増額事由として考慮すべきである。

第3 被告の加害行為の悪質性その2(意図的に安全神話を作り上げたこと)

この点については、原告らの準備書面(606)において主張したとおりであるので、本書面では概略的に論じる。

1 はじめに

被告は、自ら積極的に、立地自治体のみならず我が国全体に安全神話を拡大し、

よもや過酷事故など起こりえないかのような幻想をふりまいた。

被告は、安全神話を盾に、津波対策を怠り、深層防護の第4層（シビアアクシデント対策）、第5層（防災対策）の対策を全く怠ったのであるが、莫大な広告宣伝費を防潮堤建設に振り向けてさえいれば、本件事故が防止できたであろうことを踏まれば、その罪は重大であると言わねばならない。同時に、安全神話によって、周辺自治体が過酷事故の際の放射線防護、住民保護の対策等において疎かになった側面があり、その結果、本件事故による混乱と被害を拡大したことも事実である。

このことについては、政府事故調の最終報告書（甲A3）でも次のように述べている。「（略）東京電力を含む電力事業者も国も、我が国の原子力発電所では炉心溶融のような深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていたがゆえに、危機を身近で起こり得る現実のものと捉えられなくなっていたことに根源的な問題があると思われる。」（甲A3・402ページ）「東京電力は、地震・津波で福島第一原発がほぼ全ての電源を喪失したことについて想定外であったというが、それは、根拠なき安全神話を前提にして、あえて想定してこなかったから想定外であったというにすぎず、その想定の範囲は極めて限制的なものであった。」（甲A3・445ページ）

2 着工当初から必要性を強調するキャンペーン

福島第一原発1号機は、1967年9月に着工し、1971年3月に営業運転を開始したが、当初より必要性を強調するキャンペーンが行われた。

建設をめぐっても、それが出来るまで地元住民による反対はほとんどなく、極めて順調に進められたが、その理由は、潤沢な予算をふんだんに使い、一般民有地を高額で買収したこと（甲A1044・41ページ）、安全性に対する疑問や不安には、東大卒や東工大卒の肩書きを持つ東京電力の技術者から説明があり、会の終わりにはいつも懇親会が用意された。（甲A1044・44ページ）。

3 東京電力はどのようなメディア戦略をとってきたか

（1）潤沢な予算に支えられたメディアバイイング、PR活動

被告は、全国の電力会社、電事連、原子力関連団体とともに、潤沢な予算によって

PR活動を行った。電力会社の「総括原価方式」により、「電力側は媒体費を定価で支払ってもすべてそのまま原価に算入し、電力価格に上乗せすればよかつたので、値切る必要などなかつた」(甲A1045)。

朝日新聞2012年12月28日付によると、大手電力会社が1970年度から2011年度までの42年間で費やした普及開発関係費(広告宣伝費)は、電力9社で2兆4179億円に上ることが明らかとなつたが、うち東京電力が6445億円を占めている。

また、各電力会社には、これ以外にも「販売促進費」というメディア以外のPRやイベントに使われていた予算も毎年数百億円あった。

さらに、原発協賛団体による広告宣伝もある。例えば、電気事業連合会の2010年度の普及開発関係費は、東京電力の269億円に対し、866億円に上っている。

(2)「原子力PA方策の考え方」に見るメディア支配の方法

1991(平成3)年に、当時に科学技術庁が日本原子力文化振興財団に作成を委託した「原子力PA方策の考え方」という報告書(甲A1046)は、1986(昭和61)年に起きたチェルノブイリ原発事故による反原発世論の高まりの中で、政府が国費を注ぎ込んで事態打開の方策を練ったものである。

その中では「繰り返し繰り返し広報が必要」「繰り返し書くことによって、刷り込み効果が出る」という手法が提案されていることからも、安全だと思わせるためには、いかなる手段を選ばないという思想がうかがわれる。

(3)メディアはスポンサー企業が離れていくような報道ができないこと

被告は、スポンサー企業としてメディアに対して存分にその影響力を行使した。たとえばテレビ局は収入の実に7割近く、新聞社でも3割を広告収入に依存している。雑誌に至っては、広告が集まらなければ創刊すらできないくらいであるため、スポンサー企業が離れていくことはメディアにとっては回避すべき事態である。

被告は、メディアが原発へのネガティブな放送をすると事前に分かった場合には、①放送前に放送内容を開示するよう求める、②番組の放送中止を要求する、③中止が拒否された場合は、番組の内容変更を要求する、④生番組の場合、反対派出演者の変更を求める、⑤放送後には、ネガティブな放送内容を打ち消すような別番組の制作を求める、といった対応を求める(甲A1045)。

現に、「東電帝国その失敗の本質」(文春新書)の中では、全国紙のみならずブルック紙や地方紙が原発PR広告が掲載されるようになったころ、当時、原子力反対のキャンペーン記事を連載中であった毎日新聞に対し、「原子力発電の記事も慎重に扱う」と約束させた上で、原子力PR広告が出稿されるようになった事実が記されている(「東電帝国その失敗の本質」(文春新書)72~74ページ)。

(4) 電力会社がメディアの人事に介入した事例

スポンサー企業はメディアの人事にも手を入れた。テレビ東京を退社した田原総一朗氏、広島テレビの岡原武氏、青森放送で社長が交代させられ、原発に批判的な番組を制作した母体であった報道製作部が解体・番組そのものも終了させられ、朝日ニュースキャスターの「ニュースの真相」では、原発反対派の出演者を出演させたところ、番組スポンサーであった電事連が局側に圧力をかけ、局が拒否したところ、スポンサーを降りるという事態も生じた。

このように、電力会社は、メディアの人事にまで介入し、スポンサーから降りるという対応までとてメディアに圧力をかけ、原発に関して批判的な報道を抑制してきた。

4 小括一事実に反する方向に世論誘導し安全対策を怠った罪一

東京電力の潤沢な資金力を用いた膨大な広告は、安全神話の形成に貢献した(甲A1048、甲A1049等)

もちろん民間企業が広告を出すことそれ自体に問題があるわけではない。問題なのは、東京電力のような公益事業を営む企業が、世論を二分するエネルギー政策に関し、一方に誘導する意図をもって長期間にわたり系統的に膨大な広告宣伝を行ったという事実である。こうした広告宣伝により、原発は安全だから日本で過酷事故は起こらないという、結果的には事実に反する方向に世論を誘導していったのである。他方で、東京電力は安全確保対策を怠っていた。その罪は重い。

例えば、2010年度に東電が費やした普及関係開発費は269億円である。水深20mの場所に1000メートルの長さの防潮堤を作ることも可能なほどの費用を、わざわざ安全神話形成のために費やしたのであって、本末転倒とはまさにのことと言わねばならない。本来であれば「現実の安全」を確保するために予算をかけなければなら

なかつたのに、「安全アピール」のために予算をかけてしまったのである。この点における東京電力の罪は深いと言わざるを得ない。

同時に、周辺自治体、周辺住民に対し、よもや過酷事故など起こるはずがない、と信じ込ませた罪も重大である。周辺自治体や周辺住民も、過酷事故が起き得ることを前提として備えをしていれば、避難計画を策定したり、安定ヨウ素剤の配布を行なうなどの事前の対策をとることができたであろうし、事故後の混乱や不安も低減できたはずである。

第4 被告の加害行為の悪質性その3(データ改竄・事故の隠蔽)

1 2002(平成14)年8月発覚

2002(平成14)年8月、過去に被告が29件の検査データの改竄や検査結果の隠蔽をしてきたことが発覚した。

公表された検査データ改竄や検査結果の隠蔽は、被告が米ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル(GEI)社に発注した福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の13基の原子炉において、1980年代後半から1990年代にかけて、自主点検記録に不具合を隠すなどの29件の改竄・隠蔽を行ったというものである。

発覚のきっかけは、GEI社の元従業員の告発であった。被告は隠し続けることができなくなり公表するに至った。

これを受けて、プルサーマル計画は無期限凍結となり、社長経験者5人が引責辞任した。保安院は被告に対し、福島第一原子力発電所1号機の運転1年間停止を命じた。また、被告が過去に実施した定期安全レビューを「妥当である」とした保安院の評価(第一の1、2、3、4、5号機と第二の2、3、4号機)を撤回した。

2 2006(平成18)年発覚

2006(平成18)年12月、被告が福島第一原子力発電所1号機の復水器出口海水温度測定データを継続的に改竄してきたことが発覚した。

3 2007(平成19)年発覚(法定検査データの改竄)

2007(平成19)年1月、被告が福島原発10基のうち9基のプラントで法定検査データの改ざんを行っていたことが発覚した。改竄は、1970年代後半から2002年3月にかけて行われ、その総回数は188回にも上ったという。加えて、当時の電力会社12社が点検したところ、実に300項目、数千件にわたる事故隠し・データ改竄などの不正が報告された。

2007(平成19)年3月の報道によれば、①第一原子力発電所3号機で稼働開始から2年もたたない1978(昭和53)年11月に制御棒が抜け臨界事故が発生したが、これを隠していたこと、②同2号機で1984(昭和59)年10月21日に原子炉が自動停止したが、これを隠していたこと、③同4号機で1994(平成6)年に制御棒が抜ける事故を発生したが、これを隠していたこと、などが判明した。

4 小括

このように、被告は、1970年代後半から、膨大な数に及ぶ様々なデータを改竄し、原子炉事故を隠蔽してきたのであり、改竄・隠蔽が発覚した後も、また改竄と隠蔽を繰り返すという極めて悪質な対応を続けてきた。こうした改竄・隠蔽行為は、被告が安全対策をいかに軽視してきたかを如実に物語っている。かかる被告の安全軽視の体質は、被告が津波対策等を怠り本件事故を起こした要因であり、被告の責任加重事由として本件賠償額の増額要素として考慮されるべきである。

第5 被告の加害行為の悪質性その4(本件事故後の被告の態度行動)

1 本件事故後の情報隠蔽と安全対策の懈怠

(1) 本件事故直後の被告の情報隠蔽と無責任な態度

2011(平成23)年3月13日、被告の清水政孝社長は、「津波そのものに対するこれまでの想定を大きく超える水準、レベルであった」「極めて想定を超える津波」「今までの考えていたレベルでは逸脱するようなレベルの津波だった」と記者会見で述べた。

同月30日の記者会見では、被告の勝俣恒久会長が、「想定外という言い訳は通

用しないのではないか」と問われ、「これまで地震、津波については、過去に発生した最大限のものを設計基準に入れて、それへの対応をはかつてきましたつもりです」と回答した。

さらに、同年4月25日、被告は原賠審に要望書を提出したが、その内容は、事故原因について原賠法3条1項但書にいう「異常に巨大な天災地変」にあたるとの解釈も十分可能だというものであった。

しかし、このような被告の幹部の一連の発言が、事実を偽り隠蔽するものであることは、これまで指摘してきた事実からも明らかである。

前記のとおり、被告は、2002(平成14)年8月に公表された、地震本部の見解をうけて、保安院が「福島～茨城沖も津波地震を計算するべきだ」と要求したのに対し、これに応じず、安全対策もとらなかった。

東北電力が事故の3年前に貞觀津波を想定した報告書を作成していたにも関わらず、それを前提とすると福島第一を襲う津波は敷地を超てしまうことから、被告は東北電力に圧力をかけて、報告書の内容を書き換えさせていた。

2010(平成22)年には、保安院の指示を受けたJNESは、貞觀津波のさらに詳しい予測も計算していた。

被告が対策工事を先送りにする反面、東海第二原発では、日本原電が、地震本部が2002(平成14)年に予測した津波地震に耐えられるよう対策工事を進めていた。

このように、被告は、利益を優先し安全を軽視する姿勢から、耐津波安全対策を意図的に回避し後回しにしたのである。こうした事実を隠蔽し、「最大限」の対応をした、「想定を大きく超える」津波だったと主張した被告の態度は、極めて悪質である。

(2) メルトダウンの可能性を否定する態度を繰り返したこと

原子力災害対策特別措置法第3条は、原子力事業者の責務として、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」と定めている。

こうした規定に基づき、本来であれば、原子力事業者には、住民に正確な情報を提

供することで、原子力災害の拡大防止に努める責任があるはずである。そのような情報提供は、避難をするか否か等の住民の選択権の前提となる重要な責務である。住民としては、原子力事業者が提供する情報をもとに、事故が最悪の事態に進展していくことをも想定した早期の避難を開始することも可能となるからである。

ところが、被告は、本件事故後、事故の重大性を隠蔽する目的からか、メルトダウン（炉心溶融）を否定する発言を繰り返すなどし、原子力事業者としての上記責務に反する態度をとった。

2011(平成23)年3月21日午後4時からの記者会見では、原子力設備管理部の担当課長は、1号機の炉心の状況について、「燃料の被覆管が溶けた状態、融点を超えるような温度になったとは推定している。ただし、ウランのペレットが溶融するまでの温度に至ったかどうかそこまでは具体的な情報を持ち合わせていない」と説明した。

松本純一原子力立地本部長代理は、同年4月6日午前11時からの記者会見で、1号機の炉心損傷の可能性を示しつつ、その状態はメルトダウンではなく、「燃料の被覆管が形状を維持していない状況ということで、たとえば、割れがあつたり、被覆管が溶けて燃料が露出しているというような状況と考えている。必ずしも溶けてなだれ落ちているというような状況ではない」などと発言した。

しかし、被告は、同年3月11日から13日の原子炉の「水位」や「圧力」などのデータを有しており、その状態からは炉心溶融に至っていたことを想像するのは難しくなかったはずである。

同年5月15日、被告は、原発の中央制御室に残されたままになっていた事故直後の原子炉圧力などのデータを入手して分析した結果、1号機がメルトダウン状態になっていたことを発表し、同月24日には、2号機、3号機についてもメルトダウンしていることを認めた。住民にとって、「何を今さら」といったところであるが、幸運にも事故が最悪な状況に進展していかなかつたため、被告の上記発言は強い非難にさらされることが少なかつたに過ぎない。住民の安全よりも自らの保身を優先した悪質な隠蔽行為と評価せざるを得ない。

(以上、甲A1061・23～27頁)。

2 本件事故後も続く情報の隠蔽と安全対策の懈怠

(1)被告は、本件事故後も福島第一原発の危険性についての情報を隠蔽し続け、安全対策を怠っている。悪質な事例のいくつかを指摘する。

(2) 2015(平成27)年2月 汚染水の海洋流失を隠蔽

福島第一原発2号機原子炉建屋屋上的一部にたまる高濃度の放射性物質を含む雨水が構内の排水路を通じて港湾外の海に流れたことが判明した。東電は汚染水の海洋流出を把握していたが、公表していなかった。

(3) 2016(平成28)年2月 炉心溶融の事実を事故直後から5年余も隠蔽

新潟県はかねてから設置されていた「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」が、事故直後から被告に対して、福島第一原発事故の検証を求め、その事故原因及び対応等について説明を求めていた。

その中で、早い段階で炉心溶融の判断が出来ていたのではないかとの指摘がなされてきたが、被告は「炉心溶融の定義がないため判断できなかつた」との回答を繰り返してきた。しかし、2016(平成28)年2月24日の会合で、被告は判断基準を定めていたことを認めるに至り、5年余にわたり真実を隠していたことを認めた。

同年9月、原子力規制委員会は核物質防護規定の順守義務違反で被告を厳重注意した。

(4) 2018(平成30)年8月 汚染水の放射性物質についての情報隠蔽が発覚

被告は、トリチウム汚染水の7割にトリチウムのほかに63種類の放射性物質があることを長い間、隠蔽していた

2018(平成30)年8月、トリチウム汚染水の海洋放出をめぐる初めての公聴会が富岡町文化交流センターで開催されたが、その直前、タンク内の汚染水の7割にトリチウムのほか63種類の放射性物質が含まれ、国の排出基準を越えていることが発覚した。被告は、この事実をこれまで公表せず隠していた。国も当然知る立場にあったが、公表しなかつた。

(5) 2021(令和3)年2月 原子炉に不正入室等が発覚、「東電に運転資格なし」

被告は、2016(平成28)年にも福島第二原発における侵入検知器問題で厳重注意を受けていたが、2020(令和2)年9月20日、柏崎刈羽原発で被告の社員が他人のIDカードを使い中央制御室に入っていたことが発覚した。この報告は同21日には規制庁に報告されたが、規制庁は規制委員会に報告せず、規制委員会は同23日に再稼動に必要な「保安規定」の変更を了承していたこと(報告があれば了承できない可能性もあった)が問題となった。

その後の規制庁の検査で、不審者の侵入を検知するための設備が2020(令和2)年3月以降で16か所故障しており、そのうち10か所では機能の喪失が続いていたことが判明し、規制庁は安全重要度最も深刻な区分である「赤」と判断した。

この事態を受けて、原子力規制委員会は、同年4月14日、被告に対して、安全が確認されるまで核燃料を動かすことを禁止する是正措置命令を出した。

(6) 2021(令和3)年2月13日 福島第一原発3号機の地震計が故障したまま放置されていたことが発覚

2021(令和3)年2月13日、福島県沖を震源とする震度6弱の地震が第一原発を襲い、原子炉の水位低下や53基のタンクの位置がずれるなど26か所に及ぶ被災が発生した。この時に肝心の3号機の建屋内に設置されていた地震計2基が故障したままで放置されていたため、地震データが取れなかった。そのためメルトダウンを起した1～3号機の健全性確認は原子炉の設置場所が違う5号機のデータを利用せざるを得なかった。

しかも事実が発覚したのは原子力規制委員会の会合の中で委員からの質問を受けて初めて東電が明らかにしたからであった。

2011(平成23)年の大震災後も、M7を超す大きな地震が、2012(平成24)年1回、2013(平成25)年1回、2014(平成26)年1回、2016(平成28)年1回と4回も発生している。にもかかわらず、被告はこのような杜撰な管理体制を10年後の現在も続けている。

(7) 2021(令和3)年9月 汚染水を浄化する設備破損事故を2年間隠していたことが発覚

2021(令和3)年9月9日、被告は、福島第一原発の汚染水を浄化する多核種除去設備(ALPS)の排気フィルターが25か所中24か所で破損している事故が発生したこと、及び2年前に全25か所が破損していたことを公表しなかったことを明らかにした。

しかも、被告は、2年前に破損の原因を調べず、ただ部品を交換しただけで ALPS の運転を再開し、同じ事態が2度起こっていたことが大きな問題となつた。

(8) いまだに取り出せない使用済み核燃料

本件事故から10年が経過してもなお、福島第一原子力発電所内の高濃度放射能物質は処理することができないまま、万一空気中に放出され拡散されれば、新たな被ばくリスクをもたらす危険を抱えた状態で、残存している。

いまだに取り出せないままの使用済み核燃料は、1号機392体、2号機615体、3号機538体、合計1545体あり、地震、津波、水素爆発で傷んだ原子炉建屋の燃料プールに入ったままであり、冷却をし続けないと、放射線・放射熱を放出して再び大事故につながりかねない。

本件事故において原子炉内で溶けた核燃料(デブリ)は、どこにどのような状態で存在するのか、1号機については未確認、2号機と3号機については原子炉圧力容器底部にデブリとみられる堆積物が確認されているが、いずれも取り出しの方法は未定であり、依然として常に冷却が必要な状態にある、と報道されている(2019/12/5 朝日新聞記事)。

(9) 汚染水による海洋汚染の危険

デブリ冷却のために常に注入している冷却水は、放射能汚染されているが、これが建屋の割れ目から流入する地下水と接触し、トリチウムを含む大量の汚染水となり、增量の一途を辿っている。貯蔵限度を超えた量の汚染水は海洋放出されることにより漁業等に甚大な打撃を与える。

(10) 放射能汚染された排気塔の撤去作業

1・2号機の排気塔(高さ120m)の66m付近には、劣化により8か所の破断や変形が確認された。筒身内は放射能汚染が極めて高く、倒壊による危険拡大は計り知れなかつた。被告は、排気塔を2020(令和2)年3月末までに解体撤去すると決定した

が、トラブルが続き、作業完了は当初の予定より大きく遅れた。また、当初は全て遠隔装置で行う予定が失敗し、危険な切斷作業に作業員を動員して被ばくの危険にさらした。

(11)途中で途切れていたベント管

福島第一原発1、2号機共用気筒におけるベント管が筒頂部に達することなく基部で途切れおりベント機能が作動しない設計であったことが判明した(甲A1062)。

ベント配管は、空だき状態になった原子炉を囲む格納容器の圧力を下げるため放射性物質を含む蒸気や水素ガスを外に排出する「ベント」に使用するものである。この配管が排気塔の根本で途切れ、水素が排気塔内に出る構造になっており、高濃度の水素が空気と混ざり、水素爆発を招くおそれがあった。その結果、排気塔が壊れれば事故はさらに深刻になっていたというのである。

(12)シールドプラグ下の高濃度放射能汚染

2021(令和3)年3月5日原子力規制委員会が公表した「福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間とりまとめ」によれば、1～3号機で、原子炉格納容器の真上にあるシールドプラグ(放射線を遮蔽するための3枚重ねの鉄筋コンクリート板)の真下部分にセシウム137の高濃度放射能汚染が判明した。放射能量は、7京ベクレル(7×10^{15} ベクレル)というとてつもない数値に上るという。

(13)小括

このように、本件事故後も、福島第一原子力発電所の重大な危険は何ら解消しておらず、高濃度放射能汚染は現存しており、住民に対する原発事故による放射能被ばくリスクは何ら解消していない。

これに対し、被告は有効な対策をとることなく、その危険性についての情報を住民・国民に説明する責任すら果たしていない。

このような被告の態度は、本件事故の教訓を何ら学んでおらず、およそ再発防止の考えがなく、原子力事業の健全な発達を阻害するものというほかない。

3 被害者への不誠実な対応

(1)「3つの誓い」を公然と破る不誠実さ

2016(平成28)年1月15日、被告は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策(「3つの誓い」)を発表した。この中で、被告は、「2.迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「3.和解仲介案の尊重」などの項目を挙げ、後者の項目では、「・紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む」などとしている。

しかし、被告はこの誓いを破っている。それは「「二枚舌」と非難されて当然だ」とまで評されるほどである(甲A1063)

(2)「弁済の抗弁」の主張とそれに基づく訴訟行為の背信性

とりわけ許しがたいことに、被告は、「弁済の抗弁」なる主張を展開し、あたかも原告に対する既払賠償金が過払いであると主張したが、これは不誠実を通り越して背信的というほかない。

被告が「弁済の抗弁」として主張しているものは、その大部分が訴訟外で和解するなどして弁済の合意をし支払いも終了した費目につき、蒸し返して払いすぎを主張するものである(詳細については原告ら準備書面(550)(552)(598)等に譲ることとする)。既に和解したり、特定の費目について金額を合意するなどして支払いまで終了した費目につき、後になって相手方から払いすぎを主張されるようなことは、長らく民事紛争の現場を経験した法律家であっても経験したことはほとんどないはずであるが、被告の「弁済の抗弁」は、それほどに一般の取引通念に反したとんでもない主張である。

例えば、本訴訟においても、被告は、「過払い」を前提とした次のような訴訟追行をしている。

まず被告は、原告ら本人の尋問期日において、原告田中由里子に対し、原告田中祐子が、本件事故後に賠償によってかえって収入が増えたのではないかという趣旨の質問をしている(原告田中由里子本人調書・22頁)。

その上で、被告は、「このような状況で小高スーパーについては多額の債務超過の上で赤字が継続して、従業員の給料も払えていなかったのではないかと思われるところ

ろ、本件事故がなくても事業を継続することはできなかつたんじやないですか。」(同28頁)とまで質問している。

さらには、被告は、「実際のところは、こちらの貸借対照表の資産が2000万円の対象に対して、資産の賠償でそれ以上の額の賠償が行われ、さらに逸失利益の賠償として1300万円の補償がなされたと思うんですが、小高スーパーに対する補償として十分な補償だと思わないですか。」(同29~30頁)などとも質問した。本件事故により生業を奪われた原告田中由里子に対する何の配慮もない質問である。

被告は、こうした反対尋問の結果をふまえ、準備書面(400)の中で、「本件事故前から小高スーパーの経営状態が悪化しており、本件事故がなくても経営が継続できない状態にあったこと、被告が小高スーパーに対して実損害を大幅に超える賠償金を支払っていること、多額の賠償金を得て田中氏世帯がスーパーマーケット「小高スーパー」を再開できる状態になりながら再開していないこと」を主張している(同準備書面・12頁)。そもそも、この引用部分においても、「本件事故前から(略)経営が継続できない」としながら、本件事故後に「「小高スーパー」を再開できる状態になりながら再開していない」、と明らかに経営環境が悪化した本件事故後に逆に経営が継続できるかのような認識を示すといった矛盾がみられるところであるが、そうした不合理な主張を押し通してまで原告らに精神的苦痛を与える主張をしていることは許し難い。被告は、原告らが生活の全てと言っても良い生業を奪われたことについて、「赤字店を閉店できた上に過分な賠償を得られて幸運でしたね」と言わんばかりの主張を展開しているのである。そこには、原告らの心情への配慮は微塵も存在しない。

被告は、原告門馬昌子についても、準備書面(401)において、「訴外洋の死亡については、本件事故との間に因果関係が認められないにもかかわらず、被告は、原告門馬に対して、死亡慰謝料として金320万円を支払っている(略)。」「このように(略)法律上認められる賠償額以上の支払を受けているものであり、門馬氏世帯の精神的苦痛を十分に慰謝するものといえ、既払金を超える慰謝料等をはじめとした追加の賠償金を支払う理由があるとは認め得ない。」などと主張するなどしている(同準備書面11~12頁)。しかし、「訴外洋の死亡については、本件事故との間に相当因果関係が認められないことは、(略)各種証拠資料からも明らか」(同準備書面5頁)と

主張するが、そうであるならば、なぜ被告が賠償を実施したのかという当然の疑問には被告自身は何ら触れるところがない。

このように、被告は「弁済の抗弁」と称しておよそ採用に値しない論理を展開したばかりか、原告ら本人尋問において原告らを侮辱するような質問にまで及び、準備書面でも不合理な主張を繰り返すなど加害者にあるまじき訴訟態度を取り続けた。こうした被告の対応は、何の落ち度もなく突然故郷を追われ、生活が一変することを余儀なくされ、不安と絶望と困窮の中なんとか慣れない直接請求手続きを行って、被告の少ない賠償額の提案に不服がありながらも妥協して合意書を取り交わしてなんとか生活を維持してきた原告らにとって感情を著しく逆撫でする行為であった。さらには「金目当て」との周囲からの偏見に耐えつつも、止むに止まれず経済的・物理的・精神的負担を覚悟して訴訟という望まぬ手段に出ざるを得なかった原告らに対し、その傷口に塩を塗るかのような新たな加害行為でもあった。

このような被告の悪質な対応は、本件における慰謝料増額事由として当然に考慮されるべきでもある。

(3)ADRの和解案拒否による手続き打ち切り

ア 3つの誓いを踏みにじる和解案拒否

被告は、本件の原告ら以外の原発被災者に対する対応も極めて不誠実であり、特にADRの和解案拒否による手続き打ち切り問題は社会問題化し、司法の負担も増大させた。

東京新聞2019(令和元)年8月12日(web版)(甲A1064)によると、原子力損害賠償紛争解決センター(以下、「センター」という)のADRで、2018(平成30)年から被告の和解案拒否による手続き打ち切りが急増していることが報じられた。被告の拒否の理由は、和解案が国の指針を超える賠償を提示していることなどであるというが、「センターを所管する文部科学省研究開発局は2019年3月、「多数の被害者がいまだに苦しめられているという多くの声があることを自覚し、『三つの誓い』を順守し、被害者の方々に寄り添った賠償を進めるよう要請する」との文書を東電に出している。」と報じている。

イ 小綱木地区ADRでの和解案拒否

例えば、川俣町小綱木地区(以下「小綱木地区」という。)に居住していた住民ら179世帯566名は、2014(平成26)年9月30日、センターに対し、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故(以下「本件事故」という。)に伴う慰謝料請求を申し立てた。センターは、中間指針第一次追補を超える賠償額が認定され得ることを具体的に認定し、各申立人につき、「中間指針第一次追補」で認められた定額とは別に20万円を内容とする和解案を示した。しかし、被告は、2018(平成30)年1月の進行協議期日において、和解案の方針(和解案と同趣旨のもの)に対し、「小綱木地区住民の方々の本件事故による苦痛などは、抽象的な不安感に止まり、法益侵害を觀念しないものであり、中間指針に織り込み済みのものである。東京電力内部では、和解案の『方針』への拒否の意向は強固。手続きの打ち切りを求める。」などと回答し、同年2月28日に和解案拒否を回答、同年12月20日、手続きは打ち切られた。

ウ 飯館村長泥地区・蕨平地区 ADR での和解案拒否

飯館村長泥地区・蕨平地区に居住していた住民ら72世帯77名は、2014(平成26)年10月14日、センターに対し、本件事故に伴う田畠の財物賠償の増額請求を申し立てた。センターは、代表地について、田は本来の価格の70%程度、畠は本来の価格の80%程度の金額が東京電力基準となっていると判断し、田は東京電力基準の143%、畠は東京電力基準の125%をもって、センターの評価額とした。しかし、センターの和解案につき、東京電力基準による評価額は、不動産鑑定士の鑑定に基づいて決定していること、評価額を補正する必要は認められないと理由として3度にわたり受諾拒否の回答をし、2018(平成30)年12月20日付で手続きは打ち切られた。

エ 浪江町民集団 ADR での和解案拒否

中間指針で示された慰謝料一律月額10万円が、浪江町民の被災状況に比して定額であるとして、一律増額を求めたADRは、町民の7割以上が参加した手続きとなつた。しかし、この浪江町民の集団ADR申立てについて、全申立人に月額5万円(期間2年間)、75歳以上の全高齢者に対し月額3万円(期間3年間)の支払いを内容とする和解案が提示されたが被告はこれを拒否、4年以上にわたる繰り返しの和解受諾の求めを拒否し続け、ついに2018(平成30)年4月5日に和解仲介手続き打ち切り

となつた。

翌日付の浪江町支援弁護団の声明では、原発ADRがこのような結果に終わった原因は、「制度趣旨を無視して受諾することをかたくなに拒否してきた東京電力」にあるとし、申立人の中に高齢者も多く、同年2月28日現在で846名もの申立人が亡くなっていることも指摘し、無念をにじませている。

オ 福島市大波・雪内地区ADRでの和解案拒否

福島市大波・雪内地区的集団ADR申立て(申立人は409世帯・1241名／申立時点 以下「当初申立」という)においては、線量が高いにも関わらず「自主的避難等対象区域」とされて少額の慰謝料しか得られていないことから、主として避難慰謝料の請求を求めたものである。センターは、不十分ながら、2019(令和元)年7月5日、米農家30世帯に対し1世帯30万円の慰謝料の支払を認めるという和解案(以下「本件和解案」という)を提示した。しかし、被告は受諾を拒否、再度の受諾勧告も拒否したため、同年12月25日付で和解仲介手続きが打ち切られた。被告の和解拒否の理由は、「要するに、これまでの被申立人の主張と相容れないからということに尽きる。」(原発被災者弁護団のサイト「福島市大波地区、伊達市雪内・谷津地区の東電和解案拒否打切りについて」より <http://ghb-law.net/?p=2204>)。

カ 相馬市玉野地区 ADR での和解案拒否

相馬市玉野地区の住民419名が、慰謝料増額等を求めて、2014年(平成26年)10月1日、センターに申し立てたADR手続きでは、センターは、4年の審理を経て、2018年(平成30年)10月1日、本件事故当時19歳以上の玉野地区在住者に最大20万円を賠償する和解案(以下、「本和解案」と言う。)を示した。しかし、被告は、受諾を拒否。被告が本和解案の受諾を拒否する理由として述べた内容に対して、センターは、2度の和解案受諾勧告書において、「何ら合理的な和解案拒否理由を見出しができない」と断罪した。しかしながら、被告は、その指摘に何ら答えないまま、受諾拒否の態度を変えなかつたため、2019年(令和元年)12月19日、本和解仲介手続は打ち切られた。弁護団は、「玉野地区住民の被害は何ら救済されず、救済されるためには、被害者が別途法的手続を取らなければならない。玉野地区住民がかかる状況に陥つたことは、被害の切り捨てそのものである。」「このような東京電力の態度

は、被害者の苦しみに何ら耳を傾けず、玉野地区住民の被害を殊更に軽視したものであって、もはや自らが誓約した「和解仲介案の尊重」に違背するどころか、加害者としての責任をかけらも感じていないものと断じざるを得ない。」と強く批判している(ふくしま原発損害賠償弁護団のサイト

<http://fukushimagenpatsu.bengodan.jp/archives/787147>)。

キ その他多数の事案での和解案拒否

その他にも、福島市渡利地区の住民1107世帯3107名の慰謝料請求、伊達市富成地区の331世帯1191名による慰謝料請求、伊達市月館・川俣町小島田代に居住していた住民ら193名の慰謝料請求などにつき、いずれもADRで和解案を被告が拒絶し、手続きが打ち切られている。

4 小括

以上のとおり、被告は、本件事故後、住民に正確な情報を提供し原子力災害の拡大防止に努めるべき原子力事業者の責任に反し、メルトダウンの可能性を隠蔽する発言をし、さらには津波対策を怠ってきた自らの不都合な歴史を隠蔽する発言をも繰り返すなどした。

本件事故から10年経過する間、被告は、本件事故から何の教訓も学ばず、本件事故後の福島第一原発が危険な状態にあることを隠蔽し続け、現在に至るまで有効な安全対策を実施せず、本件事故後の安全確保義務を果たしていない。

被害者との関係でも、表面的には「3つの誓い」なるものを宣言しつつ、実際の行動ではそれに反する行動を繰り返している。訴訟外での和解内容を蒸し返す非常識な裁判上の主張をし、ADRでの多数の和解案拒否によって裁判所に多大な負担をかけてまで自社の経済的負担を軽減することに躍起になっている。

このような被告の態度は、加害者にはあるまじき背信的あるいは不誠実極まりない態度であり、厳しい社会的批判にさらされている。御庁においても、このような社会的評価を正しく慰謝料増額事由として評価すべきであり、今後同レベルの加害者を生まないよう必ずや司法としての責任を果たしていただきたい。

第6 この章のまとめ

以上のとおり、原告らの請求を原賠法3条1項に基づく損害賠償請求と構成したとしても、被告には、本件事故前、津波対策を含め数々の安全確保義務を懈怠し、安全基準を引き下げる安全阻害行為を繰り返し、数々のデータ改ざんと事故の隠蔽を繰り返し、本件事故後も事故の教訓を生かさず、この10年の間、安全対策を疎かにしたまま杜撰な原発管理を続け、原発の危険な状態に関する数々の情報を隠蔽し、被害者に対する賠償において背信的ないし不誠実な態度を取り続けるという、信じがたいほどの多くの責任加重事由が存在し、こうした極めて悪質な行為を組織ぐるみで行っているのであるから、衡平の観点および再発防止の観点から、損害額の算定において増額事由として十二分に考慮されなければならない。

第3章 山木屋判決が妥当性を欠くこと

第1 はじめに

被告の責任について、原賠法3条1項に基づく責任（無過失責任）と捉えるにせよ、津波対策を怠った被告の注意義務違反の程度が、慰謝料増額事由となる加害行為の悪質性を判断するうえで重要な考慮要素であることに変わりはない。

しかしながら、本件の原告らと分離されて先行した山木屋判決では、被告の上記注意義務違反を慰謝料増額事由として考慮するにあたり、被告が過大な責任を負わされかねないなどとして、故意やこれと同視できるような重大な過失、あるいは被告に著しい重過失がない限り、慰謝料の増額は認められないとする考えをとった。

このような考えは、後述のとおり、その後の最高裁決定により確定した複数の高裁判決により否定されているところであるが、念のため以下でこの点につき論ずる。

第2 被告の予見義務に関する山木屋判決の認定の誤り

- 1 原子力損害の賠償に関する法律における慰謝料の算定に当っても民法の不法行為の場合と同様に増額事由がある場合には慰謝料の増額が認められるべきこと
 - (1)「軽微とはいえない程度」の過失でも慰謝料の増額は認められるべきこと

山木屋判決では、慰謝料増額事由については、その基礎事情について、「単に予見可能性及び回避可能性があつたことのみから当然に慰謝料の増額が認められるも

のとはいはず、相当程度の悪質性、故意やこれと同視できるような重大な過失、あるいは被告に著しい過失があったことを要するというべきである。すなわち、少なくとも過失(注意義務違反)があることを前提とした上で、例えば、注意義務違反の態様等(義務違反の継続期間やその間の被告の対応など)も考慮すべきである。」と判示した(218頁)。

しかし、被害者の精神的苦痛を強めると考えられる事由があれば、慰謝料の増額を否定する理由はない(2005年版損害賠償額算定基準下巻51頁)。前記のとおり、慰謝料算定に当たって裁判所が斟酌すべき事情については、何らの制限がなく(大判大5・5・11刑録22・72、大判大9・5・20民録26・710)、当事者の身分・資力・生活の程度・被害の態様その他諸般の状況(大阪地判明35・10・16新聞114・11)、被害者の員数・年齢・加害行為の動機(大判明44・4・13刑録17・569)等のように、きわめて広範囲の要素が含まれるとされている(斎藤修「総論」「慰謝料算定の理論」26頁、株式会社ぎょうせい、平成22年)。

よって、加害者に故意、重過失、あるいは著しい過失がある場合だけでなく、御府平成29年(ネ)第373号、令和2年(ネ)第56号・62号事件判決が判示するように、「軽微とはいえない程度」の過失があった場合にも慰謝料の増額は認められるべきである。

(2) 事故態様が悪質な場合にも慰謝料増額が認められるべきこと

前記2005年版損害賠償額算定基準下巻52頁は、「加害者の過失の重大さ、事故態様の悪質さは被害者の精神的損害を高めるといえますから、それらが増額事由になることは明らかです。」として、「過失の重大さ」に加えて、「事故態様の悪質さ」も慰謝料増額事由に該当するとしている。

過失の重大さは、通常は、事故態様の悪質となって表れるので、重なる部分も多いであろうが、無免許運転やひき逃げの場合には、事故自体の過失は重大でなくとも、事件全体の態様としては悪質であるため、これを事故態様の悪質性の範疇に含めて、慰謝料増額事由とされている(2021年版損害賠償額算定基準上巻223頁)。したがって、「過失の重大さ」とは別個に、「事故(事件全体の)態様の悪質さ」も慰謝料増額事由に該当するものとして扱うべきである。

(3) 加害者の不誠実な態度も慰謝料増額事由とすべきこと

前記2005年版損害賠償額算定基準下巻47～53頁及び2021年版損害賠償額算定基準上巻223頁は、「加害者の不誠実な態度」も慰謝料増額事由となるとしている。

山木屋判決も「上記のとおり、加害行為の態様等を検討しつつも、慰謝料の額は口頭弁論にあらわされた諸般の事情を斟酌して定めることができるため、注意義務違反があることを前提に、被告の行為のうち、本件事故とは直接結び付かない事情や平成18年より後の事情等を、付隨的に考慮することも許容されるというべきである。」(219頁)と判示して、「加害者の不誠実な態度」も慰謝料増額事由となることを認めている。

(4) 原賠法の趣旨目的から制裁的加算もなされるべきこと

前述したとおり、原賠法が「被害者の保護」を目的としつつ「原子力事業の健全な発達」を目的としていることに照らし、安全確保義務を怠るだけでなく津波対策の安全基準を引き下げる等の安全阻害行為を行ってきた被告に対しては、再発防止の観点から、損害額の算定において制裁的加算もなされるべきである。

なお、原賠法の事案ではないが、制裁的加算を認めた事例として、暴力団の組織性を背景とする故意的不法行為について通常よりも高額の慰謝料を認定した事例がある(佐賀地裁判決平成6年3月25日判タ860・207、東京地裁判決平成6年7月6日金融法務1397・62)。

2 本件における被告の予見義務の対象について

山木屋判決は、「(ア)過失の判断要素である予見義務は、権利・法益侵害の発生を回避する作為又は不作為の行為義務である結果回避義務の前提となることから、予見の対象となるべき因果の経過は結果回避を可能とする程度の因果の経過であれば足りる。すなわち、現実の結果発生に至る因果の経過を逐一具体的に予見することまでは必要ではなく、ある程度抽象化された因果経過であれば足りるというべきである。」との前提の下、「本件事故による権利侵害という結果回避のための措置をとる義務を被告に課す前提としての予見の対象は、福島第一原発において全交流電源

喪失をもたらし得る程度の津波が発生すること、換言すれば、福島第一原発1号機から4号機の敷地高であるO. P. +10mを超える津波が到来することと一応いうことができる。」と判示する(283～285頁)。

3 本件における予見可能性と決定論的安全評価との関係

(1) 平成14年から平成20年までの間に被告がOP + 10mを超える津波が来襲する試算結果を得ることが可能であったこと

山木屋判決が、「被告は、長期評価の見解に基づき明治三陸地震の波源モデルを福島県沖の日本海溝沿いに設定した場合における想定津波水位の試算すなわち平成20年試算をした結果、最大津波高さが福島第一原発の敷地南側(O. P. +10m)でO. P. +15. 707m(浸水深5. 707m)となるとの結果を把握していた。平成20年試算は、津波評価技術を用いて得られたものであるが、認定事実①(5)イのとおり、津波評価技術は、平成14年2月に公表されており、平成14年から平成20年までの間に、津波高の試算を実施する上で必要条件となるような知見の発見や試算実施の障害となる事情が特段認められないことからすると、O. P. +10mを超える津波という平成20年の試算結果と同様の試算結果を、平成14年又は平成18年の各時点において得ることが不可能であったということはできない。」(286頁)と判示するのは正当であり、原告らに異論はない。

(2) 平成20年試算を実施すべき義務はないとする結論は不当であること

しかし、同判決は、被告の対応を「長期評価に示された見解の内容や信頼性に照らすと、被告において、これを平成20年頃には取り込むべきであったとしても、平成14年又は平成18年時点において長期評価の見解を踏まえた具体的かつ物理的な対策に着手しなかったことが不合理とまではいえないし、また、結果的に誤っていたと評価する余地があるとしても、平成20年以降も、対策の必要性や緊急性を確認し、具体的な対策内容を工学的な観点から確定するため、専門家(土木学会)に検討を委託するなどして更に検討を進めるという対応をとったことが著しく不適切であったとか不合理であったとはいえない。」(321～322頁)として、「少なくとも慰謝料の増額事由となるような悪質性等があったとまでは認められない。」(323頁)と結論付けた。

この点については、以下に詳述するとおり、重大な誤りがある。

(3) 単なる相対的安全性で足りるとするの誤りであること

ア 伊方最高裁判決について

山木屋判決は、最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174項、以下「伊方最高裁判決」という。)の判示について、「規制行政庁の専門技術的な裁量を認めざるを得ず、しかも、科学技術の分野においては、社会生活上有用な科学技術のもたらす利益とこのような科学技術が内包する危険性・リスクとを勘案し、そのリスクが社会において許容されるべき限度においてこれを利用する相対的な安全性の考え方方が背景にあり、このような相対的安全性を容認するとの立法判断の下、上記要件審査に関する専門技術的な裁量を認めたものと理解できる。」とする(289~290頁)。

しかしながら、伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分の取消が問題となった事案であり、山木屋判決が引用する判示部分は、許可権者である行政庁に裁量を認め、その判断に不合理な点があるとして取消となる場合の判断枠組みを示したものであり、原子炉設置者に対する義務を述べるものではない。

むしろ伊方最高裁判決は、原子力発電が、大量破壊兵器は別として、他の科学技術とは比較にならない程、原子炉施設の従業員や周辺住民らに対して広範かつ長期にわたり深刻な被害をもたらすおそれのある科学技術であることに鑑み、これを自らの利益のために利用する者は、「災害が万が一にも起こらないようにするために」に、極めて高度な安全性を確保すべきことが求められることを前提に、国に対して、このことを前提にした審査を行わなければならないことを判示し、原子炉を設置する事業者については、「災害が万が一にも起こらないようにするため」に、極めて高度な安全性を確保すべき義務があることを判示してもいるのである。

なお、山木屋判決は、「しかも、科学技術の分野においては、社会生活上有用な科学技術のもたらす利益とこのような科学技術が内包する危険性・リスクとを勘案し、そのリスクが社会において許容されるべき限度においてこれを利用する相対的な安全性の考え方方が背景にあり」(290頁)としているが、これは、原子力発電の桁違いのリスクを無視し、原子力発電を他のリスクを伴う科学技術と同列に扱っている点で失

当であるだけでなく、原子力発電による利益は原子炉を設置する事業者が取得している点を忘れた点でも失当である。

また、伊方最高裁判決の「現在の科学技術水準に照らし」との判示は、極めて高度な安全性の確保のために、原子炉を設置する事業者及び規制行政庁双方に対し、常に最新の科学的知見及び技術を用いることを求めたものとみるべきである。

これらの点について言及のない山木屋判決は、伊方最高裁判決の判旨を正しく理解しないもので、失当と言わなければならない。

イ 政府も被告も高度の安全性を保障していたこと

1970(昭和45)年7月に通商産業省が作成したパンフレットのはしがきで、同省公益事業局長は、「わが国では、開発の当初から原子力公害は絶対に起こさないという徹底した方針が貫かれてきています。」として、絶対的安全性の確保を約束していた(甲A1065)。

このような絶対的安全性の確保という政府の方針の下、被告は「その安全性についての地域住民の信頼の上に福島第一原発をこの地に立地してきた」のである(仙台高等裁判所令和2年3月12日判決(平成30年(ネ)第164号損害賠償請求控訴事件)42頁)。

(4) 小括

以上のとおり、被告は、原子力災害が万が一にも起こらないようにするために、他の科学技術の利用に比して極めて高度な安全性を確保すべきことが求められていたのであり、そのために、常に最新の科学情報及び科学技術をもって、安全対策を講じることが求められていたのである。

第3 長期評価の見解を取り入れた対策をすべきであったことについて

1 津波評価技術についての山木屋判決の評価

山木屋判決は、財団法人土木学会原子力土木委員会が2002(平成14)年2月公表した「原子力発電所の津波評価技術」(以下「津波評価技術」という。)について、「炉規法24条4号の「災害の防止上支障がないものであること」すなわち津波に関する適切な対策がとられていることの審査における事実上の基準として機能すべき

ものである。また、同様に、電気事業法39条1項に基づく技術基準適合命令の発出の基準である技術基準省令4条1項に該当するか否かの判断、すなわち、原子炉施設等が想定される自然現象である津波によりその安全性を損なうおそれの有無等の審査・検討に当たっても、参照されるべきものと解すべきである。」と判示する(292頁)

2 津波評価技術の問題点

(1) 津波評価技術は、原子力土木委員会に設置された「津波評価部会」によって取りまとめられたものであるが、策定主体及び内容については、次のような問題点がある。

(2) 策定主体の問題点

原子力安全・保安院は、2002(平成14)年7月22日に「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」を取りまとめ、学会など民間団体が作った技術基準を積極的に規制行政に取り入れていく方針を打ち出したが、それに①「公平なメンバー構成による公開された場での検討を前提とし、公平性、公正性、公開性重視したプロセスで」策定された規格であることが必要である(甲A1066)。

しかし、「津波評価部会」は、被告を含めた電気事業連合会連が、「津波評価に関する電力会社の共通の研究成果をオーソライズする場としてとして、土木学会原子力土木委員会内に津波評価部会を設置」したものである。

津波評価技術策定時における津波評価部会の委員・幹事等30人のうち、13人が電力会社、3人が電力中央研究所、1人が電力のグループ会社に所属しており、電力業界が17人と過半数を占めており、地震、津波の専門家は、主任の首藤伸夫岩手県立大学教授(当時、以下同じ。)の外には阿部勝征東京大学教授、今村文彦東北大学助教授、佐竹健治経済産業省工業技術院地質研究所だけであった(甲A41の1、甲A1・90~91頁)。

また、研究費(1億8378万円)の全額を電力会社が負担しており、策定に関わる議事録は、議事要旨のみが、本件事故の8か月後の2011(平成23)年11月に公開されただけであった(甲A1・90~91頁)。

このように、津波評価技術の策定プロセスは公正、公平、公開を重視したものとはいせず、保安院が規制に用いるための要件を欠くものであった。

しかし、山木屋判決は、研究費の全額を電力会社が負担していたことや公開性不十分であったことには触れておらず、また、後記(3)のとおり、作成過程で安全性確保のために最も重要な余裕度に関わる補正率を1.0とすることについて複数回にわたり疑問が呈されたにもかかわらず、これを退けて策定されたことを等閑視するもので、失当というほかない。

(3) 内容の問題点

「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」では、「技術基準やそのほかの法令又はそれに基づく文書で要求される性能との項目・範囲において対応がとれること」も必要とされていたが、津波評価技術は、これによって算出される想定津波高さが、安全審査指針が求める性能に適合し、この手法に従えば原発の安全は確保できるのか検証されていなかった(甲A1・91頁)。

また、津波評価技術は、原子力発電所における設計水位を求めるための評価手法の検討、確立が目的であり、どこにどういう波源をおくかについて詳細に検討していないため、福島県～茨城県沖の海溝沿いの海域には波源を設定しておらず、同海域を波源とする津波を評価できるようになつていなかった。

その作成過程において、想定を上回る津波の可能性を考慮する必要はないのかという質問があったが、首藤教授の「現状ではとりあえず1.0としておき、将来的に見直す余地を残しておきたい」との発言で、補正係数を1.0とすることになったが、その後も、補正係数が1.0となると、結果的にはパラメータスタディのみ実施し、補正係数を持ち込まないと等価あるとの指摘もあったにもかかわらず、最終的に補正係数を1.0としている。

その結果、福島県～茨城県沖の海溝沿いの海域には波源を設定していないことと相まって、福島第一原発についての津波対策は余裕度の低いものとなつてしまつている。

以上のとおりであるから、「認定事実①(5)イ(イ)のとおり、津波評価技術は、プレート境界付近に将来発生することを否定できない地震に伴う津波を評価の対象とし、津

波をもたらす地震の発生一夜発生様式を踏まえたスケーリング則に基づき、基準断層モデルを設定し、想定津波の不確定性を設計津波水準に反映させるために、パラメータスタディを実施し、評価地点における影響が最も大きい津波を設計想定津波として確定するというものであり、基準断層モデルとなるべき地震・津波の選定に当たっては、依拠すべき科学技術、科学的知見が的確なものである限り、精緻で十分な安全裕度が確保できる津波数値シミュレーションを実施できる、合理的な評価手法として機能するものということができる。」(291～292頁)との山木屋判決の判示は誤りである。

(4) 小括

したがって、津波評価技術を「災害の防止上支障がないものであること」の審査における事実上の基準として機能すべきものである等とする山木屋判決の判示もまた誤りである。

なお、山木屋判決は、「想定すべき津波の選定が地震、津波に関する適確な科学的知見により行われている限りにおいて、津波評価技術に依拠し、津波から安全性を評価することは合理的であるというべきである。」(296頁)とも判示するので、念のため、以下では長期評価との関連で、「想定すべき津波の選定が地震、津波に関する的確な科学的知見により行われてい」たかどうかについて、検討する。

3 長期評価の知見を取り入れるべきだったのに取り入れなかつたこと

(1) 長期評価について

地震防災対策特別措置法に基づき総理府(後に文部省)に設置された「地震長期研究推進本部」(以下「推進本部」という。)は、2002(平成14)年7月31日、「三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において明治三陸地震と同程度の地震がどこでも発生する可能性がある」とする「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」という。)を公表した。

この長期評価は、同本部の下に設置された「地震調査委員会」、さらにその下に内陸の活断層で発生する地震や海域に発生するプレート間地震(海溝型地震)についての長期評価を検討するために設置された「長期評価部会」、海溝型地震について

審議するために同部会の下に設置された「海溝型地震分科会」における各審議を経て取りまとめられたものである。

海溝型地震分科会は、主査の島崎邦彦東京大学教授はじめ地震学会のトップクラスの研究者13名の委員で構成され、津波評価技術策定のメンバーであった佐竹健治教授もその委員の一人であった。

この長期評価について、山木屋判決は、次のように判示する。

「長期評価は、地震に関する多くの知見を収集・整理・分析した結果として、海溝型地震等の発生可能性の長期的な確率評価を行って公表した公式の見解であり、また、その議論の過程では、海溝型分科会、長期評価部会、地震調査委員会という段階的な審議を経た上で、当時の地震予測に関する第一線の専門家の見解を取りまとめて、一定の結論を示したものである。加えて、認定事実①(6)才のとおり、長期評価の見解を取りまとめるに当たってその議論、意見交換等を実施した海溝型分科会での意見交換等の過程を見ると、本件長期評価の見解を取りまとめるに当たり、その見解と異なる結論に至る可能性がある過去の地震の発生領域や性質に関する各専門家の意見や研究内容等も検討し、必要な議論等を経た上で、その見解が示されたということができる。

「このような長期評価を策定した主体、本件長期評価が取りまとめられ、その公表に至った経緯、実際の検討過程等に鑑みると、本件長期評価は、単なる地震学者や民間団体の一見解などとは性質を異にする有力、かつ重要な見解(知見)として、地震対策、津波対策を検討するに当たって考慮することが求められるものであったと考えられる。」(299～300頁)

(2)長期評価の考慮は事実上のものにとどまるは誤りであることについて

ア 山木屋判決の判示

しかし、その一方で、山木屋判決は、次のように判示して、被告が長期評価の知見を取り入れた想定津波の設定をしなかったことを免責している。

「地震防災対策特別措置法のほかにも災害対策に係る知見の収集や研究などの実施を求める法令が存在し、地震・津波に対する具体的な対策を立案するに際しては、その法令ごとにそれぞれ収集、研究された知見をも踏まえた多角的な検討が予

定されていたといえるのであり、本件長期評価のみが地震対策、津波対策に当たつて考慮すべき唯一の知見とされていたものではない。

すなわち、本件長期評価は、学者や民間団体の一見解などとは性質を異にする有力、かつ、重要な見解として、地震対策、津波対策を検討するに当たって考慮することが求められるものであったと考えられるが、それはあくまでも事実上のものにとどまる。」(301頁)

イ 山木屋判決の誤り

しかし、地震防災対策特別措置法13条1項が「…体制の整備に努めるとともに、…必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。」として、国に課しているのが努力義務であることを根拠に、長期評価の知見の考慮は、事実上のものであって、法的な要求ではないとする点は誤りである。

前記伊方最高裁判決の判旨に従えば、原子力発電については、「災害が万が一にも起こらないようにするため」に、極めて高度な安全性を確保すべきことが求められ、そのために、常に最新の科学情報及び科学技術をもって、安全対策を講じることが求められていたのであるから、長期評価が単なる地震学者や民間団体の一見解などとは性質を異なる有力かつ重要な見解(知見)である以上、この知見を取り入れた地震対策、津波対策をとることは、法的に義務付けられたものというべきだからである。

(3) 科学的な見地から十分に説明されたと評価できない側面があるとの判断は誤りであること

ア 山木屋判決の判示

山木屋判決は、長期評価は、科学的な見地から十分に説明されたと評価できない側面があるとする。しかし、これらは次のとおり誤りである。

(ア) 具体的なエビデンスが示されていないとする点について

長期評価は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの南北800kmの巨大な領域を設定し、この領域で、M8クラスのプレート間地震(太平洋プレートの沈み込みに耐えきれなくなった北米プレートがはね上ることで起きる地震)が、1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震、1896年の明治三陸地震と約400年間に3回発生

していることを根拠にするものであり、また、この領域でプレート間地震が発生することについては異論がなかった。

この点については、山木屋判決も触れるところである(242~243頁)。

したがって、「具体的なエビデンスが示されているわけではない」との山木屋判決の判示は誤りである。

(イ) 比較沈み込み学の考え方等に基づいた異論について

長期評価は、「最新の知見を用いて最善と思われる手法により」行われたものである(甲A38の2・1頁)。

海溝型分科会の委員であった濱田信生気象庁気象研究所地震火山研究部長によると、プレートの固着状況の違い、海底地形の違い、付加体の違いについても、委員は認識していたが、そのことが津波地震の発生にどう結びつくかの検証はできておらず、検証されない限りは、長期的な観点での地震発生の可能性等を評価する長期評価に取り入れる訳にはいかないので、議論してもしようがないと思った、今でも検証されていない、とのことである(甲A1067・18~21頁)。

また、海溝型分科会の検討過程で問題点や異論が出されるのは当然のことであり、その様な議論を経て出された結論だからこそ信頼性が認められるのである。

都司嘉宣意見書や濱田証言からもわかるように、海溝型分科会の検討過程で問題点や異論があったものの、最終的な結論については特段の異論は出なかつたのである(甲A1067・57頁、甲A1068・17頁)。この点、佐竹健治意見書も「海溝型分科会における検討過程では、結論として採用された見解についての問題点が指摘されたり、異なる見解が示されたりしていた」とするも、結論については異論を述べたとはいえない(甲A309・20頁。)

以上のとおりであるから、プレートの固着状況の違い、海底地形の違い、付加体の違いや検討過程で問題点や異論が出されたことを根拠に長期評価の信頼性に疑問を呈する山木屋判決の判示は明らかな誤りである。

(ウ) 警鐘を鳴らす政策的意図について

山木屋判決が「警鐘を鳴らす政策的意図があつたことをもうかがわせる。」ものとして挙げる認定事実①(6)オ(エ)の記述は、「過去地震の数を減らし過ぎると確率が小さ

くなり警告の意味がなくなってしまうとの指摘もあり」(242頁)というものであり、このような指摘があったことを以て、海溝型分科会、長期評価部会、地震調査委員会という段階的な審議を経た上で取りまとめられた長期評価が「警鐘を鳴らす政策的意図があった」とするのは論理の飛躍である。

規模が最も大きい明治三陸地震と同様の地震の発生する可能性を否定できない以上、長期評価としてこれを想定するのは当然であり、このことを以て、科学的評価ではなく、政策的警告であるとするのは、長期評価の何たるか、科学的評価とは何たるか、をわきまえない議論といわなければならない。

(才) 中央防災会議における日本海溝・千島海溝調査会等の津波想定について

「平成18年までの中央防災会議における日本海溝・千島海溝調査会や福島県による津波想定調査においても、防災対策の検討対象とする地震として長期評価の見解は採用されていない(認定事実①(8)イヘエ及び(9)ア参照)。」のは、山木屋判決も認めるとおり、一般防災と原子力防災では求められる安全性の程度が異なるからである。

日本海溝・千島海溝調査会の上記方針は、一般防災向けではあっても、格段に高次元の安全性が要求される原子力防災向けでないことは明らかであるから、上記方針によって長期評価の信頼性が損なわれることはない。

むしろ、島崎邦彦意見書にあるとおり、「中央防災会議は、津波地震に関する『長期評価』を受け入れず、主に明治三陸地震津波に備える体制を決定したことが、今回の甚大な津波災害をもたらした」のである(甲A305の1・32頁)。

(カ) 科学的な見地から十分に説明されたと評価できないとの点について

以上のとおり、長期評価は、過去400年間に発生した1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震、1896年の明治三陸地震の3つを資料として、「最新の知見を用いて最善と思われる手法により」行われたものであり、大半の地震学者が妥当なものとして受け入れているものである。

なお、地震調査委員会は、2003(平成15)年3月4日に、想定地震の発生領域、規模、発生確率のそれぞれについて、信頼度の公表をしているが、発生領域の評価の信頼度が低いとされる評価はデータが少ないのであり、検討がいい加減であった

訳ではない。この信頼度の評価についても合理的に行われており、科学的な見地から十分に説明されたと評価できないとの山木屋判決の判示は誤りである。

(4) 小括

以上のとおり、長期評価を策定した主体、長期評価の見解が取りまとめられ、その公表に至った経緯、実際の検討過程等に鑑みると、長期評価で示された見解は、単なる地震学者や民間団体の一見解などとは性質を異にする有力かつ重要な見解（知見）であり、被告は、この知見を取り入れた、地震対策、津波対策を実施することが法的義務として求められていたことは明らかである。

被告がこの義務を忠実に履行していれば、山木屋判決の上記判示どおり、「平成14年（2002年）から平成20年（2008年）までの間に、津波高の試算を実施する上で必要条件となるような知見の発見や試算実施の障害となる事情が特段認められないことからすると、O. P. + 10mを超える津波という平成20年の試算結果と同様の試算結果を、平成14年又は平成18年（2006年）の各時点において得ることが」できたことは確実である。

そして、本件事故の2011（平成23）年3月までには、O. P. + 10mを超える津波が襲っても、福島第一原発の施設の安全性が重大な影響を受けるおそれがないようになる対策が完了できたこともまた明らかである。

2002（平成14）年7月31日の長期評価の公表後も、被告は、長期評価の知見を取り入れることを決断すべき機会は多々あった。

にもかかわらず、被告は、「災害が万が一にも起こらないようにする」という原子力事業者としての責務を忘れ、企業としての利益追及のため、コストのかかる長期評価の知見を取り入れた地震対策、津波対策の実施を免れようと、様々な策謀を巡らし、十分な地震対策、津波対策を取ることなく、2011（平成23）年3月11日の大地震、大津波を迎ってしまったのである。

第4 令和4年最高裁判決に基づく主張（被告の準備書面（408））への反論

1 はじめに

被告は、最高裁判所令和4年6月17日第二小法廷判決（以下「令和4年最高裁判

決」という。)が、国家賠償法1条1項に基づく国の損害賠償義務の判断において本件事故の結果回避可能性を認めなかつたことをもって、「本件訴訟においても“被告が仮に長期評価の見解に基づく対応を実施していたとしても、本件事故又はそれと同様の事故が発生しなかつたであろうという関係を認めることはできない”との法的判断がそのまま妥当」し、「被告に本件事故の発生に対する重過失があつたとは評価し得ない」と主張する。

しかしながら、令和4年最高裁判決は、国の規制権限不行使に基づく国家賠償責任に関する判断であつて、原発の安全性を確保すべき一次的義務を負う原発事業者の法的責任に影響を与えるものではなく、被告の加害行為の悪質性の判断を左右するものではない。

2 令和4年最高裁判決の概要

(1) 多数意見

令和4年最高裁判決の多数意見は、国家賠償法上の国の責任についての判示において、「本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった」とし、本件事故前の津波対策は、敷地への浸水を防ぐための防潮堤等を設置するという措置だけが想定されていたとし、原審が考慮したようなそれ以外の防護措置(敷地の浸水を前提に原子炉施設の主要建屋等を水密化する措置等)の可能性を否定した。

そして、国の規制権限が行使された場合に、東京電力が取つたであろう措置は、本件津波試算(長期評価をとりいれた平成14年津波評価技術の評価方法に基づく津波試算)に基づく防潮堤等の設置であるとし、同試算によれば想定津波は「本件敷地の南東側前面において、最大で海拔15.707mの高さになるが、本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ(海拔10m)を超え(ない)」ので、「本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかつた」から、「設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる

可能性が高いところ、「現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入し」たのだから、東京電力が本件津波試算に基づき防潮堤等を設置していたとしても、敷地の東側前面から大量の海水が敷地に浸入することを防ぐことができなかつた可能性が高いと結論づけた。

かくして、「経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、…規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかつた可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にある」との理由で、「経済産業大臣が規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかつたであろうという関係を認めることはできない」として国の責任を否定した。

(2) 三浦反対意見

これに対し、三浦守裁判官の反対意見(以下「三浦反対意見」)は、結果回避可能性等の判断において、次のように指摘し、多数意見を批判している。

ア 本件敷地の南東側からだけでなく東側からも津波が遡上する可能性を想定した措置を探るべきこと

防潮堤等の設置について、本件津波試算によれば「既存の防波堤の南側と北側において、海拔10mを優に超える津波の遡上が想定されただけでなく、当該防波堤の湾内においても、本件発電所の1号機から6号機までの各原子炉に係る取水ポンプの位置(海拔4m)において、海拔10m前後の津波が想定されるとともに、1号機北側の本件敷地に津波が遡上すると想定されたことがうかがわれる」ところ、「地震及び津波が諸条件によって複雑に変化し、予測が困難な自然現象であつて、これらに関する研究や予測の技術も発展過程にあることを考え併せれば、本件長期評価に基づく津波の想定においては、本件試算の各数値を絶対のものとみるべきではなく、これを基本として、相応の数値の幅を持つものと考えるのが相当」で、「津波による遡上波が本件敷地に到達すれば…原子炉の冷却機能が失われて、深刻な事態が生ずるこ

とは明らかであるから、安全上の余裕を考慮した想定が必要である」。
「本件試算において、上記防波堤の湾内において、海拔10m前後の津波が迫り、その一部が本件敷地に遡上する可能性がうかがわれること等に鑑みれば、本件技術基準の適用に当たり、本件敷地の南東側からだけでなく、東側からも津波が遡上する可能性を想定することは、むしろ当然」であり、「したがって、本件長期評価を前提に、経済産業大臣が技術基準適合命令を発した場合、東京電力としては、速やかに、本件敷地の東側からも津波が遡上しないよう、適切な防潮堤等を設置する措置を講じ、想定される遡上波が本件敷地に到達することを防止する必要があったものであり、その実施を妨げる事情もうかがわれず、それが実施された蓋然性が高い」。

イ 防潮堤等が完成するまでの間の措置が必要であったこと

上記のような防潮堤等の設置には「年単位の相当の期間を要したものと推認される」が、それが完成するまでの間、「重大な災害の発生及び拡大を防止するためには、原子炉の一時停止を含め、様々な措置が検討されなければならない」。

ウ 水密化等の措置を講ずる必要があり十分早期に完了し得たこと

防潮堤等の設置以外の防護措置について、「本件非常用電源設備は、主要建屋の1階又は地下1階に設置されていたのであるから、津波に対し、その機能を維持するためには、これらが存在する区画を特定した上で、当該区画及びその建屋について、津波による浸水範囲及び浸水量を想定し、浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定して、浸水を防止する水密化等の措置を講ずる必要があった」。当時の国内外の原子炉施設において「一定の水密化等の措置が講じられた実績があったことがうかがわれ、扉、開口部及び貫通口等について浸水を防止する技術的な知見が存在していたと考えられる。こうした知見を踏まえ、…水密化等の措置を講ずることは十分に可能であった」し、「防潮堤等の設置に比べて十分早期に完了し得た」。

そして「上記水密化等の措置は、防潮堤等の設置が完了するまでの間において、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要かつ適切な措置であるとともに、その後も、本件非常用電源設備の多重的な防護を図るものとして必要かつ適切な措置であった」。

エ かくして、三浦反対意見は、「水密化の措置が講じられていれば、本件津波に対しても、本件非常用電源設備を防護する効果を十分にあげることができたと考えられ」、「さらに、防潮堤等の設置が完了していれば、本件津波の一部が防潮堤等を超えて本件敷地に浸入したとしても、その浸水量は、防潮堤等が設置されていなかった本件事故の場合と比較して、相当程度減少していたものと考えられ」、「このことは、水密化等の措置による防護の効果を一層確実なものとしたことが明らかである」とし、「経済産業大臣が、東京電力に対し、技術基準適合命令を発していれば、本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったという高度の蓋然性があった」と判示し、結果回避可能性及び因果関係を認めた。

(3) このように、令和4年最高裁判決は、裁判官の中で判断が正反対に分かれています。多数意見が絶対ではなく、ましてや原子力事業者の安全配慮義務違反を問題とする本件訴訟において参考にはならない。

同判決の多数意見は、原子炉施設の安全対策における国の規制権限を「原子炉施設の津波対策」だけに限定して論じており、しかも、津波対策としては原子炉施設の敷地内への浸水を防止するための防潮堤等の設置だけが想定されるという極めて限定的な仮定に立ち、さらに、防潮堤等の設置基準について本件津波試算の各数値を絶対のものとしてこれに依拠した認定をしている。

多数意見は、このように何重にも限定的な判断を重ねて国家賠償責任を否定したものであるが、原子炉施設の安全確保対策は多重的な防護の必要性があり、原子力事業者の法的責任を考える場合に、このように限定的に判断する余地はない。

(4) 被告は、原子力事業者として、原子力発電所の安全管理について一次的に責任を負うものであり、二次的な責任を負う国と同列に論じられるものではない。

本件事故の原因については、津波対策を怠ったことが直接的かつ重大な要因であるものの、非常用電源を全て喪失したこと、地震により外部電力を供給する設備が倒壊したこと、炉心溶融という過酷事故が発生したことなどが相まって事故が発生しており、こうした事故を起きたための多重的な安全対策が疎かになっていたことが本件事故をもたらした。

原子力施設の安全には、津波対策による非常電源の保護のみならず、代替的非

常電源の確保や、災害に耐えうる外部電力供給システムや、過酷事故発生時に被害を最小限にするための過酷事故対策（シビアアクシデントマネージメント）など、多重的な防護策がなされていなければならなかったのであり、それらの一つとして満足に対策してこなかった被告の不作為の悪質性は大きく、その結果もたらされた被害の甚大性に照らしても、再発防止の観点からも、被告の責任は加重されなければならない。

3 令和4年最高裁判決は下級審裁判に影響を与えていないこと

(1) 令和4年最高裁判決後の下級審裁判

令和4年最高裁判決は、被告の法的責任についての下級審裁判所の判断に何ら影響を及ぼしていない。

同最高裁判決後の下級審判決では、被告の法的責任について、結果回避可能性ないし不作為と結果の因果関係を認め、結果回避義務を怠ったとする判断が重ねられている。

(2) 東電原発事故株主代表訴訟の東京地裁判決

ア 事案の概要

福島第一原発事故により東京電力が①廃炉・汚染水対策費用、②被災者に対する損害賠償費用及び③除染・中間貯蔵対策費を負担することになったのは取締役の任務懈怠によるものだとして、東京電力の株主が、取締役らに対し、その損害賠償金を東京電力に支払うよう求めた訴訟である。

2022年7月13日東京地裁判決は、概要以下のように判示し、取締役らの任務懈怠を認め、取締役4名に対して、総計13兆円にも及ぶ損害賠償を命じた。

イ 取締役の責任

「原子力事業を営む会社の取締役は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津波（予見可能性のある津波）より過酷事故が発生するおそれがある場合には、会社にそのような賠償責任等を負わせないよう、当該想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負う」としたうえで、「長期評価の見解は、原子力発電所を設置、運転する

会社の取締役において、これに基づく津波対策を講ずることを義務付けられるべき相応の科学的信頼性を有する知見であった」として、取締役には長期評価を考慮した津波対策をすべき義務があったとした。

ウ 結果回避可能性

津波対策としては、防潮堤等の設置だけでなく、防潮堤等の対策が取られるまでの措置として被告の担当部署において主要建屋や重要機器室の水密化、具体的には開口部の防水扉等の水密化及び貫通部の水密化といった措置を容易に着想し実施し得たのであり、水密化によって重大事態に至ることを避けられた可能性は十分あったとした。

つまり、結果回避の方法は、防潮堤の設置に限らず、建屋の水密化や重要機器が置かれている部屋・場所の水密化などがあり、本件事故までにこれらの対策をとることは十分可能であり、これらの方法をとることによって本件事故を避けることができたとしたのである。

(3) 南相馬訴訟の2022年11月25日仙台高裁判決

ア 事案の概要

本件事故により南相馬市内から避難を余儀なくされた住民らが原告となり、本件訴訟と同様に、被告に対し、避難生活に伴う精神的苦痛とふるさと喪失・変容慰謝料を求めた事案である。

一審である御庁令和2年11月18日判決は、前記の山木屋訴訟の約3ヶ月前に言い渡された判決であり、山木屋訴訟判決と同様の判断を示したものであったが、その控訴審判決は、概要以下のように判示して、被告には、事故を予見しながら結果回避を怠り深刻な原発事故を発生させた重大な責任があるとし、加害行為の悪質性を慰謝料算定に考慮して、被告の損害賠償責任を認めた。

イ 予見可能性について

被告は、平成14年7月に長期評価が公表された頃には、大地震が発生する可能性を認識し、平成18年5月の溢水勉強会の頃には、津波が到来した場合タービン建屋の浸水により原子炉を冷却する電源設備が機能を喪失する可能性を認識し、平成20年4月には、最大津波高さが「敷地高さ(O. P. +10m)を超えるO. P. +15. 7

m(浸水深5.7m)になる」という試算を受けて、事故原因となった津波の大きさを超える津波が到来する可能性を認識した。

したがって、被告は、「平成20年4月には、福島第一原発において、本件事故と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して重大な原発事故が発生する危険があることを認識した」。

ウ 結果回避義務違反について

にもかかわらず、被告は、防潮堤の建設には時間と費用がかかり、津波対策が完了するまで原発が運転停止になれば収支が悪化するとの理由から想定した津波への対策を先送りした。

被告は、「他社の原子力発電所における津波対策として、建屋の止水扉の設置や壁を高くするなどの対策を講じた例があることも調査検討していた」のに「防潮堤の建設以外の津波対策については何ら検討せず、本件事故の発生まで、津波による浸水によって全電源を喪失し、原子炉が損傷するという重大事故が発生することを未然に防止する措置を何ら講じなかった」。

こうした被告の対応は「経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、結果回避措置を怠った重大な責任があつた」。

エ 慰謝料算定における悪質性の考慮

同判決は、避難を余儀なくされた慰謝料の算定にあたり「本件事故の発生について、事故を見ながら結果回避を怠り深刻な原発事故を発生させた重大な責任が被告にあることも考慮して算定するのが相当である」とし、慰謝料算定にあたり被告の加害行為の悪質性を考慮している。

(4)いわき市民訴訟の2023年3月10日仙台高裁判決

ア 事案の概要

いわき市の住民らが、本件事故により、自主的避難を余儀なくされ、或いは放射線被曝環境下での生活を余儀なくされたとして、国と被告に損害賠償を求めた事案である。

仙台高裁判決は、国家賠償法に基づく国の責任は否定したものの、国の責任を

論じる中で、被告についての予見可能性、結果回避可能性、不作為と結果との因果関係を認め、原告らの精神的苦痛の評価において被告の加害行為の悪質性を考慮して被告の損害賠償責任を認めた。

イ 予見可能性について

「平成14年7月に長期評価が公表された当時、既に土木学会による津波評価技術という研究成果もあったのであるから、長期評価の公表後直ちに想定される津波の試算に着手すれば、平成14年末までには、福島第一原発の敷地高を越える15.7mの津波を想定することは十分に可能であった」とし、「長期評価の津波地震の想定を踏まえれば、平成14年末には、福島第一原発は、技術基準にいう原子炉施設が津波により損傷を受けるおそれがある場合に該当し、被告東電は、電気事業法39条によって、長期評価によって想定される津波に対し、原子炉施設について適切な防護措置を講ずる技術基準適合性確保義務を負」っていたと認定した。

ウ 結果回避可能性について

判決は、次のように判示し、被告が津波対策として防潮堤等及び水密化等の措置を取ることは可能であり、これらの措置を取っていれば本件結果を回避する可能性が相当程度高かったとする。

「長期評価により想定される最大で15m程度の津波高さとなる想定津波を前提とし、かつ、『安全上の余裕』を確保した上で、防潮壁の設置、あるいは『重要機器室の水密化』及び『タービン建屋等の水密化』を講じ、本件津波が到来しても、非常用電源設備等が浸水して原子炉が冷却できなくなつて炉心溶融に至るほどの重大事故が発生することを避けられた可能性は、相当程度高いものであった」

「津波が敷地に到達すれば、主要建屋の1階又は地下1階に設置された非常用電源設備が浸水して機能を停止し、原子炉の冷却機能が失われて、深刻な事態が生ずることは明らかであったから、福島第一原発の施設の津波に対する安全対策は、安全上の余裕を考慮した想定がされたはずであると考えられる。そうすると、試算において、防波堤の湾内において、海拔10m前後の津波が迫り、その一部が敷地に遡上する可能性が想定されていたことから、敷地の南東側からだけでなく、東側からも津波が遡上する可能性を想定することは、安全対策上、むしろ当然であったといふべ

きである。」

「その当時、国内及び国外の原子炉施設において、一定の水密化等の措置が講じられた実績もあり、扉、開口部及び貫通口等について浸水を防止する技術的な知見も蓄積していた。原子力発電所は、津波に対する安全性を強く求められていたから、こうした知見を踏まえ、具体的な断層モデルの設定に応じて、波高や波力等に影響する様々な条件を考慮するとともに、不確実性については安全上の余裕を考慮しつつ、必要かつ適切な設備の性能等を検討することにより、水密化等の措置を講ずることは十分に可能であったと考えられる。長期評価の公表から8年以上もあったのであるから、こうした設備工事が平成23年3月11日までの間に完了できたことは容易に推認される。」

エ 加害行為の悪質性

判決は、次のように判示し、被告の加害行為の悪質性を厳しく断罪している。

「長期評価の公表以前の我が国における原子炉施設の津波に対する安全性の確保については、安全設備等が設置される原子炉施設の敷地が浸水することを防ぐことを安全対策の基本とし、福島第一原発は敷地が浸水しない前提で設計されていたから、長期評価により敷地の浸水まで想定される津波が具体的に予見された以上、重要な施設が浸水するのを防止することが津波に対する安全性の確保という点で極めて重要であり、そのためには、直ちに想定される津波を試算した上で、原子炉の安全確保のために重要な施設が浸水しないように、防潮壁や防潮堤の設置、重要機器室及びタービン建屋等の水密化等の適切な対策を直ちに講ずる必要があった。

それにもかかわらず、被告東電は、平成14年7月末に公表された長期評価に基づく津波の試算すら翌月に直ちに拒否し、平成20年4月に東電設計から福島第一原発の敷地高を5.7mも超える最大15.7mの津波が想定される試算を得ても、平成20年7月には津波への安全対策を先送りする決定をした。

長期評価によって想定された福島県沖での津波地震により、福島第一原発が津波により浸水して重大な事故を起こす危険が具体的に予見されたにもかかわらず、これに対する被告東電の対応は、原子力発電所の安全対策についての著しい責任感の欠如を示すものである。」

オ 加害行為の悪質性の考慮

判決は、次のように判示し、被告の加害行為の悪質性を損害評価に考慮するとした。

「被告東電は、敷地の高さを越える津波が福島第一原発を襲う危険性を具体的に認識し、想定される津波による施設の浸水を防ぐ対策を検討したにもかかわらず、対策を先送りすることを決定し、何ら対策を講ずることなく、平成23年3月11日の本件事故の4日前まで、保安院にも想定される津波の試算を報告することもせず、福島第一原発の稼働を続け、対策を講じていれば相当程度高い可能性をもって防ぐことができたはずの本件事故を発生させたのである。重大な原発事故が発生することを具体的危険として認識しながら、経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、周辺住民の生命身体の安全や生活の基盤となる環境をないがしろにしてきたというほかはないことは、本件事故による原告らの精神的苦痛の評価にあたって考慮するのが相当である。」

(5) 被告は上記二つの仙台高裁判決を受け入れたこと

上記南相馬訴訟の仙台高裁判決について、被告は上告及び上告受理申立を取り下げたことから、同判決は確定した。

上記いわき市民訴訟の仙台高裁判決について、被告は上告及び上告受理申立をしなかつたことから、同判決は被告との関係では確定した。

上記二判決について被告が上告・上告受理申立を断念したのは、第五次追補が発表されたことが理由ではない。

上記二判決は、被告の加害行為の悪質性を認め、これを損害評価に考慮し、第五次追補の追加賠償額を上回る損害額を認定している。被告が上告・上告受理申立を断念したことは、判決の認定した被告の責任を自ら認めたからにはならない。

4 被告の悪質性

(1) 以上のとおり、令和4年最高裁判決は、被告の加害行為の悪質性(責任加重事由)を否定ないし軽減するものでは全くない。

令和4年最高裁判決後の下級審判決がいずれも認定するとおり、防潮堤の設置及

び水密化により本件事故による被害は防ぐことができたのであり、被告の津波対策を怠った不作為と本件結果との間の因果関係は優に認められる。

(2)のみならず、被告の損害賠償責任を加重する加害行為の悪質性は、原告らが主張してきたとおり、津波対策の懈怠にとどまらず、被告が長年にわたり安全確保義務を怠り安全対策を阻害する行為を重ねてきたこと、データ改ざんや事故の隠蔽を繰り返してきたこと、莫大な費用をかけて安全神話をふりまき住民国民を騙してきたこと、本件事故後にも情報隠蔽や安全対策を懈怠していること、ADR和解拒否など被害者への不誠実な態度を取り続けていること、などの事情も考慮して判断されるべきである。

第3部 損害総論

第1章 賠償請求する損害の内容

第1 損害の費目

いわゆる1陣最終準備書面および山木屋最終準備書面では、4点の損害費目(避難慰謝料、故郷剥奪損害、居住用不動産損害、家財損害)をあげていたが、本2陣相双訴訟では、避難慰謝料および故郷剥奪損害の2点とする。

各損害の詳細・具体的な内容は、避難慰謝料については第2章、故郷剥奪損害については第3章において述べる。

また、被告の既払金との関係(指針等の内容や位置づけ)については、山木屋最終準備書面(総論)124頁以下で論じたとおりである。なお、中間指針第5次追補の評価については、後述する。

第2 2つの損害(避難慰謝料と故郷剥奪損害)の本質

山木屋最終準備書面(総論)127頁以下で論じたとおり、原告らが被った被侵害利益は、「包括的生活利益としての平穏生活権」であり、憲法13条(幸福追求権)、憲法22条第1項(居住移転の自由及び職業選択の自由)、憲法25条(生存権)、憲法26条(教育を受ける権利)、憲法27条(勤労の権利)、憲法29条(財産権)が基礎にあって保障されるものである。この「包括的生活利益としての平穏生活権」の概念は、1陣高裁判決によっても是認されている。

そして、この多様な損害については、あるがままに包括的に把握して評価する「包括的損害把握」がなされる必要がある。

この2つの侵害は別の内容の損害である。すなわち、侵害の態様としても、故郷剥奪損害は本件による避難を強いられるまで原告らが享受していた既存の権利利益を失う「損失」(Loss)であるのに対し、避難慰謝料は避難を強いられたことによって新たに生じた「出費」(Expense)というべき精神的苦痛の発生である。

これについて、一陣高裁判決は、本件の被侵害利益を「包括的生活利益としての平穏生活権」であるとした上で、「避難による精神的損害」と「避難前の地域生活(故郷)の喪失(剥奪)という損害」が別個の損害であることを明示したうえで、さらに、前者について「避難を余儀なくされた慰謝料」と「避難継続慰謝料」に細分化し、この3つについてそれぞれ損害額を算定するに至ったのである。

原告らとしても、2つの損害は別個であるとの趣旨に反しない限り、進んで3つの損害に細分化して評価されることを否定するものではない。

第3 請求方式について

1 はじめに

請求方式に関する基本的な考え方(「包括的な損害把握と個別請求方式」「本件における一律請求の意味」など)は、山木屋最終準備書面(総論)127頁以下で論じたところである。

一方、本2陣相双訴訟では、上記に加えて、代表立証が合理的な立証方法であることを論じる。

2 代表立証の合理性

(1) 原告側の立証

これまで、本2陣相双訴訟では、いわゆる代表立証として、9名の原告本人尋問を実施してきた。このような代表立証によって全原告の損害額を認定することは、経験則の観点からも肯定される(詳しくは準備書面(551)参照)。

すなわち、損害賠償の立証において、「このような被害に遭えば一般的にこの程度

の損害が生じる」という経験則に基づき、ある属性の原告について一律に損害賠償を認定することは可能であり、現に、交通事故や労災などの個別訴訟や、公害や薬害など大規模訴訟においても広くみられるところである。

そして、福島原発事故による被害賠償においても、避難指示対象区域の住民という属性であれば、避難慰謝料および故郷喪失慰謝料が発生することは、後記のとおり、1陣訴訟、生業訴訟などの全国各地の集団訴訟を通じて、経験則上明らかとなっている。

なお、本2陣相双訴訟は、分離前の1陣訴訟(69世帯を尋問)および2陣山木屋訴訟(45世帯を尋問)の主張立証も受け継いでいるため、本訴訟の中で、1陣訴訟および2陣山木屋訴訟で積み上げられた損害立証をもとに経験則を打ち立てて、本訴訟に適用されることは、何ら不合理なことではない。少なくとも1陣訴訟および2陣山木屋訴訟と同じ水準の損害を認定することは、立証不足でもないし、不合理な損害認定でもない(御庁(福島地裁いわき支部)における南相馬訴訟、2陣山木屋訴訟においても、原告全員の本人尋問は実施されておらず、代表立証によって、一定の損害額が認定されている)。

この点は、1陣最高裁判決(甲 A829)によっても是認されている。すなわち、同最高裁上告審において、被告は「裁量違反の事由2 相手方ら全員には生じていない「被害」を基準に一律に慰謝料の認定をしていること」と題して、「(原判決は)慰謝料の認定に当たって各相手方の個別の事情を認定することなく、相手方らの一部に認められる事情をつまみ食い的に認定」、「個々人の居住場所自体と離れた「地域」全体の事情を抽象的に認定した上で、恰もそれが相手方ら全員に当てはまる事情であるかの如く損害の認定」などと主張したが、最高裁は採用しなかった。

また、被告は「個別の損害項目の経験則違反」と題して、「「避難を余儀なくされた慰謝料」の基礎事情とした事実につき……当てはまらない者もいる」、「相手方ら」各人の「故郷」に関する利益の享受の状況もその侵害状況も何ら認定していない」、「原判決は、時期・区域を問わず、「相当の避難期間」の全期間にわたり一律に月額10万円の「避難生活の継続による慰謝料」を認めている」などと主張したが、最高裁は採用しなかった。

(2)他の集団訴訟

他の集団訴訟においても、代表立証に基づき、原告らに対して一律の賠償額を認めている。

①生業訴訟(原告約3650人)控訴審判決(仙台高裁令和2年9月30日)

同判決は「全員について同一に存在が認められるものや、また、その具体的な内容において若干の差異はあっても、平穏生活権が侵害されているという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在し得るのであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を一審原告ら全員に共通する損害として捉えて、各自につき一律にその賠償を求めることが許される」(239頁～240頁)と述べた上で、代表立証に基づき原告らに対して一律の賠償額を認めている。

②小高に生きる訴訟(原告321人)控訴審判決(東京高裁令和2年3月17日)

同判決は「このような慰謝料は、本訴提起時原告らの生活状況や避難生活の状況等の個々の具体的な事情を考慮した上で個別に算定されるのが原則であるが、一審原告らが主張する被害が、本訴提起時原告ら全員が本件事故によって等しく被っていると認められる損害であり、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度においても差異がないと認められるものであれば、これを本訴提起時原告らに共通する損害(共通損害)と捉えて、各自について一律の慰謝料を算定することも許される」(37～38頁)と述べた上で、代表立証に基づき原告らに対して一律の賠償額を認めている。

③津島訴訟判決(原告 640 人)福島地裁郡山支部令和3年7月30日

同判決は「(慰謝料の考慮要素の共通性)これまでに述べてきた上記慰謝料の各考慮要素において、その性質を示し、併せて津島居住原告の個別事情を例示しているが、こうした例示は、各考慮要素における代表的な事情を適示したにすぎず、これらの個別事情が、その適示された原告個人にのみ当てはまるというわけではない。津島居住原告は、いずれも津島地区という一つの共同体の構成員であり、各津島居住原告の被った精神的苦痛は、多かれ少なかれ、上記に指摘した要素を含むものといえる。」(190頁)と述べた上で、代表立証に基づき原告らに対して一律の賠償額を認めていく。

以上のように、他の集団訴訟においても、代表立証に基づき、原告らに対して一律の賠償額を認めているのであって、本2陣相双訴訟においても、同様の認定することは、何ら不合理ではない。

第2章 避難慰謝料

第1 はじめに

避難慰謝料の請求期間について、山木屋最終準備書面(総論)149頁では、「原告らは、必ずしも避難生活の終期を2018年3月末と考えるものではないが、本件事故発生から現在までの避難慰謝料総額のうち(2018年3月末までの85カ月で計算したとしても金4250万円となるところ)3000万円を一部請求する。」とした。

本2陣相双訴訟では、基本的には同様の考え方のもとで、本件事故発生から現在まで(2011年3月から2023年5月末までの147か月、計7350万円)のうち、一部請求として、世帯毎の請求額を請求する(具体的な金額は、各論参照)。なお、請求整理の関係で、一部の原告は7350万円満額の請求とする。

第2 中間指針における避難慰謝料水準の不十分さ

1 はじめに

「中間指針の位置づけ」「中間指針では避難生活の過酷な実態に対する認識が不十分であること」「中間指針における避難生活慰謝料月額基準の不十分さ」は、山木屋最終準備書面(総論)149頁以下で論じたとおりである。

2 第五次追補について

(1)原賠審の「指針」等の位置づけ

改めて述べるまでもないが、被告は本件事故による被害の賠償に関して、原子力損害賠償紛争審査会(以下「原賠審」という。)が策定した「中間指針」及び各追補(以下「指針等」という。)に基づいて、被害者からの直接請求に対する自主賠償を行ってきた。

ところが、この指針等が定めている慰謝料の内容が、損害の費目(対象となる被害の内容)においても、その損害額の算定評価においても、決定的に不十分であるとか

ら、その不十分な部分の追加支払いを求めて提訴したのが、本件「避難者訴訟」の「第1陣」(以下「1陣訴訟」という。)提訴以来の集団訴訟である。

その成果として、これまでに、指針等が認めている「避難慰謝料」すなわち、「避難生活の継続がもたらす日常生活阻害による精神的苦痛」に加えて、「故郷喪失慰謝料」の支払いが必要であるという判断が確立している。すなわち「故郷」(地域での生活)がもたらす、地域生活利益を中心とした有形無形の価値の侵害に対する賠償である。上記1陣訴訟の仙台高裁判決(2020年3月12日)は、この故郷喪失慰謝料を独立した損害費目として認定した最初の高裁判決であり、併せて認定された「避難を余儀なくされた慰謝料」とともに、各地における後続の同種訴訟の先例として、大きな影響を与えている。

(2) 第五次追補の策定

原賠審は、2022年12月20日、「中間指針第五次追補」(以下「第五次追補」という。)を策定した。これは、最高裁が2022年3月に、仙台・東京・高松の各高裁が被告東電に対して、指針を超える賠償を命じた7つの判決(以下「確定判決」という。)について、東電による上告の不受理を決定し、これらの高裁判決が確定したことを受け、指針の見直しを行ったものである。この確定判決には、もとより上記の1陣訴訟の仙台高裁判決も含まれている。

原賠審は2022年4月27日に第56回審査会を開催し、「判決が確定した損害賠償請求の集団訴訟を踏まえた今後の対応について」、「中間指針等の見直しも含めた対応の要否」を検討することを決定した。そして、これらの判決の内容を精査した上で、上記のとおり、指針の「見直し」である第五次追補を確定したのである。

(3) 指針の趣旨

原賠審が策定する指針は、「本件事故の内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等は前例なきものであった」ことから、「多数の被害者に共通する一定の損害類型」と、損害額の算定方法を示したものである。その趣旨は、「同じ損害類型の中で時期や行動態様で差が出ないようにするなど、公平性の確保、被害者の立証負担の軽減」を図るところにある。

このような指針が意味する趣旨から、第五次追補に関しても同様に、これまでの第

四次追補までの指針には示されていなかった、新たに類型化が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方を抽出して、追加したものである。

(4) 第五次追補の内容

そのような経緯であることから、第五次追補が新たに取り上げた慰謝料（精神的損害）の内容は、従前の指針が損害類型として取り上げていなかった被害について、確定判決を通じて損害認定されることによって形成された損害類型が、指針の見直しとして整備・列挙されている。

本件の原告らに関して、その概要を挙げれば、以下のとおりである。

- ① 過酷避難状況による精神的損害
- ② 生活基盤の喪失・変容による精神的損害
- ③ 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

①は、本件訴訟から分離して審理され、先行して判決が確定した、1 陣訴訟・控訴審判決（上記確定判決の1つ）が判示した「避難を余儀なくされたことによる慰謝料」に相当する。

次に②は、上記のとおり、1 陣訴訟・控訴審判決をはじめ、同2陣山木屋訴訟の1審判決、同南相馬訴訟の1・2審判決ほかにおいて認定された、「故郷喪失・変容慰謝料」に相当する。

③は、確定判決の内容ではなく、他の下級審判決において認定された損害である。本件においても、計画的避難区域である田村市・都路地区の住民である原告（故）長澤世帯について、第五追補が独立した新たな損害項目として類型化したこの損害費目が、避難慰謝料の考慮要素として斟酌されるべきものとして、位置づけられる。

他方で、指針が計上していた「避難生活による日常生活阻害による精神的苦痛」（「避難慰謝料」ないし「避難継続慰謝料」）については、第五次追補は指針に変更を加えず、いずれの避難区域に関しても、「月額 10 万円 × 85 ヶ月」（合計 850 万円）を維持している

このように、第五次追補は、従前の指針が対象にしていなかった損害であって、確定判決によって新たに形成された損害について、これらの確定判決が認めた損害額

をベースに、あらたな賠償項目と基準を策定したものであり、従前の損害評価を変更・増額するものにはなっていない。すなわち、先行する確定判決の内容をベースにした見直しという枠組みから、そこに示された賠償水準(慰謝料の金額)は、これまでの確定判決の水準に留まっており、賠償額の進展は見られない。

しかし下記のとおり、原告らは確定判決における認容額の水準を十分なものとは評価しておらず、だからこそ、本件訴訟が継続して遂行されていることを指摘しておきたい。

(5) 指針が賠償の上限ではないこと

上記(2)に指摘したように、指針の内容は、「多数の被害者に共通する一定の損害類型」と、損害額の算定方法を示したものである。その趣旨は、「同じ損害類型の中で時期や行動態様で差が出ないようにするなど、公平性の確保、被害者の立証負担の軽減」を図ることにあり、その内容は、求められる賠償の上限ではなく、むしろ共通する最低限の賠償水準を意味している。

第五次追補の定める新たな指針も、そのような指針の趣旨に沿って、これまで第四次追補までの指針には示されていなかったところの、新たに類型化が可能な損害項目や、損害額の算定方法等の新しい考え方を抽出して、追加したものである。

このような指針が意味する趣旨から、第五次追補に関しても同様に、その内容は求められる賠償の上限ではなく、むしろ最低限の賠償水準を意味しているのである。

そして、個別の訴訟における損害立証を通じて、原告らに共通して指針の水準を超える損害が認められる場合には、当然、そのような水準の賠償がなされる必要がある。よって、後続訴訟において指針の水準を超える被害の実情が立証された時には、各裁判所はそのような水準の賠償(指針の内容を超える賠償)を命じなければならない。このことは、第五次追補自身が以下のように、指針が賠償の上限ではないことを指摘し、強調しているところからも明らかである。

「本審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、本審査会の指針において示されなかつたものや対象区域として明示されなかつた地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる。東京電力株式会社には、

被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意とともに、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やADRセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者的心情にも配慮した誠実な対応が求められる。」

(6)「上限ではない」ことの意味

ここに、「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるもの」とは、個別の原告(被害者)に特有の個別事情に基づく、「個別損害」だけを意味するものではない。

そうではなく、この指摘は指針が想定している「多数の被害者に共通する一定の損害類型」(共通損害)における、共通の「損害額の算定方法」における、一律の増額を意味している。すなわち、本件における多くの集団訴訟においては、包括的な一律請求という請求方式を採用しているところ、このような後続の集団訴訟における損害の主張・立証を通じて、指針が示している損害算定(慰謝料の金額)よりも高額の損害が、全ての原告に共通する損害類型について、「原告全体に共通する」一律の損害額として生じていると認められる場合には、そのように事実認定された(増額された)、「共通する一律の慰謝料」が、「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害」として、その賠償が命じられるという意味である。

けだし第五次追補は、上記のとおり、先行する確定判決の検討を通じて、第四次追補までの指針には示されていなかった、新たに類型化が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方を抽出して、追加したものである。そうであれば、その後の後続訴訟の審理において、損害の内容や程度に対して一層の分析と解明がなされ、より高額の水準に及ぶ損害の発生が、原告らに共通して認められる「共通の損害水準」として証拠上明らかにされたならば、当然、あらたに立証された水準の損害が認定されて、一律にその賠償が命じられるべきことになる。それは、個別の原告(被害者)に特有の個別事情に基づく、「個別損害」だけを意味するものではなく、指針が示している損害算定(慰謝料の金額)よりも高額の損害が、全ての原告に共通する損害類型に

ついて、「原告全体に共通する」一律の損害額として認められたということを意味するのである。

そして、このような損害認定においては、上記の確定判決における、それぞれの事実審の審理が終結した時点の後においても、なお被害が継続して生じており、その間に損害が増幅・拡大したことによって発生した新たな損害も含まれている。

本件を含む各地の後続訴訟は、いずれも、そうした損害立証による、共通損害における適正な認容額の、「一律の増額」を求めて、主張・立証を重ねてきたものであり、個別原告の個別損害を請求しているものではない。もとより、文字通りの個別原告の特有な事情によって生じた個別損害の存在を立証して、格別の増額を請求する事例(原告)もあり得るが、こうした事案のみが、ここでの課題ではないのである。

(7) 被告主張の誤り

ア 個別事情の立証による共通損害の増額

被告は、控訴審における準備書面(428)において、「第五次追補による改訂後の指針が示す損害額の目安は、類型的に把握することができない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。」と述べている(同書面13頁)。

この主張は、第五次追補が指摘する「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるもの」とは、個別の原告(被害者)に特有の個別事情に基づく、「個別損害」だけを意味するのだという趣旨であると解される。さらには、「共通損害」については、指針の内容が「上限」を意味するという主張である。

しかしこの主張は、第五次追補の上記記載の趣旨を曲解するものである。上記のとおり、この間の審理によって、損害の実相に対する一層の分析と解明がなされ、その間に増幅・拡大したあらたな損害を含めて、より深刻で高額な水準に及ぶ損害の発生が、「共通損害」における「共通の損害水準」として立証されたならば、当然、あらたに立証された水準の損害が認定され、その賠償が命じられるのであって、被告の主張には理由がない。

イ 本件における立証の内容

さらに被告は、「本件訴訟においては、一審原告らは各自が被った被害(損害)に

つき、『類型的に把握することのできない個別の被害事実』を主張・立証し得ていない」と主張している(同書面16頁)。

この主張も、全く理由がない。第1に、本件一審原告らは本件の審理(一審において1陣と分離する前の審理を含む)を通じて、多数の原告本人尋問、専門家による意見書と証言、そして現地検証及びこれに代わる現地進行協議等の立証により、本件被害の実相とその損害の深刻さを明らかにしてきた。これらの損害立証により、個別の原告に特有の個別事情と、それによる個別損害が明らかにされたことはもとより当然である。

第2に、それだけではなく、むしろ本件における主たる課題は、共通損害における適正な認容額の、「一律の増額」を求めて、主張・立証を重ねてきたものであり、個別原告の個別損害を請求しているものではない。そして本件の各原告が語る被害事実の多くは、確定判決後の損害拡大を含めて、他の原告にも共通する、まさにすべての原告にとって類型的に把握できる共通損害なのである。

このような意味で、これらの立証は、個別損害の立証であると同時に、「類型的に把握できる共通損害」の立証でもあった。本件における原告本人尋問は、一貫して、そのような趣旨と内容をもって実施してきた。

このように、本件における審理を経て、一審原告は、「多数の被害者に共通する一定の損害類型」である「避難を余儀なくされたことによる慰謝料(過酷避難状況による精神的損害)、「故郷剥奪慰謝料」(生活基盤の喪失・変容による精神的損害)、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害について、これらの損害の程度が、いずれも第五次追補が規定した金額よりもさらに高額なもの(深刻なもの)であることを立証してきた。

以上により、第五次追補が本件における損害認定の「事実上の上限」を画するというが如き被告の主張は、根本的に誤ったものとして、排斥されなければならない。

第3 避難に伴う精神的苦痛の重大性

1 はじめに

山木屋最終準備書面(総論)152頁以下では、山木屋地区からの避難者について

避難に伴う精神的苦痛の重大性を論じているが、これは山木屋特有のものではなく、その他の避難区域の避難者全般に対しても当てはまるものである。

すなわち、1陣最終準備書面(損害総論)において、慰謝料を基礎付ける事情が区域にかかわらず避難者全般に共通であること、これらは各種統計調査によって支持されていることを網羅的に論じたが、本2陣相双訴訟の原告らについても同様である。

① 避難先での生活

公共施設や宿泊施設などを利用した一時避難所では、大勢の避難者が共同生活を強いられ、プライバシーの欠如、トイレの共同、配給による食事、固く冷たい床での就寝など、住環境としては劣悪で、長期間の滞在ができる場所ではなかった(甲 C108-1、甲 C110-1、甲 C111-1、甲 C113-1、甲 C116-1、甲 C117-1、甲 C147-1、甲 C148-1、甲 C149-1、甲 C150-1、甲 C181-1、甲 C183-2、甲 C185-1、甲 C186-1、甲 C187-1など)。

原告らの多くが親戚や知人宅へ一時避難したが、親戚・知人宅での生活は、突然押しかけて負担をかけているとの罪悪感、遠慮、気まずさ、肩身の狭い思いなどにより多大なストレスを伴った(甲 C112-1、甲 C114-1、甲 C115-1、甲 C145-1、甲 C146-1、甲 C189-1など)。

仮設住宅や借上住宅では、居住空間が狭く、隣室から声や生活音が聞こえ落ち着かず、自らも生活音を出さないよう委縮した生活を余儀なくされた(甲 C112-1、甲 C113-1、甲 C114-1、甲 C117-1、甲 C144-2、甲 C145-1、甲 C147-1、甲 C148-1、甲 C150-1、甲 C152-1、甲 C183-2、甲 C185-1、甲 C186-1など)

② 見知らぬ土地での不安

知り合いがなく土地勘もない場所で、人との交流がなく、人と交流しようと努力してもなかなか打ち解けられず、不安感、疎外感、孤独感、孤立感を感じた(甲 C108-1、甲 C110-1、甲 C111-1、甲 C115-1、甲 C117-1、甲 C183-2、甲 C189-1など)。

③ 先の見えない不安

原発事故の処理が進まず、情報公開も不十分であり、避難生活の行方がどうなるのか見通せず、仮住まい中途半端な生活しか送れず、前にも後ろにも進めず、将来に対する不安が募る(甲 C108-1、甲 C111-1、甲 C114-1、甲 C116-1、甲 C189-1 な

ど)。

④ 被ばくによる不安や差別

放射能汚染されていないかどうか毎日の食べ物や飲料に不安を感じ、神経質になった。避難前又は避難移動中に自分や家族が大量の放射線被ばくをしたのではないかと不安に感じる(甲 C146-1、甲 C147-1、甲 C181-1、甲 C185-1、甲 C186-1、甲 C189-1など)。

とりわけ幼い子どものいる原告は子や孫に健康被害が生じるのではないかとの不安と被ばくさせてしまった後悔の念は大きい(甲 C108-1、甲 C116-1、甲 C187-1など)。

被ばくしたことにより差別を受けないか心配である。差別や中傷を受けないよう避難者であることを隠すようになった(甲 C110-1、甲 C147-1、甲 C152-1、甲 C187-1など)。

⑤ 仕事や生きがいの喪失

事故前の仕事や生業は、就労環境の異なる避難先で続けることはできず、生き甲斐を奪われ、毎日やることがなく無為な生活を送るのみで、孤独感と孤立感に苛まれた(甲 C110-1、甲 C111-1、甲 C113-1、甲 C116-1、甲 C117-1、甲 C146-1、甲 C149-1、甲 C183-2、甲 C184-1、甲 C189-1など)。

たとえ仕事を続けられたとしても、避難により長距離通勤、配転、減収となり従前と同じ就労環境を得ることは困難である(甲 C115-1、甲 C187-1など)。

⑥ 家族の離散

避難先の多くは大勢で一緒に移り住むだけの十分なスペースがなく、あるいは放射能汚染に対する恐怖感の違いなどから、あるいは体調悪化による入院や施設入所などにより、家族が別れて避難することを余儀なくされた(甲 C110-1、甲 C147-1、甲 C183-3、甲 C184-1、甲 C189-1、甲 C190-1など)。

また、幼い子どもや若い者は被爆による健康被害の不安が大きく、遠方へ避難したい強い一方で、高齢者は見知らぬ遠方の土地へ避難することを躊躇し、家族が一緒に避難できない事態が生じた(甲 C108-1、甲 C113-1、甲 C115-1、甲 C117-1、甲 C145-1など)。

こうして、それまで一緒に暮らしていた家族が避難により離れて暮らすことを余儀な

ぐされた。年配者にとっては子や孫との離別は非常に寂しいことであった。離れて暮らす間に家族や近しい知人が亡くなり、深い喪失感をもたらした(甲 C110-1など)。

⑦ 被害者同士等の軋轢

原告らは、職場の同僚や親戚・知人から「補償をもらえていいね」などと嫌味や中傷を言われる経験をし、避難先では、誹謗中傷されないよう避難者であることを隠して生活している(甲 C116-1、甲 C117-1、甲 C147-1、甲 C152-1、甲 C183-3、甲 C189-1、など)。

一緒に避難した家族も、避難生活のストレスから衝突することが多くなった(甲 C115-1、甲 C187-1、甲 C190-1など)。

⑧ 避難生活中の身体状態の悪化

高齢者の多くは、避難生活により、気力が衰え、体力も著しく減弱した。山木屋では高齢者も農業に従事し広い居住空間を動き回ることにより、足腰が強く自立した生活を送れたが、避難先の狭い居住空間で、周囲の目を気にして生活するため引きこもりがちになった結果、足腰が弱り体力が落ち自力歩行も困難になり、介護や入院が必要となった。その結果、避難生活中に死亡した者も少なくない(甲 C108-1、甲 C112-1、甲 C113-1、甲 C115-1、甲 C117-1、甲 C144-2、甲 C145-1、甲 C147-1、甲 C148-1、甲 C150-1、甲 C183-2、甲 C183-3、甲 C184-1、甲 C187-1、甲 C189-1など)。

高齢に限らず、原告らは多かれ少なかれ、避難生活の中で、上述した様々な日常生活阻害要因が重なることで病気に罹患し、あるいは持病の悪化が生じた。例えば、腰や膝の痛み、高血圧、耳鳴り、動悸、ふらつき、喘息、狭心症、頭痛、腹痛、腰痛、吐き気、疲れ、眩暈、手足の痺れ、痙攣、抜け毛、蕁麻疹、便秘、帶状疱疹、リウマチ、円形脱毛症、メニエール病、顔面麻痺、癌、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、腎臓病、子宮摘出、胆嚢摘出、大腸炎、骨折など、様々な身体状態の悪化を経験している。病状が悪化し死亡した者もあり、残された家族は深い悲しみの底に落とされた(甲 C146-1、甲 C189-1など)。

これら健康状態の悪化は、本件事故前の生活においては生じておらず、上述した様々な日常生活阻害要因が複合的に生じる中でのストレスによるものと考えられ、避難生活がいかに過酷であったかを物語っている。

⑨ 避難生活中の精神状態の悪化

原告らは、避難生活のストレスにより、イライラして家族に当たる、気持ちが落ち込みふさぎ込む、不眠症、不安障害、心身症、うつ症状、対人恐怖症、引きこもり、焦燥感、無気力、意欲の低下、流涙、動悸、パニック、精神不安定、食欲減退、希死念慮、記憶障害、認知症、情緒不安定などの精神状態の悪化を経験している(甲 C112-1、甲 C114-1、甲 C115-1、甲 C116-1、甲 C152-1、甲 C181-1、甲 C183-2、甲 C185-1、甲 C186-1など)。

これらは、上述した様々な日常生活阻害要因が複合的に生じる中でのストレスによるものと考えられ、避難生活がいかに過酷であったかを物語っている。

以上のような、原告らが語る避難生活の実態に照らせば、避難初期における精神的苦痛が極めて大きいものであつただけでなく、避難期間が長期化する中で精神的苦痛は軽減されるどころか深刻化したことが認められる。

第4 被告の悪質性などを増額要素として考慮すべきこと

前述の第2部で指摘したとおり、被告の一連の行為による悪質性は、避難慰謝料および故郷はく奪慰謝料の算定の際に考慮されるべきである。

また、準備書面(577等)および後藤意見書(甲 A832等)による主張立証(シビアアクシデント対策の問題点、廃炉作業の問題点等)も、慰謝料の算定の際に考慮されるべきである。

第5 避難慰謝料の算定

1 基本となる慰謝料月額

原告らは、基本となる慰謝料月額(50万円)について、「原告らの過酷な避難生活に見合う賠償基準」「一陣訴訟高裁判決の水準との比較」「避難生活の長期化によって苦痛が軽減されないこと」を山木屋最終準備書面(総論)164頁以下で論じたが、これは本2陣相双訴訟でも同様である。1

2 増額要素

前記の基本慰謝料に加えて、本書面では、増額要素について改めて論じる。

(1) 各要素

A 避難所等の増額

被告の支払い実績表(乙 C108第1号証の2等)のとおり、被告は、訴訟外の直接請求において、基本となる「精神的損害(避難生活)」として、(旧)帰還困難区域の避難者に対して1450万円、(旧)居住制限区域又は(旧)避難指示解除準備区域の避難者に対して850万円、(旧)緊急時避難準備区域の避難者に対して180万円を支払う運用をしてきた。

これに加えて、中間指針「6 精神的損害 III) ①本件事故発生から6ヶ月間(第1期)」において、「第1期については、一人月額 10万円を目安とする。但し、この間、避難所・体育館・公民館等(以下「避難所等」という。)における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。」と提示されたことに伴い、被告は、避難所等に避難した場合、月額2万円を増額して、「精神的損害(避難生活)」の中に組み込んで支払う運用をしてきた。

具体的な金額は、「精神的損害(避難生活)」の合計金額が、上記の区域毎の金額を超えた部分から逆算することができる(たとえば(旧)居住制限区域の避難者について「精神的損害(避難費用)」として計852万円の支払いがあった場合、避難所等の増額部分は2万円である)。

そこで、原告らは、少なくとも、被告が避難所等の増額として支払った部分については、同額の損害が追加で生じていることを主張する(世帯毎の具体的な主張金額は、各論において明示する)。

B 要介護の増額

被告の支払い実績表(乙 C108第1号証の2等)のとおり、被告は、訴訟外の直接請求において、障害者を含む要介護者について、「精神的損害(要介護)」として、月額1万円～2万円を増額する運用をしてきた(甲 A1069)。

この請求のためには、必要書類として「介護保険被保険者証の写し」「身体障害者手帳の写し」「精神障害者保健福祉手帳の写し」「療育手帳の写し」「上記4種類の証明書類以外に、要介護状態等にあることを確認できる証明書類等の写し」を提出しなければならない(甲 A1069)。

そこで、原告らは、少なくとも、被告が要介護者の増額として支払った部分については、同額の損害が追加で生じていることを主張する(世帯毎の具体的な主張金額は、各論において明示する)。

C ペット離別の増額

被告の支払い実績表(乙 C108第1号証の2等)のとおり、被告は、訴訟外の直接請求において、ペットと離別した場合について、「犬や猫等につきましては、離別・死別に対する精神的損害も考慮させていただく場合がございます」と説明した上で、「ペット精神的損害」として、10万円程度を増額する運用をしてきた(甲 A1070)。

そこで、原告らは、少なくとも、被告がペット離別の増額として支払った部分については、同額の損害が追加で生じていることを主張する(世帯毎の具体的な主張金額は、各論において明示する)。

D 子ども増額

被告の支払い実績表(乙 C108第1号証の2等)のとおり、被告は、訴訟外の直接請求において、①平成23年3月11日から同年23年12月31日の間に自主的避難等対象区域内に生活本拠(避難によって生活本拠となった場合を含む)があり、18歳以下であった者に対して40万円、②平成24年1月1日から同年8月31日の間に自主的避難等対象区域内に生活本拠(避難によって生活本拠となった場合を含む)があり、18歳以下であった期間がある者に対して8万円を増額する運用をしてきた(甲 A1071および甲 A1072)。

なお、同時期に妊婦であった場合も同様の増額運用である(甲 A1071および甲 A1072)。

そこで、原告らは、少なくとも、被告が子どもの増額として支払った部分については、同額の損害が追加で生じていることを主張する(世帯毎の具体的な主張金額は、各論において明示する)。

(2)弁論主義

被告は、上記の精神的損害に関する増額要素について、訴訟外の直接交渉を通じて、「要介護者さま等への精神的損害増額」「精神的損害(要介護)」「自主的避難等に係る損害」「ペット精神的損害」などの項目で既払金として支払ったことを主張立証

し(被告準備書面385、被告準備書面390など各世帯に対する弁済の主張、準備書面乙C108第1号証の2等)、これら精神的損害(原告らが主張する避難慰謝料および故郷剝奪損害に相当)について原告らは認めている。

したがって、被告が支払った精神的損害に関する増額要素の項目・金額について、その限度において自白が成立しているといえるから、いわゆる弁論主義の第2原則(裁判所は当事者間に争いのない事実はそのまま判決の基礎にしなければならない)にしたがい、少なくとも被告が主張する増額要素に対応する損害は、判決の基礎として認容されなければならない。

第6 慰謝料算定の終期について

1 終期を短くすることの不当性

被告は、帰還や移住した原告らについては、平穏な生活が回復したので避難慰謝料の終期が到来していると主張している。

しかし、帰還または移住という物理的変化あるいは住民票上の変化という事実だけで、「早期に平穏な生活が回復」と評価することは、実態を無視した暴論である。1陣最終準備書面第2分冊(損害総論)134頁以下で詳論したとおり、避難先で住宅を購入(移住)したとしても、避難先での軋轢や偏見を避けるため息をひそめるように生活しており、避難前と同等の平穏な生活を享受しているわけではない。また、帰還したとしても、インフラ復旧や放射線被ばくによる行動制限などの影響により、やはり避難前と同等の平穏な生活を享受しているわけではない。

また、避難中に死亡した原告についても、過酷な避難生活の中で終末を迎えるを得なかつた(平穏な終末を迎えることができなかつた)という点で、精神的苦痛が生じており、総体としての精神的苦痛は、生存者に劣るものではない。

さらに、避難終期は、損害総額を算定する一要素であつて、損害自体は本件事故発生と同時に一回的に発生している(事後的な事情によってと損害総額は影響されない)とみることもできる。

これらについて、以下のように、上級審(仙台高等裁判所)も、移住や帰還(あるいは死亡)という事実は、避難慰謝料の終期に影響しないと判断している。

①1陣仙台高裁判決(46頁以下)

「上記の相当の避難期間より前に帰還したか否かにより、避難生活の継続による慰謝料を認める期間に差を設けることも相当でない。これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。」

②生業訴訟仙台高裁(343頁以下)

「避難生活の継続を余儀なくされたことに係る損害は、当審においても月額10万円とした上で算定しているものの、その都度発生する継続的不法行為による損害ではなく、あくまでも過去の一回的事象(本件事故)によって、そのような期間避難生活の継続を余儀なくされたという損害であって、本件事故によって直ちに発生していたものとみるべきであるから、同損害の算定上終期とした平成30年3月よりも前に死亡したとしても、その分を減額すべきではない。」

2 避難慰謝料の実質

そもそも、日常生活阻害による苦痛や長期間にわたって見通しがつかない不安等を損害要素とする避難慰謝料は、毎月均等に発生する性質の損害ではないから、避難期間が長くなればなるほど損害額が増大する傾向にはあるとしても、必ずしも「月額×避難相当期間」という計算式によって算定しなければならないものではない。

これを賠償実務においては便宜上、「月額×避難相当期間」によって算定し賠償しているに過ぎない。原告らの避難慰謝料に係る請求も、避難生活に伴う精神的苦痛として、(月額50万円分の損害が均等に発生しているか否かはともかく)少なくとも請求総額を上回る損害が発生していることから、そのうちの一部を請求しているという趣旨で理解すべきである。このような理解は、先に述べたように、中間指針に基づき賠償金を支払った被告及びこれを受領した原告らの認識とも合致する。

そして、平成30年3月以前に死亡した原告らについても、本件事故直後は、放射性

物質に汚染された空間で、十分な情報も対策も与えられず、不安と恐怖と混乱の中で過ごし、乏しい選択肢の中から過酷な避難行動を余儀なくされたのであって、この時期の原告らが被った精神的苦痛には特筆すべきものがあり、月額10万円では到底慰謝されない程度の損害が共通して発生している。

また、避難中に死亡した原告については、避難中の様々なストレスが死亡の一因となっていることは否定できないし、帰還あるいは移住できずに、過酷な避難生活の中で終末を迎えるを得なかった（平穏な終末を迎えることができなかつた）ことによる失意・無念さは、測り知れないものがある。

このような被害の実態からすれば、平成30年3月以前に死亡した原告らについても、同月時点で生存している原告らに劣らない程度の精神的苦痛を受けているものと評価し、同水準の額の損害を認定することは、不合理ではない。被告自身、このような認識があるからこそ、被害者に対しては、死亡の有無を問わず一律に、定型的に賠償義務を認めて支払ってきたのだと考えられる。

この点については、本件の関連訴訟である仙台高裁平成30年(ネ)第164号事件（避難者訴訟第1陣）・令和2年3月12日判決（甲A第682号証）も、「原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。」（同判決46頁）と判示しているところである。

以上からすれば、平成30年3月以前に死亡した原告らについても、避難慰謝料に係る損害は、被告による既払い金を大きく上回っているものであり、少なくとも、避難慰謝料の支払いとして過払いになる余地はないことが明らかである。

3 支払いについての合意（和解契約）の成立

被告は、本件事故により避難した被害者に対し、避難生活等に伴う精神的損害として、費目と金額を被害者の合意を得た上で、一律に支払っている。そこでは、死亡の有無はもちろん、実際の避難の開始や帰還の時期、避難の期間すら問題にされておらず、避難指示による避難の開始という事実のみに基づいて、一定の居住要件を満た

す被害者に対し、上記の支払いが行われている。

そもそも、避難慰謝料のような精神的損害は、客観的な基準による損害額の算定が困難であるところ、このような損害費目について支払いを一律に認めた以上、被告が、「個別の被害者の避難生活に伴う精神的損害の金額を下回る場合には、超過支払分について当該被害者に対する不当利得返還請求を行う」という事態は、およそ想定されていないというべきである。

実際、被告は、自社のHP上において、避難生活等による精神的損害については、「『区域の見直し時点』又は『2012年6月1日』のいずれか早い方の時点において請求権が発生するという考え方となります。」「『区域の見直し時点』又は『2012年6月1日』のいずれか早い方の時点において存命だった場合には、その後に亡くなられた場合であっても、それぞれの区域における賠償対象期間について、相続人等の方にお支払いいたします。」

「包括請求方式にてご請求いただいた後、対象となる方が亡くなられた場合であっても、ご返還をお願いすることはございません。」として、平成30年3月以前に死亡した場合であっても、当該区域における賠償対象期間(原告らについては平成30年3月まで)の全額を支払うこと、賠償金の返還は求めないことを、次のように公式に公表している。

(Q01-1)

包括請求の対象期間中に死亡した場合、受領した金額を返還しなければならないのか。

(A01-1)

包括請求方式にてご請求いただいた後、対象となる方が亡くなられた場合であっても、ご返還をお願いすることはございません。

(Q01-2) 包括請求にて請求する前に死亡した場合、精神的損害について賠償対象外となるのか。

(A01-2)

精神的損害については、「区域の見直し時点」又は「2012年6月1日」のいずれか早い方の時点において請求権が発生するという考え方となります。

したがいまして、包括請求にてご請求いただく前に亡くなった場合でも、精神的損害の請求権の発生時点において存命であれば、相続人等の方に対して精神的損害の賠償金をお支払いいたします。

(Q01-3)

包括請求にて請求する前に死亡した場合、避難費用、就労不能損害について賠償対象外となるのか。

(A01-3)

避難費用及び就労不能損害については、ご請求者さまが当社に対し、請求書を返送いただいた時に包括請求にかかる合意が成立するという考え方となります。

したがいまして、包括請求書を当社に返送される前に亡くなった場合には、合意成立前であるため亡くなられた月までの損害額(実損分)について、賠償の対象とさせていただきます。

※被告 WEB の「よくいただくご質問」参照

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/faq/index-j.html

この点は、避難費用や就労不能損害については、「亡くなられた月までの損害額(実損分)について、賠償の対象とさせていただきます。」としていることは対照的である。

被告自身の実際の対応としても、避難中の死亡事例は多数生じているところであるが、被告がその遺族に対して不当利得等を理由に返還請求をしたという事実は生じていない。

これらは、被告自身が、原告らに対する避難生活等による精神的損害の支払いを、毎月10万円ずつ均等に発生し死亡をもって打ち切られるという性質の債務ではなく、賠償対象期間途中の死亡の有無にかかわりなく確定的に発生した債務の履行(分割払い)であると理解していることを表している。すなわち、そこでは、賠償対象期間途中の死亡による過払いが発生することは全く想定されていないのである。

このような理解は、賠償金を受領した被害者の認識とも合致する。すなわち、被害者としては、避難生活により被った精神的苦痛が月額10万円の支払いによって十分に慰謝されるとは考えていないのであって、被告が賠償を認めた金額については最低

限損害として発生しており、被害者が受け取るべき金額であると認識して、これを受領しているのである。

以上からすれば、被告による精神的損害の支払いと原告らによるその受領を通じて、原告らと被告との間では、平成30年3月以前に死亡した原告についても、避難生活に伴う精神的損害の金額は少なくとも被告基準を下回らないこと、被告が原告に対して同金額の支払義務を負うことについての合意(和解契約)が成立していると見るべきである。

このように、当事者間において合意・弁済済みの損害費目の一部について、かかる当事者の意思に反して、これを「過払いがあった」として他の損害費目の履行に充当するという取り扱いを行うことは、不当・違法である。

4 信義則違反

被告は、上記の通り、避難生活等に伴う精神的損害の賠償について、一旦は自ら納得したかのような態度を示しつつ、被害者に対する一律の支払いを実施してきた。そして、一般の被害者に対しては、過払いの主張は一切していない。それにもかかわらず、被告に対して裁判を提起した被害者に対しては、その態度を一変させ、まさに手のひらを返して、既払いの賠償金には「過払い」があったなどと主張する被告の対応は、従前の被告の対応と矛盾しており、まさに被害者を愚弄するものである。

したがって、被告の主張は、信義則(禁反言)によつても許されないことが明らかである。

万が一、被告の主張が是認されれば、被告が訴訟外の被害者に対して、既払いの賠償金に過払いがあることを理由とした不当利得返還請求を行う根拠を与え、新たな紛争を誘発して社会的混乱を生み出すことになりかねない。特に、避難生活中において比較的早期に死亡した一審原告の多くは、避難生活の厳しさに耐えられずに病の床に臥して死に至ったのであり、このように死に至るほど苦しんだ者ほど権利が保障されないという不条理が生じている。

第3章 故郷剥奪損害

第1 「故郷(ふるさと)」の本質

1 はじめに

原告らは、本件事故により、原告らがそれまで、生活の拠点としていた地域に大量の放射性物質が降り注ぎ、避難指示が出された結果、長きにわたり当該地域から避難することを余儀なくされた。

その結果、原告らは、それまで日常生活を送り、生業を営んでいた「故郷(ふるさと)」における、家庭(自宅)での生活、職業生活、地域生活等の一切を根こそぎ「奪われた」のである。これによって生じた有形無形の損害および精神的苦痛を、原告らは「故郷剥奪損害」として請求している。なお、従来、原告は、同損害について「故郷喪失損害」と呼称していたが、関教授の意見書を踏まえ、「故郷剥奪損害」と呼称することとする。名称は異なるが、その主張する損害の内容は、「故郷喪失損害」と「故郷剥奪損害」とで違はない。

以下、故郷剥奪損害の内容を明らかにする。

2 故郷の本質・構造

(1) 故郷剥奪損害における「故郷」

原告らが主張する「故郷剥奪損害」における故郷とは、単に「生まれ育った土地や地域」それ自体や「以前に住み、またはなじんでいた場所」、「昔過ごした場所」を指す概念ではない。

本来であれば、原告らは、普通の生活者として、そこに家を持ち、そこに住み、家族と一緒に生活を営み、友人が近所にいて、そして自分の田畠というものを耕したり、あるいはお茶のみをしたりという日常の暮らしを営んできた。しかしながら、本件事故によりこれらの暮らしがすべて奪われる状況が生じたことによって、これまで「地元」と呼んでいた地域を「故郷」と呼ばざるを得なくなったその地域を指す概念である。

そもそも、本件事故前から、被災 12 市町村は、人間関係の密度が濃く、共同性も色濃く残っている地域であった。また、この地域は、地縁・血縁が強い地域であり、相互に顔が見える社会関係が存在していた。また地元志向も強く、家や稼業を継ぐことが当たり前として育つ長男や、将来地元(故郷)に戻ることを見越して、進学先や就職先

を決める者は少なく、地元（故郷）での生活に価値を見出してきた人が多く存在した。そのため、地元（故郷）を基準に、進学先、就職先、通婚圏などが定められてきた。

双葉郡はひとつ」であるとか、「相双地域」、「浜通り地域」と称されるように、この地域には歴史的にも経済的にも綿密な結びつきがあり、社会的にも、文化的にも類似性があった。本件事故前、原告ら住民の生活圏や共同性は、浜通り地域の中で、自治体をまたいで成立していたため、原告ら相双地域の住民にとっての地元（故郷）は、自宅周辺や自宅のある自宅のある自治体に留まるものではなく、各々が、自宅や母校、仕事先等を中心とする共同性に帰属してきた。婚姻や転勤を契機として相双地域に転居した住民も、このように形成された地域の共同性と関わってゆくなかで、地域の同性と交わり、その一員となっていった。

このような経緯のなかで、地域住民が生活の拠点としていた地域が、広範わたり放射能に汚染され、長期間にわたり強制避難の対象となる事態は、過去に例を見ない。地域住民は、家庭（自宅）を中心とする地域生活や、職業を中心とする社会生活、余暇活動や友人関係を中心とする社会生活を含めた、生活のすべてを原発事故によって奪われた。

（2）経済学的分析

原告らが、このように「故郷」（地域社会）における、家庭（自宅）での生活、職業生活、地域生活の一切を奪われたことについて、除本理史教授は、「避難元の地域にあった生活・生産の諸条件を失ったことを意味する。」と表現する（甲 A46 号証：以下「除本意見書」という。）。

すなわち、「生活・生産の諸条件」とは、日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件であり、人間が日々年々営み（自然との間の物質代謝）を通じて作り上げてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの生活基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切を指すところ、これらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する（同意見書 8 頁、除本証人調書 2 頁～3 頁）。

そして人々の暮らしは、このような諸要素を個別に切り離して成り立つようなものではない。放射能汚染のない環境、生活基盤となる産業、生活物資・医療・福祉・教育サ

ービス等の社会的インフラのどれもが手の届く範囲になければ、私たちは豊かな暮らしを送ることはできない。すなわち、「生活・生産の諸条件」をなす諸要素が一体のものとして存在する事で、地域は人々の生活空間として機能しているのである(除本意見書10頁)。

人々は、こうした地域における「生活と生産の諸条件」を基礎として社会関係を結び、日常生活を送っている。

そして、これら諸条件の複合の仕方は、地域の独自性を生み出し、故郷は①私的財(土地・家屋)、②公共財(景観)、③社会関係(コミュニティ)などの固有性(当該故郷独自のものであり、他の地域で代替性がないもの)、長期継続性(長年にわたり継承されてきて、故郷の住民が今後を継承するために活動しているもの)を有していた(除本意見書10頁)。

このような「一体としての」「生活・生産の諸条件」の一切が、本件事故により破壊されたものである。

なお、地域住民は、このように「生活と生産の諸条件」を基礎として生み出された故郷の利益は、単に新たにインフラ等を整備したからといって、それに伴う地域生活や社会関係等が回復しなければ、回復するものではない。

大森正之教授も上記と同様の内容を述べている。すなわち、地域社会には、自然資本を基礎に、私的財物資本、人的資本から構成され、そこから社会関係資本と文化関係資本が形成され、付加された、相互に関連し総合的かつ一体的な「地域社会の包括的な資本関係」が存在しており、地域住民らは、このような「包括的な資本関係」を基礎として、将来にわたって、さまざまな無償の財および便益を享受することが可能となっていた(大森意見書4~5頁)。ここでいう「地域社会の包括的な資本関係」は除本教授のいう「生活・生産の諸条件」と同様のことを意味している。

(3)社会学的分析

他方、本件事故によって破壊されたこのような「故郷」について、環境社会学者である関礼子教授(以下「関教授」という。)は、原告ら住民が本件事故により剥奪された「故郷」とは、「人と自然のかかわり」、「人と人とのつながり」、「その永続性や持続性」といった三つの要素が、三位一体となった共同性の世界を意味するものと説明する。

この「故郷」とは、まさに人々が生命を営み、生活を営み、人生を全うするという場所、あるいは、環境を共有し、生活の共同を営み、子々孫々に歴史や文化、風景や風土性をつないでいく場所である。地域社会は、そこに生まれ育ち生活する人々に、長い間の人的なつながりと帰属意識により、搖ぎのない精神的な「絆」として安心感を醸成している。地域において人は、土地に根ざして生きることで自然とかかわり、そのような自然とのかかわりを通じて、人と人とがつながって、地域社会を形成している。

こうした繋がりは、世代を超えて受け継がれ、持続的・永続的な社会関係を築いて、精神のよりどころとも言える全人格的な場(共同性)を形成している。地域の住民は、家族や地域の一員としてその土地に根を下ろし、自らが根を下ろした土地で学び、働き、地域の文化や歴史を継ぎながら、その共同性の一部として地域生活を営む。

地域故郷における個々の生活は、当該地域の共同性の下で成立しており、個々の生活という櫛の歯が抜けては共同性が機能せず、共同性が機能しなければ個々の生活も成り立たなくなってしまうという関係のもとにある。

特に被災 12 町村のような地方社会において、地域の共同性と関わること無く生活をすることことができず、個々人によって地域の共同性とのかかわり方が異なるとしても、何かしらの方法により、地域の共同性と関わり、生活してきた。

このような共同性との関わりは、原告ら住民にとって、アイデンティティの根幹であり、人間の存在の基盤となるものである。

この共同性こそが、故郷の本質的要素であり、故郷という共同性があるゆえに、地域住民は、地域生活利益を享受し、豊かな生活を送ることができていた。

まさに故郷剥奪による損害は、人々が個として尊重されると同時に、家族や地域の一員として、自ら根を下ろした場所で学び、働き、地域の文化や歴史を継ぎながら、幸福に生きるという「土地に根ざして生きる権利」の侵害であり、重大な人権侵害である。関教授が示すかかる概念は、除本教授らが経済学の知見により整理した、一体としての「生活・生産の諸条件」という概念を、社会学の見地から包括的に表現したものである。

(4)「故郷」の本質

これらの分析からすれば故郷剥奪損害における「故郷」の本質は、地域社会の中で、

地域の住民らが共同して自然と関わり(自然環境)、人とつながる(経済、社会、文化)ことで営まれてきた「共同性」にあるといえる。

そして、これらの要素は、過去から未来にかけて受け継がれ、育まれ、将来世代に受け渡されていく持続性・永続性を有するものであり、他では代替することはできないものである。

個々の住民は、上記のような「故郷」に、人間の尊厳ある暮らし、平穏な生活と人生の営みを実現してきた。まさに「故郷」(すなわち地域の共同性)は個人のあらゆる基本的人権を包括的に支える基盤である。

しかしながら、本件事故により広域的に避難指示が出された結果、原告ら住民は、一挙に生活基盤のすべてを奪われた。避難指示により、自宅や母校、職場周辺に人が立ち入ることすらできなくなったことにより、これらを中心に成り立っていた地域の共同性もすべて奪われた。

原告らが訴える被害については後述するが、地域社会において地域住民が地域の共同性と接続することなく生活する事は不可能であるから、少なくとも、本件事故当時被害12村町に居住していた原告らは、年齢や居住歴、生活状況に関わらず、強制避難によって、強制的に、地域の共同性と切り離され、長期の避難生活を強いられることにより故郷を剥奪されたのである。

2 故郷の機能(地域生活利益)

(1)このような故郷(共同性)での生活は、そこで居住する住民の生活に多くの有形、無形の利益を与える機能を有していた。この機能こそが「地域生活利益」である。

淡路教授は、この「地域生活利益」の中核をなす地域社会の機能として、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全自税維持機能の5つを挙げている(淡路意見書 16 頁～17 頁)。この故郷での生活で有していた利益を、経済的側面、社会的側面、文化的側面、精神的側面から整理したものである。

上記5つの機能は、地域住民の生活と生産を可能にする中核的な機能(利益)として位置付けられる。この点について、大森教授は、上記機能は、経済学的には、相互

に関連し、統合的かつ一体的な『地域社会の包括的資本関係』を基礎として発揮されるものであり、いわば『地域社会の包括的な資本関係』を基礎として発揮されるものであり、いわば『地域社会の包括的な資本関係』が担う、多元的な資本機能の発揮として捉えなおすことができる旨述べる(大森意見書4頁)。

また、関教授の証言によると、そこで居住する住民の生活や地域社会に貢献をする機能を持つ「仕事」を担うことは、「村を維持する仕事」に分類される。そして、地方社会において「村を維持する仕事」に従事することは、人としての誇りや遣り甲斐を獲得し、その地域において名声を取得したり、個人のアイデンティティの確立にもつながるものである(関証人尋問調書22頁)。

以下上記5つの機能について、その具体的な内容を述べる。

(2) 生活費代替機能

生活費代替機能とは、地域社会において、コメ、野菜、飲料水などを自給自足することが可能であり、各世帯で自給が完結していなくとも、地域社会の中で、相互に食料を供給しあうことにより(いわゆる「おすそわけ」)、食料品等を購入しなくても生活することができるといった、生活費を現象させるという経済的側面をもつ故郷の機能である。この機能は、経済的利益はもとより、精神的な安定、安心という利益も原告ら地域住民にもたらしていた。

(3) 相互扶助・共助・福祉機能

相互扶助・共助・福祉機能とは、複数世代の家族内、あるいは集落共同体でお互いに面倒を見合い、福祉的役割を果たすという機能である。この機能は、外部施設の福祉サービス等を受ける費用が減少するという経済的利益とともに、地域社会の中で安心して生活できるという精神的利益を原告らにもたらしていた。

また、外部施設の福祉サービス等が十分ではない地域においては、福祉サービスに代替する形で、地域生活を成立させる役割を担っていた。

(4) 行政代替機能

行政代替機能とは、地域の実生活の維持のための行政機能に代わる機能または行政機能を補完する機能である。

原告らの故郷である相双地域では、行政区の活動（行政からの連絡の伝達、住民の困りごとの行政への伝達、清掃活動その他の行事の運営等）をはじめとして、地域生活を維持するための様々な活動が営まれてきた。さらに、それらの活動は、集落の一体性という精神的な安定と安心という利益を原告らにもたらしていた。

（5）人格発達機能

人格発達機能とは、住民各人がアイデンティティ、誇りをもって生活を送ることを可能とすることにより、その人格的な確立・発展に資するという機能である。

原告らの故郷である相双地域では、様々な地域の行事や祭り、冠婚葬祭等の宗教的行事、文化活動等を通じて、隣近所や地域内における密な交流や、自己実現の機会がもたらされてきた。そして、大人も子供も皆顔見知りであり、住民一人一人が尊重される環境があった。

また、故郷の豊かな自然環境の中での生活、地域に根差した生業の存在も、精神的な安定やつながりの構築、自己実現の機会をもたらし、人格を発展させる機能を有していた。

（6）環境保全・維持機能

原告らの故郷である相双地区では、一人一人の住民では管理しきれない田畠、能動、里山等の自然環境は、共同で管理すべき「総目的」なものであり、実際に共同で管理することにより、その環境と景観を維持、発展してきた。このような故郷の機能を、環境保全・維持機能という。

田畠や里山の維持・管理は、当該田畠、里山という自然環境を享受する個人的利益を与える。

また、田畠や里山は、景観を構成するものであるから、景観として集合的利益、公益的利益を故郷の住民に与える。

このような自然環境は規模が大きいため、住民一人ではできず、当該事故の住民全体で保全・維持に取り組まなければ、保全維持はできないが、当該故郷の住民は、日常的に故郷の自然環境に関わり、その自然環境のすばらしさや意義を実感していたため、その保全・維持に協力をしていた。

このように、原告らの故郷では、住民が環境保全・維持のための活動を行い、その

結果として、自然環境を享受するという個人的利益、集団的利益、公益的利益を住民に与えていた。

例えば、里山に分け入り、山菜やキノコ等を収穫する中で、里山の環境は維持管理されてきた。人が立ち入らなくなることにより、里山は後輩をしていく。

また、田畠の管理についても、一か所管理を怠る土地があると、そこから虫やモグラなどの獣が発生し周辺の田畠を荒らすことにより周囲に被害を与える結果になるため、農民たちは、単に収入を得る目的だけではなく、地域の田畠の環境維持の目的で農耕を続けてきた。

地方都市において、赤字経営にも関わらず、農業を続ける農家が多数存在するのも、農業には、こういった地域環境の保全・維持(すなわち「村を維持するための仕事」)という側面があるからに他ならない。

(7) 小括

以上の通り、故郷における共同性により、原告ら住民は、各種の地域生活利益を享受していた。故郷の機能は、地域住民に様々な有形、無形の利益を与えていたのである。そして、これらの機能は、行政、インフラ(交通機関、病院、福祉、商店など)が必ずしも十分に整備されていなかった故郷において、豊かな生活を容易にする機能を有していた。また、同時に、このような「村を維持する仕事」に従事する事を通じて、地域住民は、アイデンティティを確立させ、維持させてきた。

3 故郷の精神的価値

上記のように、故郷における生活は、原告らにとってかけがえのない様々な無形の財産的・精神的価値を生み出していた。

また、原告らは、土地に根ざして生きることで自然とかかわり、そのような自然とかかわりを通じて、人と人とがつながって、地域社会を形成してきた。こうした繋がりは、世代を超えて受け継がれ、持続的・永続的な社会関係が築かれてきた。
すなわち、原告にとって、故郷とは、日常の生活全般であり、人生そのものであり、アイデンティティの根幹、人間存在の基盤となる場所であり、精神的な拠り所であった。
そのため、本件事故による損害は、避難慰謝料や、就業不能に伴う損害、財物損害だ

けで評価できるものではなく、それとは切り離されて「故郷剥奪損害」を構成するものである。

故郷剥奪損害が、財物損害とは切り離された損害である点について、財物賠償としての住居確保損害は、「house」という意味での家の経済的価値に対する損害は回復できるが、家の持つ当事者にとっては思い出の詰まった心のよりどころ、帰るべき場所（すなわち「home」）という意味での損害は填補しえない。故郷剥奪損害を論じるうえでの「イエ」は、「home」の意味での自宅の価値であると説明する。また、故郷剥奪損害を論じるうえでの仕事についても、収入には、収入（稼ぎ）を得るための仕事とは別にマイナーサブシステムと言われる、収入を得る以外の目的や役割を持つ仕事があることを指摘しつつ、地域社会の共同性の一員としてその場で仕事に従事することが、収入を得る以外の共同体の一員としての役割を担うことを指摘する（関証言19, 20頁）。

4 故郷剥奪損害の概要

(1) 故郷剥奪の概要

本件事故によって原告らは、生活・生産の場からの避難を強いられ、上記のような故郷における生活の一切を丸ごと奪われた。

まず、指摘しなければならないのは、かかる事態は、原告らの生活の拠点であり、そこで人間の尊厳ある生活と人生であり、それを支えていた地元の地域社会丸ごと奪われたという、極めて甚大な被害であるという点である。これは、近代化に伴い故郷を失っていくことで生まれる失望感や欠乏感とは、本質的に異なるものである。さらにそこには、本件事故によって突如として故郷での生活を奪われたという意味での＜被害一加害＞の関係が組み入れられている。

原告ら相双地域の住民は、本章第2以下で述べるように長年にわたる住民たちの助け合いと努力によって、自然と調和する生活を実現し、非常に密な地域コミュニティを醸成してきた。しかし、本件事故は、自然とのかかわりを奪い、人のつながりを壊し、持続的な地域ビジョンを描けない状況をもたらした。「人と自然とのかかわり」「人と人のつながり」「その永続性・持続性」の三要素からなる「故郷」が根こそぎ奪われたのである。

(2) 故郷喪失損害と故郷剥奪損害の同一性

この点、関教授は、本件事故により、故郷を奪われたことによる損害を故郷「剥奪」損害と定義する。これは、本件訴訟で原告らが主張する故郷「喪失」損害と同一の損害を指すものである。関教授が、これらの被害を故郷「剥奪」と定義するのは、以下の3点を含意し、被害実態を的確にとらえる点にある。

第1に、本件事故の実被害としての剥奪を問題とする。避難指示対象区域の被害は、本件事故から13年以上経過した現時点においては、区域が再編され、次第に避難指示が解除され、帰還困難区域でさえも、解除に向けた動きが進んできた。住民が避難先から帰還し、復興事業の進捗が伝えられる。

この点、関教授は、本件事故により、故郷を奪われたことによる損害を故郷「剥奪」損害と定義する。これは、本件訴訟で原告らが主張する故郷「喪失」損害と同一の損害を指すものである。関教授は、原告らと被告との関係について、故郷を奪った、奪われたという被害と加害の関係があることを強調する意味で故郷「剥奪」と定義している。

こうした、被害と加害の関係は、故郷剥奪損害を論ずるうえで重要な視点である。

(3) 故郷変容損害について

原告らは、分離前の避難者訴訟一陣において、帰還後の故郷剥奪損害(当時の呼称としては故郷喪失損害。)の特徴を指摘する際に、帰還後の故郷剥奪損害を「故郷変容損害」と呼称していたことがある。

これは、あくまで、帰還後の故郷剥奪損害の特徴を指摘するうえで、このような呼称をして整理したほうがわかりやすいとの考えに基づいて呼称したものであり、故郷変容損害が、故郷剥奪損害と根本的に異なるという趣旨で指摘したものではなかった。

関教授の意見書で詳述されているとおり、また、本章第2で述べる通り、避難指示が解除され、もともと居住していた故郷に帰還できたとしても、そこでは、人と人のつながり、人と自然の関わり、その持続性はすべて失われており、帰還後の故郷は、もといた故郷と同一性はない。すなわち、本件事故により剥奪された故郷は、帰還したとしても何ら回復していないのであり、剥奪されたままである。

関教授は、このような実態を踏まえ、「故郷変容」という表現を使うことを否定し、これも故郷剥奪損害であると捉えているが、これは原告らの認識、主張と合致するものであ

る。

これに関し、避難者訴訟一陣の仙台高裁判決は、故郷喪失慰謝料に関し、「(避難指示が)解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定に当たっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活インフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある」などとして、帰還困難区域の住民に生じた故郷喪失慰謝料額より、避難指示が解除された地域の故郷変容慰謝料額を減額して認定している(判決 49 頁、50 頁)。

同判決は、帰還後の状況について、「社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり」「同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上多大な不自由が続く」と正当に評価しつつも、「慰謝料額の算定に当たっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活インフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要がある」としている。

生活インフラが回復したとしても、やはり、すでに主張した通り、故郷剥奪損害は何ら軽減されていないのであるから、帰還困難区域と避難指示が解除された区域で、故郷剥奪損害の慰謝料額には、差異を生じさせるべきではない。

この点は、御庁における本事件の判決においては、克服されなければならない。

5 復興政策によっても故郷剥奪は回復しないこと

(1) 本件事故によって生じた「故郷」(地域の共同性)に対する被害は回復困難なほど重大である。被災12村町における地域の共同性は、広範囲における放射能汚染及び、これによる長期間の強制避難によって失われた。

その地域の共同性は、一度失われた以上回復しうるものではない。

(2) 復興政策による見せかけの復興

最も、本件事故後、一部地域では避難指示が解除され、当該地域への帰還が可能となった。また、国主導の復興政策によって、災害公営住宅、商業施設、診療所等、様々な施設が建築された。

しかしながら、避難指示が解除された後も、学校や仕事の問題から、地域の共同性の担い手である、中年や若い子育て世代は帰還していない。

巨額な費用を投じて建設されたこれらの施設も、地域住民のつながりや地域の共同性を回復させるものにはなっていない。

原発事故による被害地域の分断や、被害賠償の差異に伴う軋轢、帰還に対する意見の差異から生じる軋轢等から、事故前にあった人と人とのつながりは希薄になってしまった。また、地域のイベントや地域生活に伴い、築いてきた密接な関係も、強制避難に伴い、住民たちが各地に避難し、物理的距離が生じたことにより疎遠になっており、事故前の密接な関係は戻っていない。復興施設の存在が、こうした人と人とのつながりを回復させるには至っていない。

また地域のイベントを復活させたとしても、参加者は避難先から集まり当該イベントに参加するだけであるから、当該イベントが地域住民にとって、地域の一員としてのアイデンティティを築き、またそれを確認する場にはなっていない。

里山をはじめとする自然環境については、放射能により汚染されており、人と自然とのつながりが断たれたままである。

このように、避難指示解除や、復興施設の存在は、地域の共同性を回復させる要因ではありえない。

地域の共同性が回復していない現状については、本章第2において原告らの証言に基づき改めて主張する。

(3) 被害者らの自助努力

本件事故の被害者の中には、避難先等で、新たなコミュニティを築き、その地域の共同性に新たにつながった者もわずかではあるが存在する。

この点、原告らが、本件事故で奪われた地域の共同性とはまったく別個の、別の地域の共同性に接続した事実をもって被害が回復した旨主張する。

しかしながら、仮に原告らが自助努力によって、別の地域の共同性に接続したからと

いって、本件事故によって奪われた地域の共同性(すなわち「故郷」)の剥奪」が復活するわけではない。

原告らは、事故前の自宅で事故前と同様の生活を営むという選択肢が依然奪われたうえで、避難生活を営んでいる以上、被害者らの「土地に根ざして生きる」権利は現在も侵害され続けており、本件事故により、原告らの故郷は奪われたままである。

しかも、避難先の地域の共同性との接続は、あくまでも原告ら被害者が、自助努力で築き上げたものであり、そこに被告は何ら寄与していない以上、これを被告に有利に評価すべき事情も存在しない。

(4) 以上のように、原告らが奪われた地域の共同性は、既に不可逆的に奪われており、避難指示解除や、復興政策による施設等の整備によって原告らの故郷剥奪損害が回復したとは評価できない。

第2 二陣相双原告の故郷剥奪被害について

1 これまでの主張立証

原告らはすでに、原告らに生じた故郷剥奪被害について、書証、陳述書、本人尋問、専門家証人尋問、現地検証、現地進行協議などにより主張立証してきた。

これまで原告らが提出してきた主張書面では、主に、一陣原告の陳述書や本人尋問調書などにより、故郷剥奪被害、すなわち、本件事故前の故郷の状況及び本件事故による故郷の被害状況を主張立証してきた。

二陣相双原告は、一陣原告と基本的に同一の地域に居住していた人が多い。そして、故郷剥奪被害は、本件事故前の故郷から住民が受けていた利益が、本件事故により故郷に帰還できず、または故郷が放射能汚染されたことなどにより、帰還後も剥奪されたというものである。

したがって、二陣相双原告が受けた被害は、同一地域で居住していた一陣原告が受けた被害とまさに共通するものである。

一陣原告が受けた被害、損害については、福島地裁いわき支部(以下、「御庁」という)、仙台高等裁判所、最高裁判所での審理を経て、すでに賠償額まで確定しているのであり、少なくとも、これと同程度の被害が二陣相双原告に生じていることは疑いよう

がない。

ただし、一陣原告が受けた被害、損害について、その金銭評価された損害額が、その被害の程度に照らして不十分であったことは問題があり、この点は本訴訟における審理で克服される必要がある。

本章は、主に二陣相双原告の被害立証(主に本人尋問)に基づき、二陣相双原告が故郷剥奪被害を受けたことを主張するものである。

2 本項における主張の構成

故郷剥奪被害の現れ方を論じる際に、本件事故前に原告らが居住していた市町村ごとに主張、立証することは、一つの有益な手法である。市町村ごとに特徴があり、その特徴に応じて故郷の特徴も多少の差異が生じるからである。

原告らはこの手法に基づき、準備書面(591)及び準備書面(597)において、市町村ごとの故郷剥奪被害について論じた。

他方で、市町村ごとに論じることにより、浜通り地域の地域ごとの密接な関連性が見えづらくなるという弱点もある。

原告らが居住していた浜通り地域は、「双葉郡は1つ」「浜通り地域」と呼ばれており、歴史的にも経済的にも密接な結びつきがあり、社会的にも文化的にも類似性があるものだからである(甲 A831号証: 関意見書 19 頁)。

本章では、二陣相双原告の本人尋問により得られた供述から、原告らの故郷剥奪被害を主張するものであるが、上記浜通り地域の特徴をふまえ、市町村ごとに整理して主張することはしない(また、市町村ごとに整理した主張はすでに行っていることも理由の一つである)。

また、原告らの供述を整理する際には、関教授の「ふるさと」の定義に従い、次の3点の観点で整理し、原告らの被害を明らかにする。

①地縁・血縁が強い地域である

②〈地元=ふるさと〉の共同性、人と自然のかかわり、人と人とのつながり、その持続性がはく奪されている

もっとも、上記①、②は類似している要素もあるので、次の点で整理しなおし、論じる

こととする。

①「地縁・血縁が強い地域・人ととのつながりがあったこと、その剥奪

②「人と自然のかかわりがあったこと、その剥奪

③「人ととのつながり、人と自然のかかわりの持続性があったこと、その剥奪

なお、以下では本人尋問調書を引用する際には、次に記載する略語を使用するものとする。

2022年2月16日 吉田はつよ本人尋問調書 吉田●頁(●は、本人尋問調書のページ数。以下同じ。)

同日	長尾泰憲本人尋問調書	長尾●頁
同日	田中由里子本人尋問調書	田中●頁
同日	門馬昌子本人尋問調書	門馬昌子●頁
2022年5月11日	関根憲一本人尋問調書	関根●頁
同日	新國好枝本人尋問調書	新國●頁
同日	渡邊光義本人尋問調書	渡邊●頁
同日	門馬宣子本人尋問調書	門馬宣子●頁
2022年10月26日	松本忠彦本人尋問調書	松本●頁

3 地縁・血縁が強い地域・人ととのつながりがあったこと、その剥奪

(1) 人ととのつながり

故郷では、多くの住民が、先祖代々その地で生活してきたことが多く、「誰々の親、きょうだい、子、孫」という形で人間関係が作られ、また、次の世代に人間関係が引き継がれていき、密接な人間関係が作られていた。

(2) 共助

おすそ分けが当然のようになされ、玄関に鍵もかけず、互いに行き来をするような密接な人ととの関係性があった(吉田4頁。吉田5頁は、「子供の頃から当たり前のように続いていました」とあり、また、その密接な人間関係について「「来る者拒まずだった」と表現されている。ほかにも、おすそ分けについて門馬昌子2頁。)。

また、子どもたちが小学校に通う頃になると、その地域の人、誰かが見守ってくれて

いるというような、子育てで支え合う状況があつた(長尾8頁、門馬宣子6頁)。

門馬昌子2頁は、作った野菜を近所の子どもたちとママたちと一緒に野菜を植え、収穫してもらうという活動をして、自然とのかかわり、人とのつながりを共に体験する場を作っていたことが挙げられている。

また、葬式の際に隣組が手伝いを行うという習慣があつたり、隣組内の年始の集まりなど、近所の人との交流が深かつたことも言及されている(門馬宣子5頁、6頁)。

(3) 密接な交流

花見、納涼会、収穫祭など、折に触れて、家の近い人や親せきなどで、食事会や飲み会が行われ、会場は持ち回りで、夫婦、子供、孫などがたがいに来て、交流が行われており、住民の楽しみになっていた(吉田5頁)。自宅は家族の中だけのものではなく、近所の人や親せきが集まる開かれた場でもあった。

子育てを通じて、子どもの友人の父母と仲良くなり、バーベキューや花火大会をやるといえれば、近所の子どもやその父母が集まっていた(長尾7,8頁)。

(4) 人ととのつながりの剥奪

ア 帰還困難区域

帰還困難区域であり、現在も帰還できない場合には、故郷における人ととのつながりを享受できることは明らかである。

避難指示の発令により、故郷の住民はバラバラに避難し、避難先で従来の友人や親せきと関わりを持ち続けることは困難であった。

イ 避難指示が解除された区域

避難指示が解除され、帰還できたとしても、直ちに人ととのつながりが回復するわけではない。

避難指示が長期に及んだことにより、帰還者数は一部で、主に高齢者がごく一部帰還しているにすぎず(門馬宣子9頁)、従来の故郷における人ととのつながりは何ら回復していない。

これに関し、原告は次のように述べている。

「(住民の結びつきはどうですかと聞かれ)帰ってきた人同士でも物理的に隣に人がいないということが結構ありますので、なかなか本当に難しくなっていると思います。(田

中8頁)」

「(町の活気は事故前と比べてどうですかと聞かれ)事故前は、街を歩いても結構人が日中でも歩いていたんですけども、事故後は町も古いとか壊れた建物が一掃されまして、更地が多くなりました。それで、活気という点では以前とは比べ物にならないです。(田中8頁)」

「(原発事故から11年がたっているが、被害は回復したかと聞かれ)全然です。」「(その理由は)友人たちが一人も戻ってこない。町はどんどん解体されて、小中学校合わせて、全部で9校あったんですが、帰還困難区域の津島の小中と、海辺にあった請戸小学校は津波の遺構ということで残りました。東中学校は、新しいなみえ創生小中学校、生徒が合わせて30人いるかいないかですね、に替わって、あとは全部解体されちゃったんですよ。大体、小学校というのは、町、町民税隊の文化の中心地なんですね、それが跡形もなく広大な砂地になってしまいました。悔しくてたまりません。(門馬昌子16, 17頁)」

隣組も、帰還者数が少なく稼働しておらず、近所の方との交流や共助も失われてしまつた(門馬宣子6頁)。

田中9頁には、次の言及がある。

「結束という点ではなかなか難しくなっております。隣組等もなくなっているところもかなりありますので、隣が誰かわからないところもあります」。

このように、避難指示が解除されて、仮に故郷に帰還したとしても、人と人とのつながりは毀損されたままであり、何ら回復していない。

4 人と自然のかかわりがあったこと、その剥奪

(1) 農業・家庭菜園等

原告らは、故郷で農業を通じて自然とかかわりを持っていた。

例えば、原告番号112番の世帯は、田1町、畠1町、山林3町を所有し、代々農業を営んでいた(吉田1頁)。

農業は家族で取り組まれることも通常であった(例えば、吉田2頁は、母と退職後の父が農業をしていた旨述べる)。

こうして作られた農作物は、自家消費するほか、農協や直売所に出したり(吉田 2 頁)、おすそ分けとして親せきや友人の間で互いに分け合ったりして、地域の住民が消費しており、地域住民のつながりを支えるものでもあった。

吉田 4 頁は、「開けっぱなしの玄関によく野菜が置かれていました」とあり、長尾 8 頁は、「赤い実ができるときには、近所の子どもたちが集まってきて、つまんで食べてる。また、ゆずの木もあって、ゆずがたくさんできますので、それは私の一家で全部消費できないですから、近所の人たちにゆず湯につかってくださいと分け与える」と述べる。そのため、農作物を生産していた住民は、その作物に自信を持ち、ひいては、自身に対する自信、誇りになっていた(吉田 2 頁「(母は野菜や山菜について)おいしくて体にいいから食べてくれと、自信を持っていました。」と言及されている)。

このように、農業は自身の誇り・生きがいであるとともに、地域社会とのつながりを生み出すものであった(吉田 9 頁、ほかに門馬宣子 16 頁)。

また、農作業により体を動かすことが、健康の秘訣でもあった(吉田 9 頁)。原告門馬宣子の実家は、代々農業を営んでおり、同人も 9 歳、5 歳の幼少の子も含め、家族、親戚一同で農業を営んでいた(門馬宣子 1 頁、2 頁、5 頁)。幼少の子らも農業にかかわっていたのは、農作業を通じ自然の中で、自然と共存して育てたいという思いからであった(同)。

このように、農業は自然との共生の一つの現れであり、子供たちの成長を促すものでもあった。

(2) 山菜採り

故郷では、山林や海、川が近く、山の幸、川の幸、海の幸を取得し、自家消費するほか、地域で互いにおすそ分けをしあい、地域で消費されていた。

例えば、吉田 2 頁は、裏山から山菜やキノコを採っておすそ分けをしていたことが述べられている。(ほかに、渡邊 5 頁、門馬宣子 6 頁、7 頁)

(3) 地域の憩いの場、活動の場としての自然

自然は、単に食にかかわるものにとどまらず、遠足や登山の場にもなり、地域の人に親しまれるものであった。

その自然が作り出す風景(花や紅葉、動物の鳴き声など、四季折々の光景や音、に

おいなど)は、その地域を示す一つの独自性を持ち、地域のアイデンティティともいえるものであった(吉田3頁)。

例えば、富岡町夜の森では、桜が有名であり、町を挙げて観光名所としていた(長尾8、9頁)。

浪江町では、泉田川のサケ漁の様子をママと子どもたちと一緒に見たり、紅葉で有名な高瀬川渓谷で芋煮会をやるなどの活動がされていた原告もいた(門馬昌子4頁)。浪江町の原告は、「よそにはない空気がおいしい、朝の空気がおいしい。昼は青空が(ほかの地域と)全然違います。夜は星空がすごいきれいです。」「(楢葉町でしか聞けない音はどういうものかと聞かれ)小鳥のさえずりや、獣の鳴き声です。」「ザリガニや、カエルやカブトムシやクワガタ。セミ、その他いろんな動物がいました。」「蛍がとてもきれいに飛んでいるので、それを捕まえて、家に持ち帰り、部屋を暗くして、蛍を離すと蛍が明るく飛んでいるので、それを楽しみました」など、自然豊かな環境を楽しんでいたことを述べている(新國10頁)。

ほかにも、イナゴやカブトムシを取ったり、海でカニを釣ったりして遊んでいたことが触れられている(門馬宣子3頁、4頁)。

(4) 自然とのかかわりの剥奪

ア 帰還困難区域に指定され、現在も帰還できない場合には、故郷の自然とのかかわりを享受できないことは明らかである。

イ 帰還した場合

(ア) 仮に避難指示が解除され、従来住んでいた地域に戻ったとしても、故郷剥奪被害は、帰還したら終了するわけではない。

放射能は、除染が不十分であることと相まって、帰還者に重大な被害を与え続ける。原発事故により、原告らが居住していた地域では、多量の放射性物質が降り注ぎ、帰還者は、放射線量が事故前と比べて高い状況のなか、不安をもって生活をしなければならない。

自然環境は除染もほとんどされておらず、安心して山林に入ることはできなくなった。農業をしたとしても、安全、安心して、地域で分け合えるような農作物を作ることはできなくなった。

吉田10頁、11頁では、「(母は)放射能に汚染された作物や山菜は絶対に人前に出せない、売らないと言っていました」「放射能に汚染された作物で人を傷つけるのは嫌だ」と述べられている。

先祖代々引き継ぎ、守り継いできた土地、家屋、農地について、自らの代で子や孫に引き継げなくなり、もしくは自ら農業をやめなければならなくなり、先祖代々に対して申し訳ないと感じる住民は多数いる。

吉田9頁、10頁では、「(祖父が)とても苦労して開墾したと聞いているし、母はその苦労している姿を見てきたので、とても大切に守っていかなければならないという使命感があったんだと思います。」「(原発事故は、お母さんの使命感と誇りをも奪ってしまったという問い合わせに答へ)はい。」と述べられている。

本件事故後、避難指示が解除されて、被害地域に帰還しても、農業などのそれまでの生きがい・誇りでもあった仕事がなくなり、心身の健康を害す住民も多い。

吉田10頁は、「(両親が)自宅に戻ってからは、やることを失い、田んぼ、畑、裏山を眺めるだけの生活でした。」とあるし、その母が健康を害したあとは、「(母が)母ちゃん、無職になっちまった、何にもしねえで寝てる人には何にも食わせることないと言って、食事を拒否したこともありました」(同13頁)とある。

やりがいを失ったことにより、母がいかに苦しんでいたかがわかる。

また、経済的に従来の自宅に戻れず、復興住宅に入った住民もいるが、復興住宅では、野菜つくりが禁止されていて、できないということもあった(渡邊12頁、13頁)。

(イ) 土地、建物に対する思い入れ

原告らは、それぞれ、長年居住してきた土地、建物に対し、強い思い入れを持っていた。

それは、先祖伝來の土地、建物であり、将来世代に引き継ぐことが予定されていたためである。また、同時に、家族、親せきの結合の場であり、その土地建物は自らが成長してきた場であり、また、自らの努力が結実したもの、すなわち、自分たちが苦労して築いた家であったりするからである。

例えば、小高でスーパーを営業していた原告にとって、当該スーパーは生活の場、人との交流の場、成長の場であり、父から引き継いだ事業で、生きがいでもあった(田

中 1 頁、2 頁)。人とのつながりについて、同人は、客からおすそ分けを受けることも多々あったことについて言及している(田中3頁)。

同人は、本件事故後、避難指示により帰還者数が激減し、スーパーの営業を継続しても生活の糧となるほどの利益を上げることはできないため、廃業せざるを得なかつた(田中 4 頁)。

スーパーの建物を解体せざるを得なくなつたときには、同人は「自分の半身をもぎられるような感じでみてい(た)(田中 4 頁)」と、苦しい胸の内を述べている。

また、浪江町の原告は、浪江町に帰還する予定はないが、自宅を 600 万円かけて改修したことを述べている。その理由として、泣きながら次のように述べている。

「絶対解体したくない。やっぱり、私、今は東京に住んでますけど、私の根っこは浪江町のあの家にあるんですよね。あそこがなくなつたら、私は根無し草になっちゃう。どうしてもここは壊せないと思ったんです、2 人で作り上げた家だから、娘を育てた家だから。(門馬昌子15, 16頁)」

富岡町の原告は、避難指示が解除されていないが、月に 1 回は富岡に戻って家の管理、庭の管理をしていることを話している(関根 10 頁)。

他にも原告新國は、子育てをしながら働き、マイホームのローンを支払ってきて、そのマイホームもこだわったものであることを指摘している(新國 2 頁～6 頁)。

同原告は、この自宅を取り壊し、更地になったあとの敷地を見て、「夫と 2 人で苦労して建てた家が、あの事故さえなければこの家は壊れなかつたと思いましたし、今までの思い、子供とか、義父とか夫婦の生活、楽しかった生活が何か一瞬で全部なくなつたような、その思いでさえもなくなったような風に感じました。」とその苦痛を表現している(新國 12 頁)。

自宅で祖父母世代、子世代が同居し、また、独立した長男も近くに居住し、毎週、孫を連れて泊まりに来るなど、自宅が家族のつながりの場であった住民も多い(渡邊 4 頁など)。

(ウ) ヤマメやアユ釣りや、キノコ採りやしいたけの原木の販売などは、震災後は行えなくなっている(松本9頁、10頁)。

(エ) このように、本件事故による放射能汚染により、故郷に帰還したとしても、従来の

要には、故郷の自然とかかわりを持つことはできなくなったのである。

5 人と人とのつながり、人と自然のかかわりの持続性があつたこと、その剥奪

(1) 土地、家屋等をめぐる持続性

故郷の住民は、先祖代々、同じ場所で生活を続けており、代々、土地(自宅敷地や農地)、家屋を引き継いでいて、次の世代に引き継ぐ予定であったということが通常であつた。

その生業としての農地などについても、先祖が開墾し、それを引き継いでいて、次の世代に引き継ぐ予定であった。

こうして引き継いできた土地、家屋は、故郷の住民にとっては、引き継いだ自分が「自由にしてよいもの」ではなく、「借りているもの」であつて、「守り継ぐ」のが使命だつたのである。

例えば、原告吉田はつよ(原告番号112)の母の父は、田畠、山林を開墾し、原告吉田はつよの母は、その田畠、山林を「守り継ぐのが使命だと思ってい(た)」「(受け継いだ田畠、山林を守り抜くことを)誇りにしてい(た)」(吉田1頁)。

原告新國(原告番号116)も、実家の田畠は、父母と兄、姉らが山林に近いところを苦労して開墾し、思い入れがあることを話している(新國8頁、9頁)。

門馬宣子9頁、10頁は、母屋は築100年以上の建物で、先祖代々の建物、墓を引き継いでいることが言及されている。

(2) 伝統行事や歴史の持続性

故郷では伝統行事を長年にわたり引継ぎ、歴史を築いてきた。

伝統行事や祭りは、人と人をつなぐ一つの要素となっていたし、地域の伝統を象徴するものとして地域の誇りでもあった。

原告の一人は、次の通り話している。

「(小高は人のつながりが強い地域ですかと聞かれ、)そうです。恐らく藩政時代というか、もともと小高というのは野馬追等のお祭りによっても強いきずなで結ばれている地域でありましたので、とても私にとってはすごくつながりの深いところです。(田中5頁)」

伝統行事、祭り、故郷の歴史を長期間にわたり継承していくことは簡単なことではな

い。それを維持するための住民の努力が積み重ねられてきたのである。

「(小高の人は、自分たちの地域の歴史はみな勉強するのかと質問され)はい、勉強します。それから、「相馬流れ山」という相馬藩の歌があるんですけれども、小学校の時にほとんどの学校ではその歌と踊りを練習します。そして、運動会等で発表します。」「(地域の歴史に誇りを持ってますかと聞かれ)はい、あります。(田中5頁)」

このように、学校教育などを通じて、伝統行事、祭りを継承してきたのである。

祭りは地域ぐるみで参加するもので、祭りの主体として参加する人どうしのみならず、祭りの参加者との間の交流、つながりの場でもあった(田中 6 頁は、野馬追祭について、地域ぐるみで参加することが述べられている。)。

(3)人と人とのつながりの持続性

前述のとおり、人間関係は、故郷では、多くの住民が、先祖代々その地で生活してきたことが多く、「誰々の親、きょうだい、子、孫」という形で人間関係が作られ、また、次の世代に人間関係が引き継がれていき、密接な人間関係が作られていた。

しかし、これも故郷に帰還する人が乏しく、「誰々の親、きょうだい、子、孫」という形で築かれてきた人間関係は失われてしまった。

田中 9 頁は、「もともとから小高にいた人でも、新しく来た人にどこからいらっしゃいましたかと聞かれたり、また新しく来た人にあなたのことを町で知っている人はほとんどいませんよ」というようなことを言われたりとかして、かなりショックを受けています。」と述べられており、故郷における持続的な人間関係が失われていることが言及されている。

(4)持続性の剥奪

ア 避難指示が解除されていない地域では、その地に根付いたものとして、伝統行事、祭りなどを行うことができなくなり、また、先祖から引き継いだ土地、建物を次の世代に引き継ぐことができなくなり、持続性は剥奪されている。

イ 避難指示が解除されても、その持続性は剥奪されたままである。

例えば、伝統行事については、主体として参加していた子どもたちがいなくなり、地域の外の人に依頼して主体として参加をしてもらう状況である。

これに関し、次の供述がされている。

「子供おみこしは子供がいないことによりできません。それから、先ほど申しました木や

りとか旗とかを持つ中高生も本当に少ないので、この子たちはできないので、ほかの方々に、よその方々に依頼をして持って行列を整えるというような形になっております。(田中7頁)。」

「騎馬武者自体(の存続)もそう(心配)なんですけど、今まで代々受け継いできて、順々に上がってきていた人たちが、小高に帰ってきた人が高齢者ということで、若い人たちがおりませんので、継続にも危機感を持っているようです。(田中7頁)」

「全く復興されていないと私は感じています。」「だって高齢者しかいないんですよ。野馬追だって、ほかのよその地区からきて、野馬追にだけ参加して、馬に乗って、またその地区に帰るといった状況であって、残っていた人が盛り上げてやっている野馬追ではないと私は思っています(門馬宣子17頁)。」「(事故前は)親戚の人が馬に乗っていたので、よろいを着て、旗を付けて、うちに来て出ていくというのはありました。」(そのときにお酒やお料理をふるまつたりするかと聞かれ)そうですね。はい。」(門馬宣子18頁)。

葛尾村では、八幡神社で伝統的なお祭りがあったが、震災後は一度もやれていない(松本7頁)。

その理由は、お祭りをやるにも、かなりの人数が必要であり、本件事故前は、村の人がやっていたが、本件事故後は、住民の大多数が帰還しておらず、住民の手数が足りからである(松本8頁)。また、同様に、同村の収穫祭も行えていない(同)。

このように、故郷における人と人とのつながり、人と自然とのかかわりの持続性は、剥奪されたままなのである。

6 避難指示が解除されても、直ちに帰還できるわけではないこと

避難指示が出されている間は、当然、故郷に帰還することができず、故郷の「人と人とのつながり、人と自然とのかかわり、それらの持続性」を享受することはできない。

避難指示が解除されても、直ちに帰還できるわけではない。

それは、インフラ面の整備が十分でなかったり、そもそも帰還者が少なく、帰還しても十分に生活できる状況が回復していないからである。この点の詳細は、すでに準備書面(591)(597)(被災地の現況)で詳述したとおりである。

以下、現在も帰還できることについて、二陣相双原告の供述をもとに論じる。

富岡町夜の森周辺に居住していた原告は、次の通り帰還できない理由を述べている。

「現実問題として、今でも帰還困難区域であり、避難指示が解除されていない状態です。そういうことで、夜の森の自宅周辺とするところは、はっきり言って、解体工事がどんどん進んでおりまして、地域社会はとっくの昔に崩壊していると。しかも、放射線はいくら除染したってゼロになるわけではありませんし、やっぱり富岡、夜の森に変えることは断念せざるを得なかったのですね。(長尾 6 頁)」

「それ(引用者注:除染後の放射線量)がだいたい半分くらいの値になっているんですけど、ゼロにはなっていません、0.5マイクロシーベルトとか0.4マイクロシーベルトとか。0.23マイクロシーベルトだったとしても、年間に換算すれば、1ミリシーベルトになりますので、これはもう到底住めるような状況じゃない。健康不安は永遠に続くというような状況になっていますね(長尾 7 頁)」

「(住むことは諦めざるを得なかったということですか。と質問され)そうです(同)」

ここでは、そもそも、避難指示が解除されておらず帰還できること、避難指示が解除されても、帰還者は少なく、「解体工事がどんどん進んでおり」、人ととのつながり(=地域社会)がすでに失われていることが指摘されている。また、放射能汚染の懸念が払しょくされていないことも指摘されている。

7 他の地域に居住したからと言って、その地が「故郷」となるわけではないこと

原告らは、それぞれが居住していた福島県の浜通り地域の各居住場所周辺における、人ととのつながり、人と自然とのかかわり、その持続性を享受してきたのであり、これらは、他の地域(とくに田舎)に移住すれば、再び故郷を得るということではない。

人ととのつながりが典型的であるが、長年、その地域に居住し、互いに交流するという努力(居住している当人たちは、努力していると考えていないことが多いと思われるが)を積み重ねることによって、人ととのつながりは、培われる所以ある。

他の地域に入ったとしても、その地域で、「故郷」で作り上げてきた人間関係を再び作ることは到底できないのである。

原告は、次の通り、これに関して述べている。

「私は75歳になりますけど、夜の森で作り上げた人間関係はもう作りようがありません。

知り合いなんて一人もいませんし、ごみ出しとかなんかの関係で一応町内会には入っていますが、3か月に1回、集金に来られる人と挨拶してちょこっと会話を交わすくらいで、あとは何もありませんから(長尾10頁)。」

「(避難先で友人と呼べる人はできましたかと聞かれ)いません」「作ろうとも思わないし、それなりに全然わからない人たちだし、作ろうと思いません。(関根4頁)」「(富岡では友人と飲み会をしたり、周りの人と付き合いがあったかと思うが、それが全くなくなった現状についてどう感じるかと聞かれ、)ちょっと、やっぱし寂しいですよね。(関根5頁)。」

「仙台では、会えば挨拶はするんですが、それ以上の深い関わりとか、そういったのは全くなくて、本当に浅い付き合いでです。(門馬宣子6頁)」

このように、他の地域で居住していたからといって、そこが故郷の代わりになるわけではない。

そのため、故郷剥奪被害は何ら回復しないのである。

8 まとめ

以上のとおり、二陣相双原告が受けていた故郷からの利益は、本件事故により剥奪されたままである。

被告は避難指示が解除されて帰還可能になったこと、また、実際に帰還したことにより、その被害が回復されたかのように強調している。

しかし、これは誤りである。

原告は次の通り述べる。

「(夜の森に戻るとおっしゃっている方もいるのではないかと質問され)夜の森に帰るか、富岡に帰るかという話になった時、5人のうち3人くらいが、俺は帰ると。私が放射線が残っているのにどうして帰るんだと聞いたら、放射能は、癌ができたとしても、この年になれば、寿命で死ぬ方が早い、俺は絶対仮設住宅とか避難所なんかでは死にたくない、葬式は出したくない、ふるさとで死にたい、ふるさとにある先祖の墓に入りたいんだ、

と絶対という言葉を使って帰りたいと言っておりましたので、そういう人たちはおられるんじやないでしょうかね。」「死に場所を求めているような、決して帰って再建に協力するような話ではないですね(長尾10, 11頁)」。

原告ら住民は、本件事故前の故郷では密接な人間関係と豊かな自然環境を享受し、それぞれが役割と誇りをもって、助け合って、豊かな人生を生きてきた。

しかし、本件事故後、帰還したとしても、それは死に場所を求めて帰還しているという人が多く、また、密接な人間関係と豊かな自然環境はもはや存在しない。

本件事故前の豊かな生活は存在しないのである。

帰還の可否にかかわらず、原告らには甚大な故郷剥奪損害が発生していることは明らかである。

第3 故郷剥奪損害の損害額

上記の故郷剥奪損害の損害額をあえて金銭評価するとすれば、それは、金2000万円を下るものではない(基本的に1人2000万円の請求とするが、請求額整理との関係で、一部原告は2000万円を超える請求とする)。

前述のとおり、故郷剥奪損害は、帰還の可否にかかわらず各原告に発生しており、帰還の可否により損害額に差がつけられるべきではない。

第4章 被告の「弁済の抗弁」の主張について

被告による「弁済の抗弁」の主張については、既にこれまでの原告ら準備書面(545)～(548)(550)(552)(598)によって十分に反論済みであり、本書面においては概要を総括的に論じる。

第1 被告の主張

被告の準備書面(380)などによると、主張の骨子は次の通りである。

(1)原告らの請求は1個の請求権のうち慰謝料のみについて賠償を求める一部請求である。一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合、原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害を認定し、その全額から既払い金全額を差引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額

を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされている。

本件でも同様に判断するべきであり、主張立証責任は、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分も含めて、原告らが負う。

(2)被告による訴訟外の賠償は、損害の発生、数額を必ずしも個別に確認したうえで行われているものではなく、既払い金があるからと言って、それに対する損害(請求権)が認められるものではない。この点は交通事故などの一般的な損害賠償請求訴訟と異なる。

(3)精神的損害について、被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく一律の賠償をした。しかし、精神的損害の評価、算定における考慮要素は、個々の被害者によって異なり、その額も被害者の個別事情によって異なる。

平成24年以降、避難指示の対象となった多くの原告が帰還又は移住により避難を終了しており、帰還や移住により早期に平穏な生活が回復されている原告らは、自主賠償基準が一律に定めた額を下回る慰謝料が妥当する。

精神的損害の名目による支払いも、個別の原告らの事情によっては、損害を超える賠償が行われており、原告らの主張の当否の判断に際しては、この点も十分に留意される必要がある。

(4)既払い金に対応する損害が認められない賠償費目としては、①生命・身体的損害のうち因果関係が「不明」「なし」である中で支払われている賠償金、②住居確保費用、③物品購入費、④就労不能損害・営業損害の「特別の努力分」がある。

(5)損害の発生・数額を確認することなく賠償しており、これに対応する損害が生じていると認められない賠償費目としては、①実費(避難・帰宅費用、一時立ち入り費用、生命・身体的損害、検査費用(人)、検査費用(物))の賠償、②住宅の補修・清掃費用のうち定額30万円の支払分、③家財賠償のうち定額賠償分、④不動産(土地・建物・構築物・立木)に対する賠償金、⑤追加的費用名目での賠償金のうち、証憑に基づかずに支払われた部分がある。

(6)一応の証憑に基づき支払われているが、その一部についてこれに対応する損害が生じているとは認められない可能性がある損害項目としては、①生命・身体的損害の賠償に関する賠償などがある。

(7) (3)～(6)のような弁済があるため、これらの損害に対応する損害を原告側で立証するべきである。

2 被告の主張が認められないこと

被告の主張は、直接請求やADRによる弁済の事実経過及び、弁済当時の弁済に係る原告及び被告間の合意内容に反しており、到底認められない。

第2 原告らの反論

1 被告が原告に弁済をした経緯

(1)はじめに

原発事故後、被害者への賠償は、訴訟手続による解決を除けば、原子力紛争審査会(以下、「原賠審」という。)が策定した指針類に基づく被告の自主賠償、もしくは原子力損害賠償紛争解決センター(いわゆる原発ADR)による和解仲裁に基づいてなされてきた。

(2)原賠審における議論状況

ア 原発事故直後の議論状況

原発事故からおよそ1ヶ月後の平成23年4月15日に開催された第一回原賠審では、損害の種類別に、ある程度、早目に決められるもの、早く決めるべきものから処理していくこと、できる範囲でとにかく救済措置をやっていくべきであること、を求める委員の発言が相次ぎ、平成23年8月に策定された中間指針では、冒頭に以下の通り記載された。

【中間指針・はじめにより抜粋】(甲A810)

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故(以下「本件事故」という。)は、広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらした上、更に深刻な事態を惹起しかねない危険を生じさせた。このため、政府による避難、屋内退避の指示などにより、指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、あるいは、多くの事業者が生産及び営業を含めた事業

活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態に至った。

(中略)

このような状況の中、政府や地方公共団体による各種の支援措置は講じられているものの、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある。

(中略)

策定に当たっては、上記の事情にかんがみ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした。

【中間指針「第1 中間指針の位置づけ」の第4項より抜粋】(甲A810)

なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する。

イ 指針類の策定経過

中間指針が策定された後も、原賠審では順次損害項目ごとに検討を行い、指針類が以下の通り順次策定された。

ウ 損害項目の多さ・複雑さに関する議論

原発事故による被害項目の多さや複雑さは、原賠審の議論でも意識されていた。例えば、原発事故から2年を経過した平成25年3月28日に開催された第31回原賠審では、通常の不法行為と同様に3年で消滅時効に服せしむることは相当ではないという問題意識が共有されていたが、かかる議論においても損害項目の多さや被害の継続性が、過去の不法行為事案において類例がないことが指摘されていた。

エ 損害項目ごとの合意に基づく賠償と整理されてきたこと

平成27年9月9日に開催された第41回原賠審では、政府が原発事故後6年までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示区域の避難指示を解除する方針を示したことを受け、指針にどのような影響が生じるかについて議論された。

その際、能見会長は、原発事故による精神的損害の賠償は当事者間の合意をベースになされしていくこと、もっとも、かかる合意は清算条項付きの和解効は伴わないものであること整理がされ、東電担当者も同様の認識を示した。

オ 「過払」の可能性を指摘する議論は皆無であったこと

原賠審では、中間指針類の策定にあたり、被告に対し、清算条項を付さないように繰り返し釘を刺してきた。

指針に基づく支払が過払になる可能性について原賠審で議論されることは皆無であり、むしろ、前述ア記載のとおり、「損害の種類別に、ある程度、早目に決められるもの、早く決めるべきものから処理していく」という争いがないものから支払うという性質であるため、その賠償は過払になるどころか、不足するものであるから、追加賠償が認められるということのみが問題になっていたのである。

カ 小括

原賠審が、原発事故被害の重大性、広汎性、長期化という特殊性に照らし、「損害項目ごと」の指針を順次策定し、これに基づいて、被害者が被告と清算条項は伴わない「合意」の積み上げによって、賠償が行われてきた。

また、原賠審の議論では、「追加の賠償の可能性」が指摘されたことこそあれ、「過払」の可能性を指摘する議論は皆無であった。

(3) 被告による自主賠償対応

ア 損害項目ごとの請求書発送・合意の積み重ね

原賠審から賠償指針が示されると、被告はかかる指針に基づき「損害項目ごと」の請求書を被害者に発送した。多くの被害者は、被告から送付された請求書に、苦労しながらそれぞれの損害項目ごとの被害実態を記載し、それぞれの疎明資料を添付して賠償請求をした。

請求書を受領した被告は、請求書及び疎明資料を精査し、被告が受諾できる内容

を記載した合意書の案を被害者に送付し、被害者がそれに署名押印することによって、損害項目ごとの賠償を積み重ねてきた(甲A822)。

2陣原告の例でも、被告は、2陣原告世帯との間で、30～40通にわたる請求に対応した「合意書」を取り交わしてきた。

また、被害者と被告が合意した「合意書」とともに送られてくる「お支払明細書」には、損害項目や対象となった期間が詳細に記載されていた(乙C112第15の2等)。

イ 被告の査定に基づく支払

被告は、被害者の請求をそのまま認容するのではなく、被害者から送付された証憑類(乙C112第15の1等)を精査し、被告が定めた基準に基づいた査定に基づき、被告が認容できる金額を印字した「合意書」(乙C112第15の2等)を被害者に送付してきた。

当該「合意書」には、損害項目が明記されていたほか、同送されてきた書面「ご請求頂いた金額からの変更点について」には、被害者の請求額と東電の査定額の齟齬(すなわち、被告による査定結果)が明記されていた(乙C112第15の2等)。

2陣の別の原告世帯(世帯番号152)においては、転居に伴って必要となった費用117万9664円を多数の領収書を添付して請求したもの(乙C152第7号証の1)、そのうち認められたのは103万5252円分とされている(乙C152第7号証の2「ご請求いただいた金額からの変更点について」)。乙C152第7号証の1で「対象外」とされている領収書をみると、衣類やキッチン小物、コーヒーメーカー、洋陶器、パスタ・カレー皿、マグカップ、プランター培養土、物干し竿などが除外されており、「対象外」とされた理由の合理性は明らかではないが、少なくとも被告が原告の請求にあたって提出した証憑類を細かく精査して、厳しく振り分けていたことは明らかである。

被告から送付された合意書に押印しなければ賠償を受けられない立場にあった原告世帯は、やむなく被告が印字した賠償額での「合意書」に署名・押印し、被告が提示する賠償額に甘んじざるを得なかった(乙C152第7号証の3)。

ウ 「立証不足」の損害を切り捨ててきたこと

被告は立証不足を理由として多くの被害を切り捨ててきた。

例えば、生命・身体的損害について、被告は、医師が因果関係について「不明」「な

し」とされたものについても支払われている賠償金が存在することを指摘するが、実際には多くの場合において被告は、因果関係が存在しないことを理由として賠償を拒んできた。

2陣の世帯番号112番の原告の1人は、慢性腎不全が進行してしまい、平成24年2月7日から血液透析を導入した避難者である。週3回の血液透析を受けるために、往復54kmの通院を繰り返しているのであるが、平成24年9月から11月分として請求した通院日数に応じての慰謝料、交通費の全てを認めなかつたことがわかる(乙C112第10号証の2)。「ご請求いただいた金額からの変更点について」によると、被告は、「医師による「因果関係」の診断結果にもとづき、算定額を計算しました。」として、算定額を「0」としている(同)。

ただ、この原告につき、被告は、その直前の期間である平成24年6月から8月分として請求した慰謝料と交通費の合計については全額認めている(乙C112第8号証の2)。医師の「治療に関する照会状」が、「(略)間接的に腎不全を悪化させた可能性があるため」(同)という記載から、「避難生活に伴う、ストレス、食生活の乱れ(塩分制限、蛋白制限などができなかつた)により腎不全が進行した可能性もあるが、詳細は不明である。」(乙C112第10号証の2)との記載に変わったために算定額を「0」としたようであり、その判断の妥当性には疑問があるが、被告が証憑類を詳細に検討して個別に判断し、金額を算定してきたことは明らかである。

避難生活を送る中で身体状況が悪化していることは、本件訴訟における多くの原告が訴える被害要素の一つであり、準備書面(9)で紹介した避難者アンケートでも、避難生活に伴う健康状態の悪化は顕著である。

避難者の多くは、度重なる転居で主治医が変遷し、また、避難の長期化に伴い、体調悪化と原発事故との因果関係の立証が日々困難になっていった。その中で、被告は事実上不可能な立証を被害者に強いることで、損害の切り捨てをしてきたのである。同様に、家財の賠償でも、被害者は家財の被害額の「立証」を被告から求められた。被害者の多くは、原発事故が起きることは想定しておらず、購入時の証憑類を保有していないケースが大半であったため、被告の査定額を争う手段はなく、被告による査定を甘んじて受け入れるほか無かつた(甲A823)。

このような実態は原賠審では共有されており、「当時、緊急事態だったので、証拠があまり残っていないようなときに、申請してもあまり認めて頂けないようなことが苦情として結構出てきて」いるとの指摘が、原賠審の大塚会長代理からなされている(甲A804-1、原陪審第48回)。

存在が明白な被害について立証不足を理由に切り捨てるることは、事故加害者の対応として当然許されるものではない。

そのような中で、被告は、被害者に対し、原賠審が定めた指針に基づいた定額賠償を提案しつつも、これを超える賠償については疎明資料の不足を理由に切り捨て、被害者はこれに応じざるを得ないという構造の中で「合意書」の締結を重ねてきた。

エ 仮払補償金の清算について

なお、平成23年9月11日まで、被告は一部の被害者に対し、損害項目を特定せずに仮払補償金を支払ったが、その後の被告の賠償において、損害費目を特定せずに賠償金が支払われることは無かった。また、被害者に支払われた仮払補償金は、その後の賠償手続において本賠償において充当され、順次清算された(甲A823、甲A814における32頁)。

被告が被害者に順次送付した各請求書において、合意書に記載されている損害費目に関する賠償が、後日、他の損害項目に充当する可能性があることを指摘する記載は、仮払補償金の清算を除き、一切無かった。

よって、あたかも事故直後の仮払補償金の取り扱いが、その後の賠償でも踏襲されたかのような誤解を与えかねない主張であり、失当である。

2 原発ADRにおける賠償実態

原発ADRは、申立時点で損害項目を特定して申し立て(甲A801)、被害者はかかる損害項目に対応する証憑書類を提出しつつ、被害実態を仲介委員に説明し、これに対する被告による十分な反論を経て、仲介委員が中間指針に沿った検討を行い、和解案が提示してきた。

原発ADRで締結する和解契約書(甲A802)では、損害項目や対象期間が明示されており、後日、他の損害費目への充当されることは全く想定されていない。このよう

にして締結された原発ADRでの和解を、後になって覆される理由は皆無である。

3 和解の成立ないし弁済の合意の存在

被告が原告方に訴訟外で支払いを行う際、原告と被告との間で合意された内容は、少なくとも、当該合意書で定めた損害項目について、原告に損害が発生していること、その損害額が当該合意書で取り決めた金額以下でないことを確認し、かつ、被告がその損害賠償義務を負うことを確認し、その損害について被告が弁済することを約したものである(和解契約(民法695条))。

仮に、和解が成立したと認められないケースにおいても、個別の請求項目に応じて、算定額、受領額を計算して被告から提示し、合意書を作成しているのである、弁済の合意が存在する。

したがって、原告方においても被告においても、当該弁済が別の損害項目についてなされたものだと主張することは合意に反するし、被告のした弁済が過大であったと請求することも、弁済の合意に反し、許されないものである。

4 弁済の抗弁を主張することは、信義則に違反し、許されないこと

これまで主張してきたとおり、被告の主張は和解合意ないし弁済の合意に反するものであるが、同時に信義誠実の原則に反し許されるものではない。

(1)本訴訟は、2013(平成25)年12月26日に提訴されたものであるが、被告の弁済の抗弁の主張は、7年以上が(本件事故発生時から起算すれば10年以上が)経過した2021(令和3)年4月23日付の準備書面(380)で初めて主張されたものである。

しかも、被告がここで主張している「弁済」は、古くは本件事故直後のものであり、最も新しいものでも被告提出証拠によれば3年以上も前の2017(平成29)年である(乙C1 12第31号証の1~3参照)。このような過去の交渉事項については、被告から既に「弁済」を受けていることもあり、原告方はその損害項目に関する資料など既に廃棄してしまっている。そのような既払いの損害項目について、今頃になって「因果関係を立証せよ」というのが、被告の「弁済の抗弁」である。

(2)さらに、直接請求及びADRの具体的な手続きの流れは既に詳述したとおりであり、

被告は、原告らに多大な負担をかけて請求手続きを行わせ、提出された証憑類を精査し、認められない請求については除外し変更した算定額を提案している。支払いにあたっては、そのとき原告らの請求した部分について算定額を双方において確認・合意し、支払うという手順を踏んでいる。このように慎重な手続きによって算定された弁済が過払いだというのは、原告らにおいて考えることもなかつた主張である。

第3 結語

以上のとおり、被告の弁済の抗弁の主張は、本件和解合意ないし弁済の合意により許されず、仮にそうでなくとも信義則に反するもので認められない。

被告は、準備書面(399)においても、最高裁平成10年9月10日判決を挙げるなどして、被告の従前の主張を正当化しようと試みているが、自賠法16条1項の規定に基づいていた損害賠償の支払いの実態を理解しない主張であり、本件とは全く事案が異なるものである。

被告の「弁済の抗弁」の主張は、失当である。

第4部 終わりに

本訴訟は、損害賠償請求訴訟であるものの、それに留まらない社会的意義を有していること、最後に指摘する。

1. 本訴提起は、2013(平成25)年12月26日である。

即ち、本訴は判決日までの予想される日数を考慮すれば、約10年の長きに亘る年月を一審である地裁判決までに要しているのである。当支部における他の原発賠償請求訴訟と比較して、最も長い時間を要した一審判決である。

諸般の事情があつたにせよ、10年に亘り、司法的救済を得られなかつた事自体、原告らにとって大きな苦痛であった。

即ち、永すぎる裁判は原告らにとって、救済拒否と同様の効果、「今更、判決貰つてもという気持」にも十分な理由があると言わざるを得えない。

2. かつて、原発賠償裁判を指称して「所詮は金目でしょ」と発言した大臣がいた。

しかし、原告らの想いは剥奪された故郷への強い喪失感である。

原発設置前の双葉郡は、福島県の中でも事更に貧しいという意味で「福島のチベ

ット」と呼ばれていた。

この貧しさにつけ込んで国と被告東電は、権力と金力にものを言わせて原発設置を強行した。

そして、莫大な費用をつぎ込んで、全くデタラメな原発安全神話をデッチあげ、住民に強要してきた。

1点だけ指摘する。

1992年から苛酷事故(シビアアクシデント)対策として、ベント管が設置されるようになった。

改めて指摘する事なく、ベントは格納容器の水素爆発による放射性物質拡散を回避するための施策であり、ベント排気管からの放射性物質の拡散は既定の事実である。

従って、当時の欧州ではフィルターベントが設置されるのが通例であった。

しかし、被告東電は以上の様な事実を知悉していながらフィルターベントを設置しなかった。

即ち、苛酷事故の場合には、ベントに成功しても周辺住民の放射能被曝は不可避という当初からの体制であった。

もつとも本件事故では、そのベント処理にも失敗し水素爆発による周辺被曝となつたが、仮にベントに成功したとしても、周辺住民の被曝は不可避であった。 いずれにしても周辺住民の被曝など眼中にない安全神話であった。

そして、原発から発生した莫大な利益は利権構造を生み、いわゆる「原子力ムラ」と指称される集団が形成された。

その構造と体質は、事故後も全く変化がない。

3. 事故後10年を経過した2021年3月、原子力規制庁は「中間とりまとめ」を発表した。

そのなかから、2点だけ指摘する。

第1は、原子炉建屋のシールドプラグから7京ベクレルものセシウム137が発見された。(2011年3月11日に、東日本一帯に降り注いだセシウム137の総量の23.4倍と推定される莫大な量である)

第2は、1、2号共用のベント排気管のみが排気塔の筒頂部まで達していなかった事である。(他の原発は、3、4号機も含め、全て排気管は排気塔の筒頂部まで達してい

る)

因みに、この点について当時の被告東電社長が、国会に於いて「なぜ、その様な設計になったのか、その設計思想が今となっては分らない」と答弁した事は、極めて重要である。

原発は、存在する限り、修繕、撤廃、再築を繰り返す訳であるから、設計思想は仮に100年たっても明らかでなければ、正確な修繕、撤廃、再築はできない。

たかだか20年で設計思想が分からなくなってしまう被告東電は、原子力発電所という危険設備を運営する基本的資質を欠いていると言わざるを得ない。

2023年4月には、1号機の圧力容器の基礎のコンクリートがほぼ全面的に破壊されていて圧力容器の倒壊という事態が憂慮される事が判明した。

即ち、本件原発事故の態様、規模の深刻さは、未だ多くの部分で解明されていないのである。

それにも拘らず、被告東電は5回に渡り廃炉ロードマップなるものを発表し、被告東電に於いて事故の全容は把握していて、その廃炉作業は確実に進展しているかの如き印象を被害住民に与えてきた。

正に被害住民の心情を翻弄するものとしか言いようない。

4. 2015年に、亡安倍晋三氏が「汚染水はアンダーコントロール」と称して、オリンピックを招致し、8年後の今日に於いて処理できないので海に棄てると言い出している経過は、長く歴史に記憶されるべき国際的欺瞞と言うべきものである。

汚染水を海に流す最大の理由は「土地がない」と被告東電は説明している。

余りにも白々しい嘘である。

第1原発の周辺には、原発事故により誰も住めなくなった広大な土地が広がっている事は天下周知の事実である。

このような明白な嘘をゴリ押しする被告東電の姿勢には、原発事故に対する反省のカケラすら存在しないと言って過言ではない。

この様な謀略の積み重ねの結果として、奪われてしまった故郷に対する強い哀惜の念こそが、本訴訟原告らの原点なのである。

「原発事故前の故郷を返してくれ、返してくれたら金は一銭もいらない」というのが、原

原告の共通の本音である。

5. 原発の運転期間の延長を盛り込んだ東電法案「GX脱炭素電源法案」によれば、原発を我国の基本的エネルギー源として位置づけ、60年を超える稼働も可能としている。

正に、原子力ムラの全面復活への途である。

当裁判所におかれでは、原子力ムラへと吹き始めた政治の風に影響される事なく、原告の2度と原発事故を起こしてはならないとの思いに、素直に耳を傾けるべきである。

この裁判を通して、原子力発電所の構造からして事故は不可避である事、即ち、永久に壊れない機械はないし、全く失敗のない技術はあり得ない事は自明となった。

しかし、原発に於ける機械の破壊、技術の失敗は故郷を滅ぼし、社会を滅ぼす事が明らかとなつた。

「ノーモア、フクシマ」、これが、原告の最大の想いである事を銘記すべきである。

以上

